

第2次 稚内市食育推進計画



稚 内 市

は じ め に

稚内市は、日本最北に位置し、宗谷海峡を挟んでオホーツク海と日本海に面しており、この2つの海域から生みだされる豊かな海産物、厳しい宗谷の大地で育てられた農畜産物など、食材資源に恵まれたまちです。

「食」は生涯にわたって続く基本的な営みであり、生きる力や豊かな人間性を育む上で、大変重要です。

しかし、現在、核家族化や共働き、高齢者世帯の増加などの家族形態の多様化が進み、私たちの食生活を取り巻く環境が大きく変化し、不規則な食事や偏った食生活による生活習慣病の増加、また、食を大切に思う気持ちの希薄化など、様々な問題が生じています。

こうした状況の中、「知育・徳育・体育」の基礎となる「食育」を進めるため、平成25年に「食」の大切さを多くの市民に知ってもらうとともに、教育として次代を担う子ども達の心身の発達に大きな影響を与える食習慣の重要性を理解してもらうことを目的として、「第1次稚内市食育推進計画」を策定し、取り組んでまいりました。

この度、計画期間の終了に伴い、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、「心身ともに健康な食生活の推進」、「食の安全・安心の推進」に重点を置いた「第2次稚内市食育推進計画」を策定しました。

本計画の基本目標を『市民一人ひとりが「食」に関心をもち、生涯にわたり、健康な心身と豊かな人間性を育む』と定め、その実現に向け、引き続き、市民の皆様をはじめ、関係機関、団体等と連携を図りながら、本市の食育を推進してまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「稚内市食育推進会議」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成30年 3月

稚内市長 工 藤 広

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 食育の定義	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の推進体制	4

第2章 稚内市における現状と課題

前 段	5
1 心身ともに健康な食生活の実現	6
《推進施策1》 家庭における食育の推進	6
《推進施策2》 幼稚園及び保育所等における食育の推進 ...	11
《推進施策3》 学校における食育の推進	
《推進施策4》 地域における食育の推進	15
2 食の安全・安心の実現	20
《推進施策1》 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進 ...	20

第3章 目標

1 基本目標	24
2 重点目標	25
3 計画体系図	27
具体的な施策における主な事業内容について	28

第4章 食育推進のための施策展開

【重点目標Ⅰ】心身ともに健康な食生活の推進 33

●推進施策1 家庭における食育の推進 33

- (1) 食育に関する情報提供
- (2) 家庭で「食」を楽しむ
- (3) 妊産婦や乳幼児を対象とした栄養指導
- (4) 成人を対象とした食生活改善の推進
- (5) 高齢者を対象とした食生活改善の推進

●推進施策2 幼稚園及び保育所等における食育の推進 38

- (1) 幼稚園及び保育所給食を活用した食育の推進
- (2) 食育体験活動

●推進施策3 学校における食育の推進 40

- (1) 体験学習・活動を通じた食育の推進
- (2) 学校給食を活用した食育の推進
- (3) 栄養教諭（栄養士）による食育授業

●推進施策4 地域における食育の推進 43

- (1) 市民への食育啓発

■重点項目1 心身ともに健康な食生活の推進【指標】 45

【重点目標Ⅱ】 食の安全・安心の推進 46

●推進施策1 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進 46

- (1) 多様な体験活動を通じた地元産業の推進
- (2) 地産地消の推進

■重点項目2 食の安全・安心の推進【指標】 48

資 料 編 4 9

食育基本法 49

稚内市食育推進会議 55

稚内市食育推進計画庁内会議 57

食育プロジェクト・チーム 59

用語解説 60

食に関するアンケート調査【小学5年生・中学2年生】

調査結果 62

食に関するアンケート調査【一般市民】

調査結果 74

1 計画策定の趣旨

「食」は、私たちが生涯にわたって、心身ともに健康で生き生きとした生活を支える源です。

しかし、近年、社会環境が目まぐるしく変化する中、個人のライフスタイルや価値観の多様化などにより、私たちの食生活は大きく変わってきています。

いつでも食べたいものを食べられる便利な社会になった一方で、子どもたちの朝食欠食、栄養の偏りに起因する生活習慣病の増加、家族との食事を通じたコミュニケーション不足から起こる「孤食」の問題、食品の安全性の問題、伝統的食文化が失われる危機等、私たちの食生活に大きな影響を及ぼしています。

このような状況のもと、国は、平成17年6月に「食育基本法」を制定、平成18年3月には「食育推進基本計画」の策定を機に、平成23年度の「第2次食育推進基本計画」、平成28年3月の「第3次食育推進基本計画」において国・地方公共団体による食育の推進に関する基本的な方針や目標について定め、取り組みが行われています。

また、北海道は、平成17年12月に「北海道食育推進行動計画」、平成21年12月に「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画第2次）、平成26年3月に地域の多様な食育の継続的な実践を目標とした「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画第3次）を策定し、道内の食育を総合的に推進しています。

本市では、平成 25 年 3 月に「第 1 次稚内市食育推進計画」を策定し、食育推進に取り組んできました。

その結果として、家族との食事（共食）を通じて、子どもたちとの関わりをもつ機会を増やすことは、「欠食」や「孤食」を減らすことにつながるとともに、生活習慣を整え、朝食の摂取頻度を高め、学習や体力面に対して大きな支えにもつながることを再確認することができました。

また、「食育」を通じて、食の「習慣」、「安全・安心」、「体験活動等」、そして「地産地消」について見つめ直す良い機会になりました。

これまでの取り組みの評価等を踏まえ、様々な課題に対応していくため、第 2 次稚内市食育推進計画(以下「本計画」という)を策定し、引き続き、食育を推進していきます。

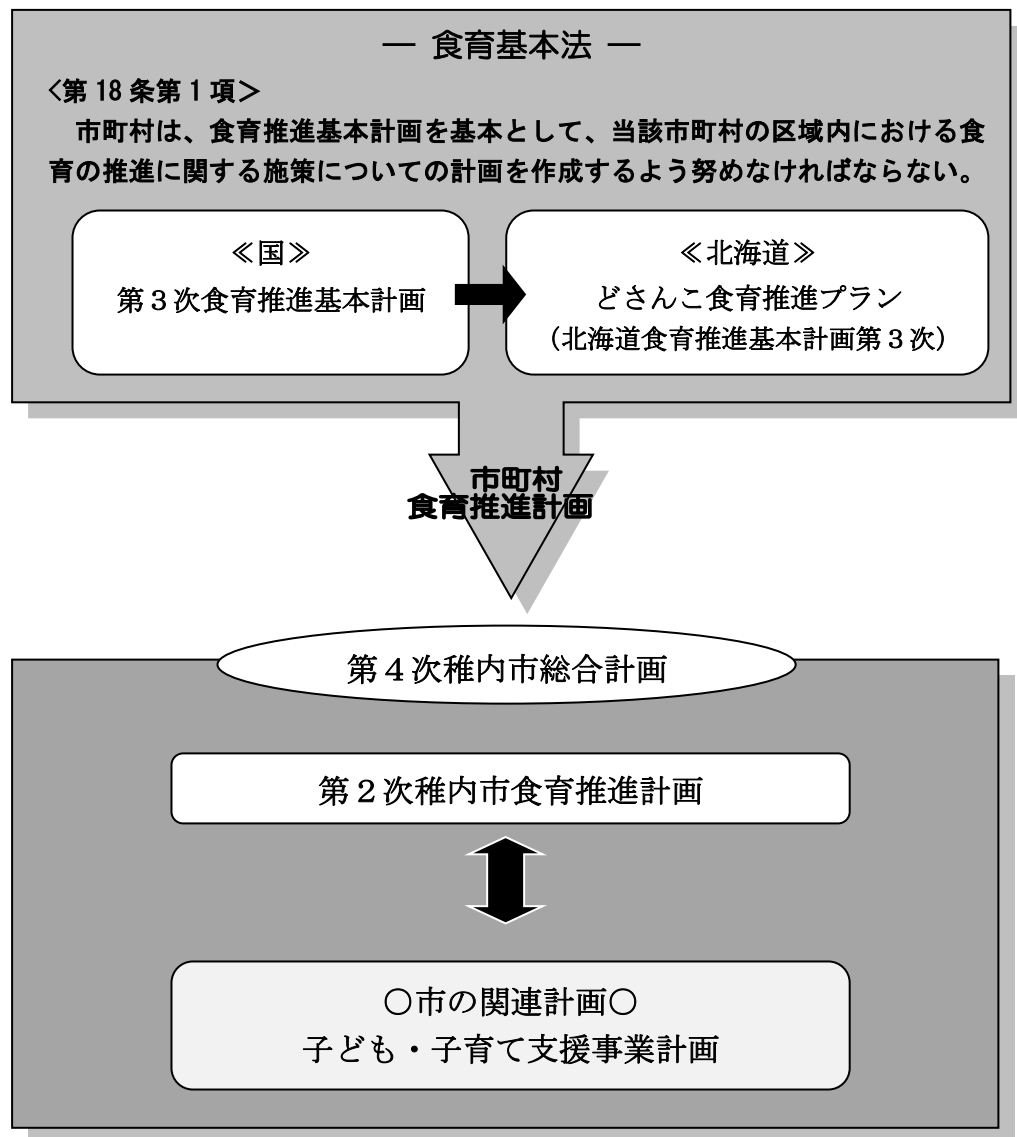
2 食育の定義

食育とは、生きる上での基本であって、「知育」・「徳育」・「体育」の基礎となるものです。

『様々な体験や学習などから「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てること』です。

3 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条の規定に基づく市町村推進計画と位置付け、「食育」を総合的かつ具体的に推進するための指針とします。



4 計画の期間

計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより、見直しが必要となった場合には、計画期間の終了前であっても、本計画の内容を見直すこととします。

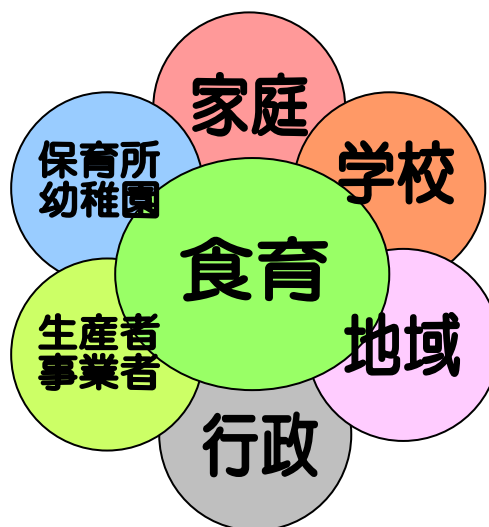
5 計画の推進体制

食育は、その関係する分野が家庭、保育所・幼稚園、学校、地域、生産者・事業者などの多岐にわたり、様々な取り組みが推進されています。

今後は、それぞれの分野の主体が、役割に応じて活動を行い、情報共有と相互連携を行います。

そして、総合的に「食育」を推進するため、市の関係各部署が横断的に体制整備を進めるとともに、関係団体と計画を推進していきます。

《食育推進計画体制のイメージ》



第2章 稚内市における現状と課題

本市の食育を推進していくため、「第1次稚内市食育推進計画」において、「心身ともに健康な食生活の実現」、「食の安全・安心の実現」の2つの重点目標を掲げ、それらの目標に沿った施策を設けて推進してきました。

【重点目標Ⅰ：心身ともに健康な食生活の実現】

《推進施策》

- ①家庭における食育の推進
- ②幼稚園及び保育所等における食育の推進
- ③学校における食育の推進
- ④地域における食育の推進

【重点目標Ⅱ：食の安全・安心の実現】

《推進施策》

- ①生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

「第1次稚内市食育推進計画」においては、「食」に関するそれぞれの分野で事業を推進してきましたが、市民の現状と課題を把握することが難しい状況でした。

この度、本計画を策定するにあたり、重点目標に沿った推進施策を基に、市民の食育に対する意識や関心、日常における食生活等の現状と課題を把握するため、「食」に関するアンケート調査を行いました。

＜平成 29 年度に実施したアンケート調査＞

名 称	食育に関するアンケート調査	
対 象	市内在住の 18 歳以上の市民 〔1,000 人を無作為抽出〕	市内小学校 5 年生及び、中学校 2 年生 ※市内小学校 10 校 270 人 市内中学校 7 校 254 人
調査内容	食育に対する意識や関心、日頃 の食生活等について	「食えること」についての考え 方、普段の生活での取り組みに ついて
実施時期	10 月上旬	9 月上旬
調査方法	調査票の郵送（返信用封筒）に より回収	学校ごとに対応してもらい、メ ールボックスにて回収
回 答 数	354 人	市内小学校 10 校 270 人 市内中学校 7 校 254 人
回 答 率	35.4%	100%

（アンケート調査結果は、資料編 p 62～p 93 参照）

1 心身ともに健康な食生活の実現

《推進施策 1》 家庭における食育の推進

【本市の現状について】

食育を推進していく上で、その基本となるのは家庭であり、ライフステージにおいても中心的な場となっています。

本市では、これまで家族と毎日の食事を通じて、食の楽しさを感じ、食への感謝の心を育み、食事のマナーや日本の食文化等の学びを支えるために、親子クッキング教室（料理教室）や「やさいクラブ（親子）」等に取り組んでいます。

近年、ライフスタイルの変化や共働き家庭の増加、更には社会環境の変化により、子どもの「孤食」や「欠食」、そして「栄養の偏り」などが指摘されています。

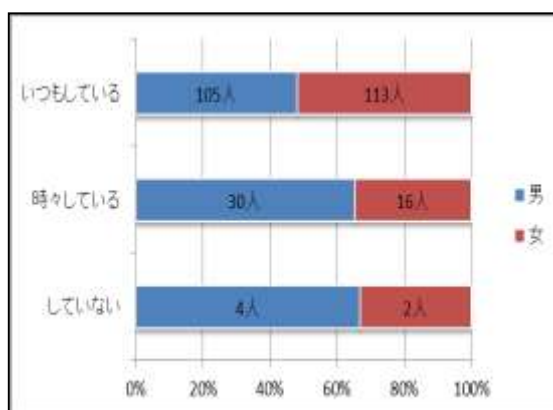
アンケート調査では、「共食」という視点で、毎日家族と一緒に食事をする」と回答したのは、小学5年生では84.8%、中学2年では76.4%、18歳以上の市民では33.8%という結果でした。

その結果から、小中学生は全体の7割以上を占めており、良い傾向にありますが、18歳以上の市民においては、年齢にバラつきがあり、10歳代から20歳代にかけて少ない状況となっています。

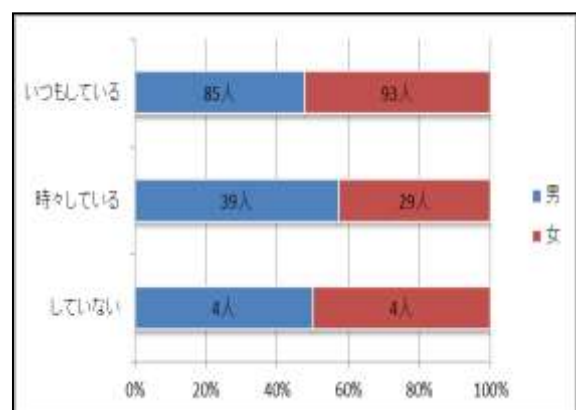
また、「食事のマナー」という視点から、「携帯電話・スマートフォンをしながら食事をしていますか」という質問に対し、「していない」と答えた小学5年生は88.5%、中学2年生では73.2%、18歳以上の市民では87.4%という状況ですが、10歳代から20歳代で見ると、半数以上が「いつも」又は「時々」していると回答しています。

■あなたは、食事のときにあいさつ(いただきます・ごちそうさま)をしていますか。

〔小学5年生〕

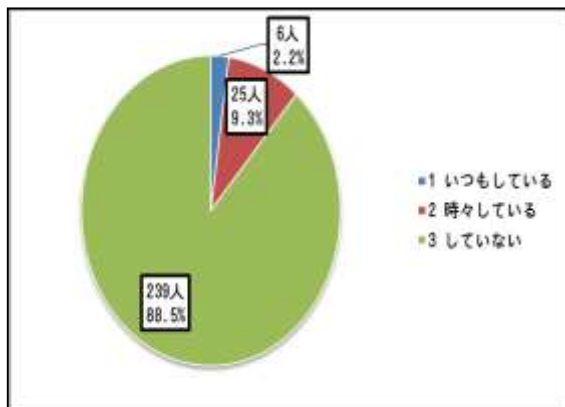


〔中学2年生〕

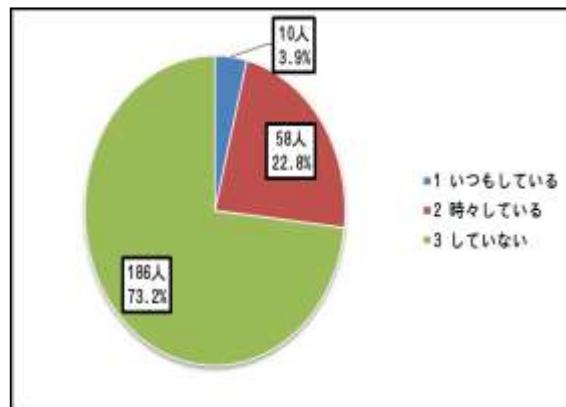


■あなたは、携帯電話・スマートフォンをしながら食事をしていますか。

〔小学5年生〕

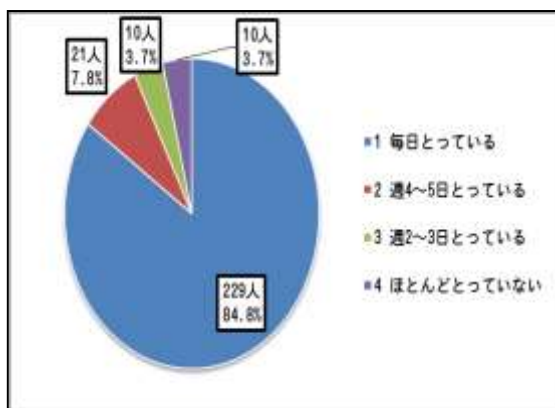


〔中学2年生〕

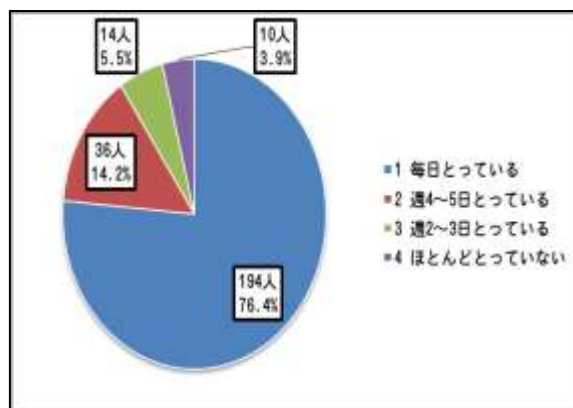


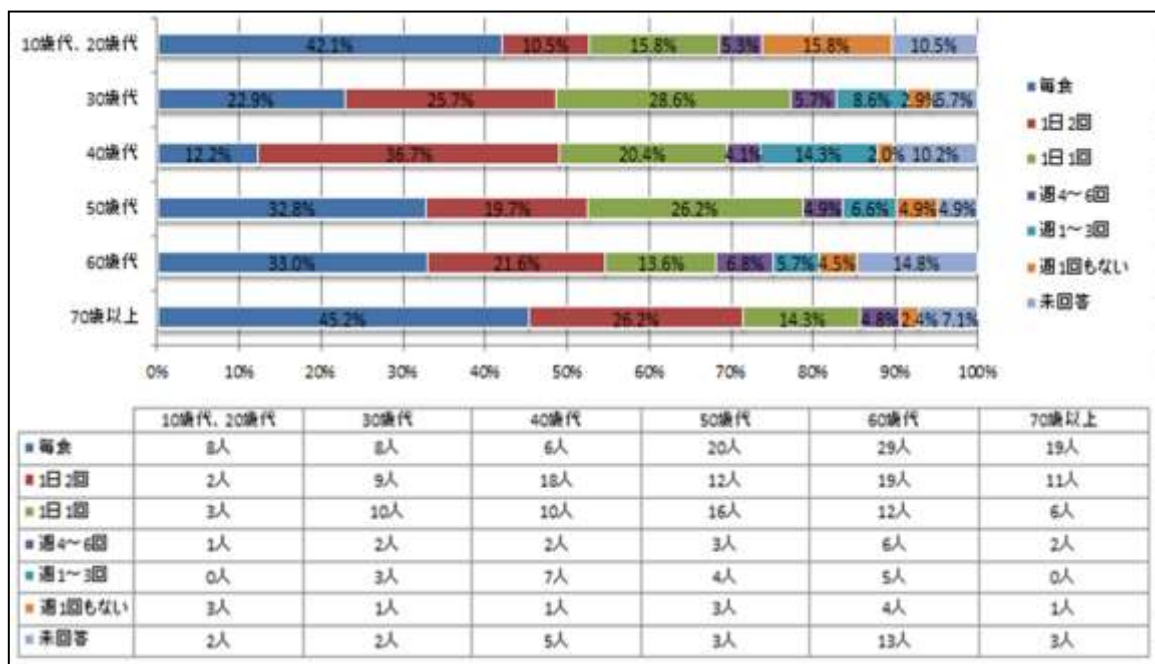
■あなたは、家族と一緒に食事をとっていますか。

〔小学5年生〕



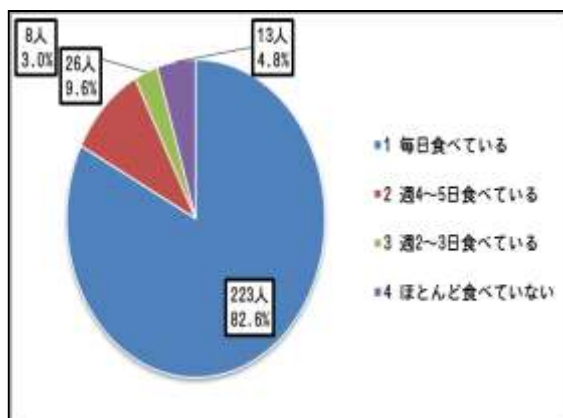
〔中学2年生〕



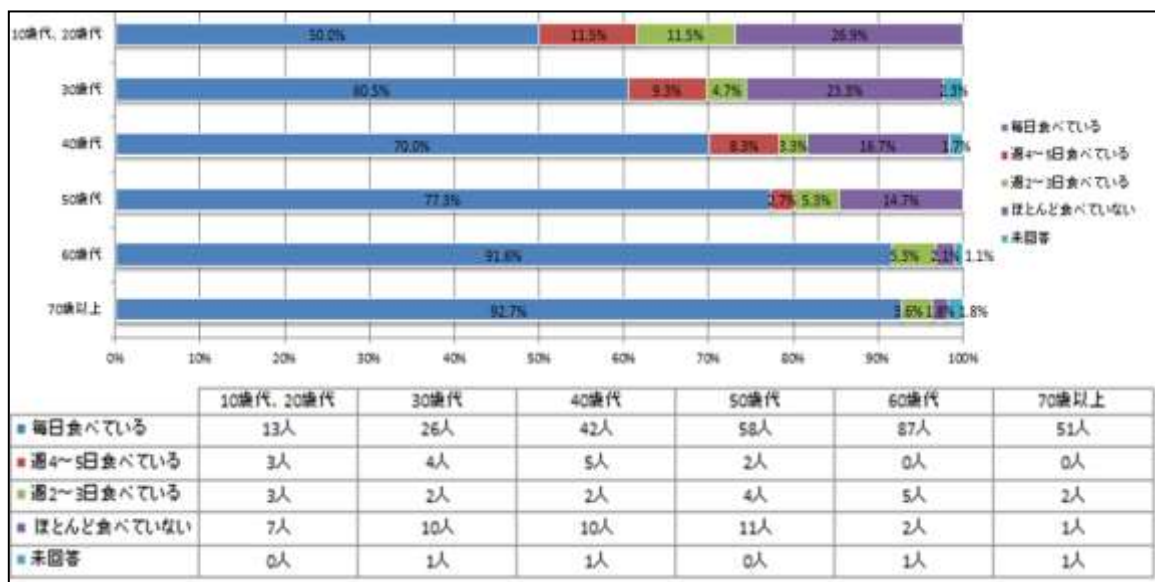
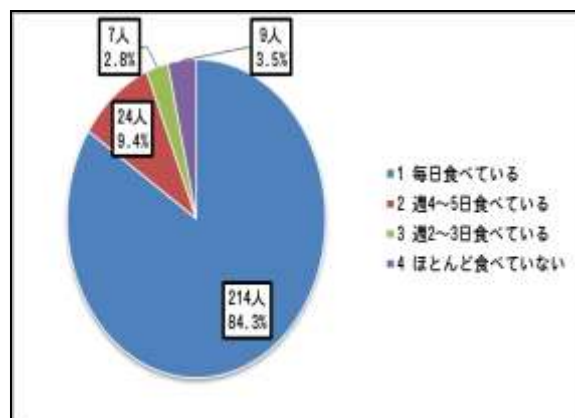


■あなたは、朝ごはんを毎日食べていますか。

〔小学5年生〕



〔中学2年生〕



■あなたは、栄養バランスの取れた食事をどれくらい心がけていますか。



【継続した取り組みが必要な課題】

家庭における子どもに対して、家族と食卓を囲んで食事をする「共食」を通じたコミュニケーションや望ましい食習慣の形成に向けた環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

また、生活習慣を整え、朝食の摂取頻度を高め、学習や体力面に対して大きな支えにもつながるため、「子育て提言」を軸に、より一層の食育の充実を図っていく必要があります。



《推進施策2》 幼稚園及び保育所等における食育の推進

《推進施策3》 学校における食育の推進

【本市の現状について】

市内の幼稚園、保育所等及び小中学校では、野菜の栽培から収穫まで、そして調理等の体験型学習活動が定着しているところが多く、「食」への興味・関心が持てるよう、特色を活かした学習活動を展開しています。

本市では、栄養教諭等の専門性を活用した食育の授業を通じて、「食」に対する知識・マナーを身に付けさせています。

また、学校給食では、年間を通じて地元食材を使った地場産物の活用に努めるとともに、地域の食文化、食に関する産業などに対する理解を図り、「食」への感謝と郷土を愛する心を育む取り組みを進めてきています。

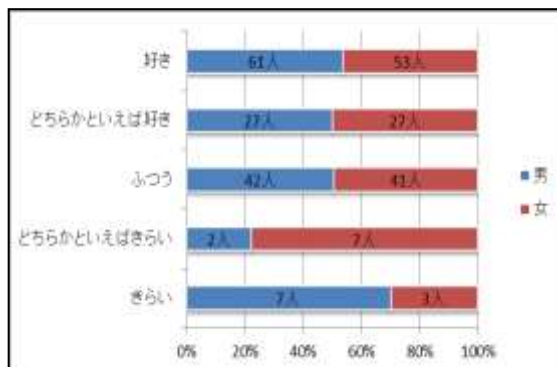
さらに、保護者に向けた給食だよりの発行、「食」に関する情報提供や給食試食等の取り組みを通じて、家庭との連携を進めています。

アンケート調査では、「学校給食が好きですか」という質問に対し、「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた小学5年生が62.2%に対し、中学2年生は51.9%と、10.3%低い状況となっています。

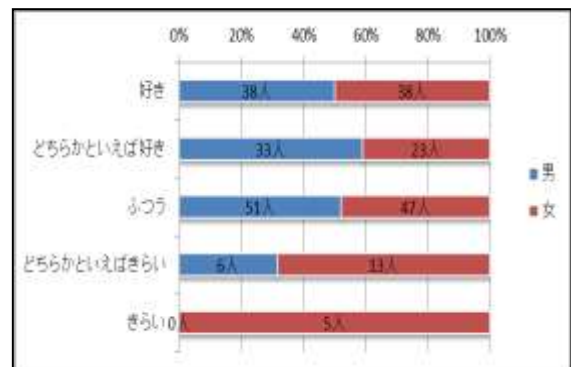
「食育を推進していく上で、農業体験が必要である」と答えた人の割合は、86.9%と全体の8割を占めており、体験の重要性を示す状況となっています。

■あなたは、学校給食が好きですか。

〔小学5年生〕



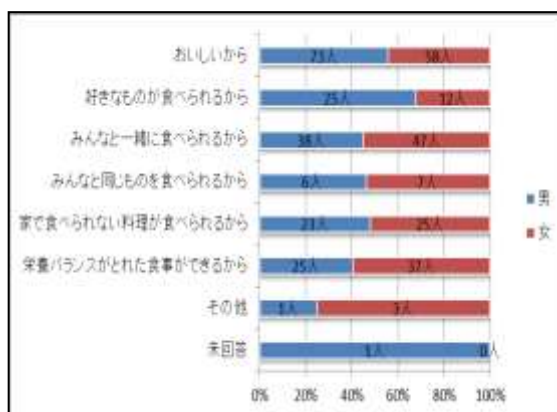
〔中学2年生〕



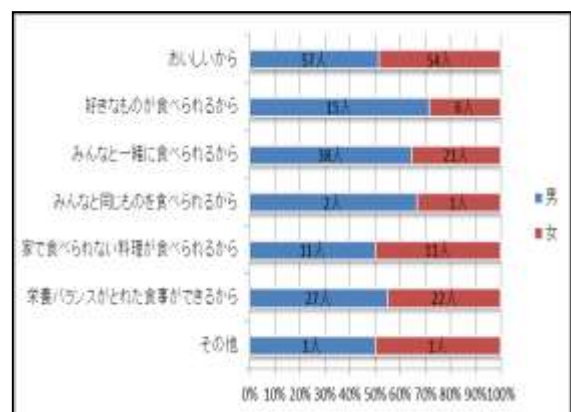
■学校給食が「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた理由について。

(複数回答:3つ)

〔小学5年生〕

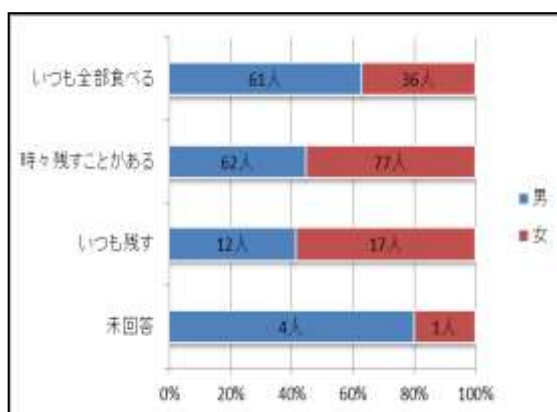


〔中学2年生〕

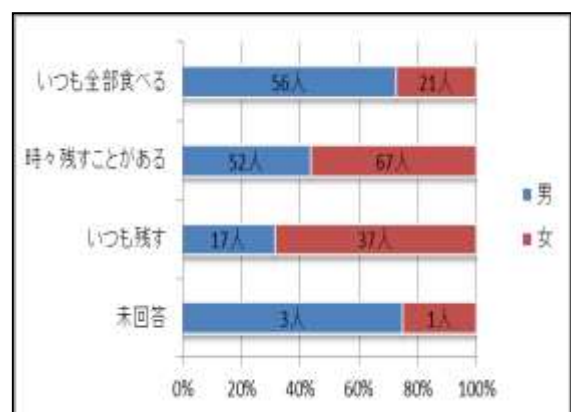


■あなたは、学校給食を残すことがありますか。

〔小学5年生〕



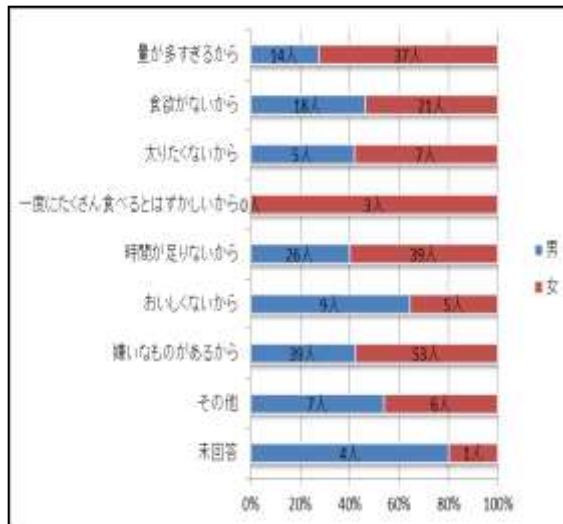
〔中学2年生〕



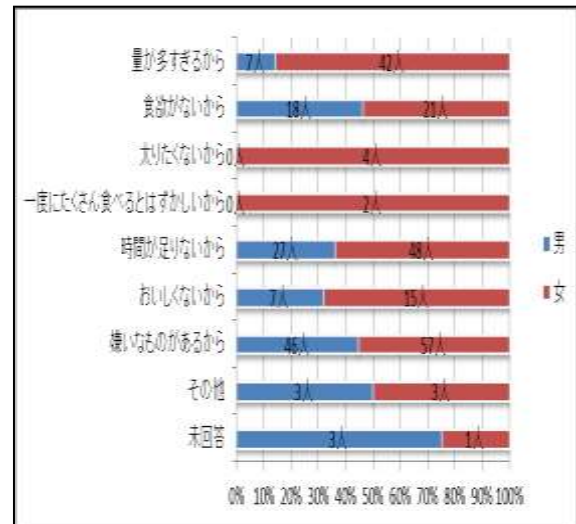
■学校給食を「時々残すことがある」・「いつも残す」と答えた理由について。

(複数回答:3つ)

〔小学5年生〕

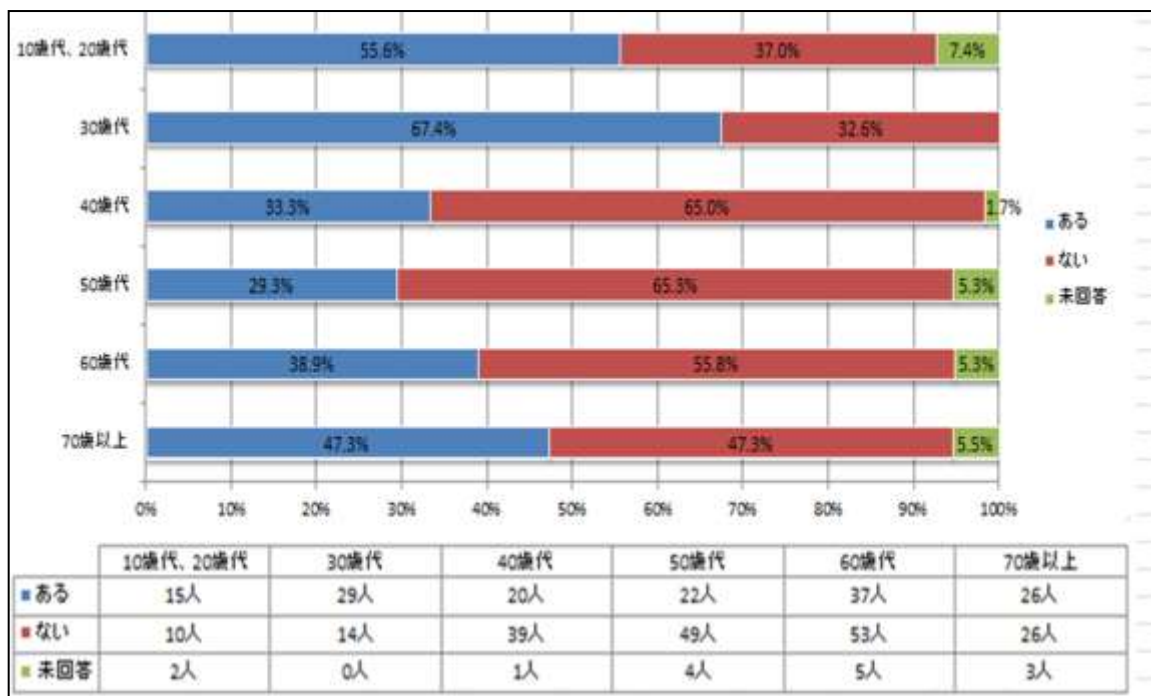


〔中学2年生〕

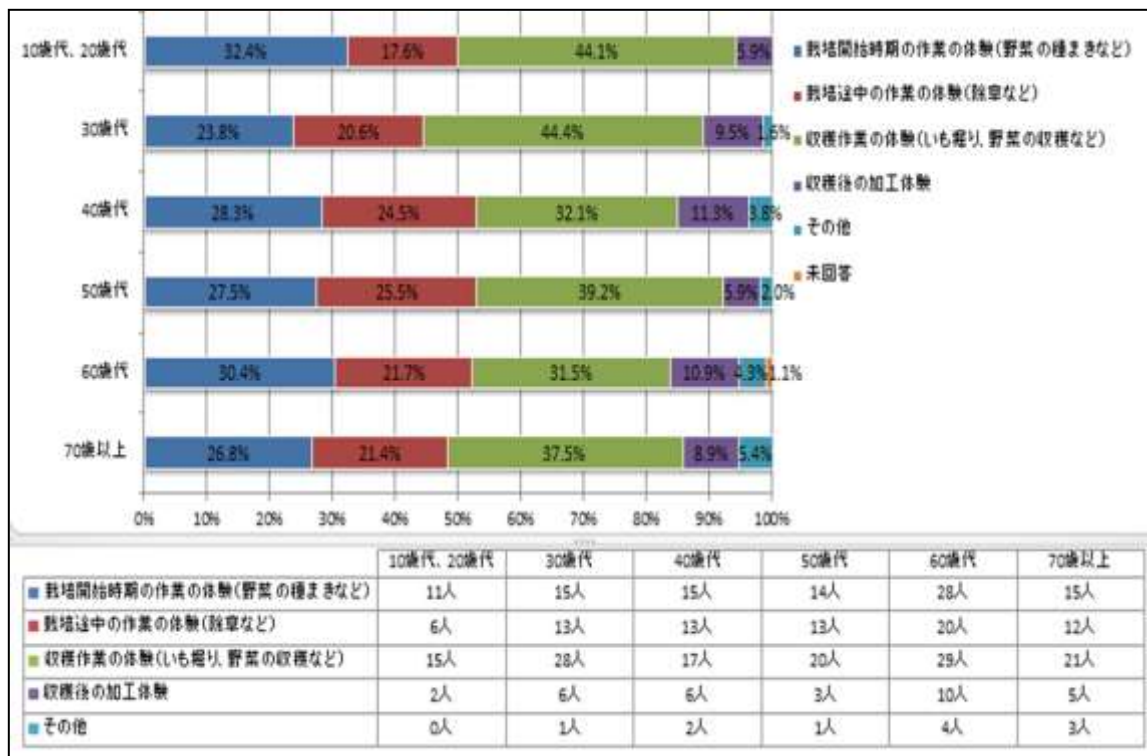


■あなた自身、またはご家族の方が、農業体験をされたことはありますか。

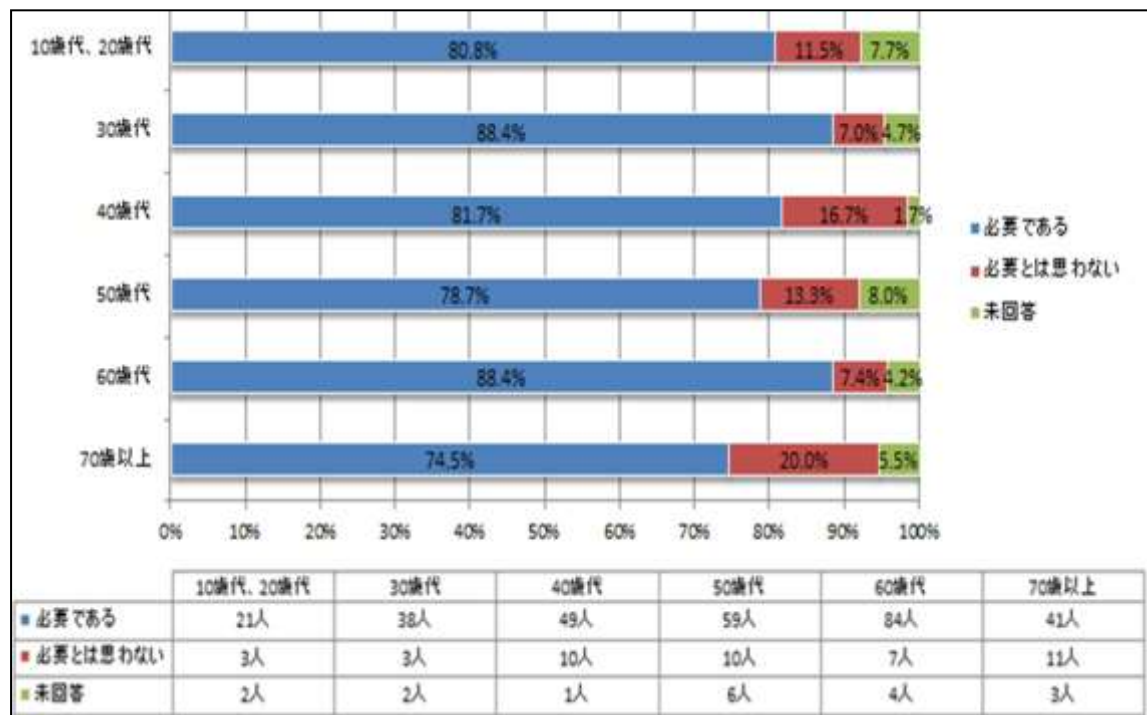
(農業をされている人以外のみの回答)



■ 参加したことがある体験内容について。(複数回答:あてはまる番号全て)



■ 子どもたちの食育を進める上で、農業に関する体験は必要だと思いますか。



【継続した取り組みが必要な課題】

子どもに対する「食」への関心や感謝の心を育むため、発達段階に応じた体験学習活動、学校給食指導の充実を図るとともに、啓発活動等を通じて家庭と連携して実践に向けた食育の推進が求められます。



《推進施策4》 地域における食育の推進

【本市の現状について】

地域は、乳幼児から高齢者まで、様々な年齢で構成された人が生活を営む場であり、「食育」という観点から考えると、その様々な年齢に応じた食生活や豊かな食文化が見られます。

本市では、毎年6月の「食育月間」に市立図書館を利用した「食」に関する蔵書の展示等、情報提供を行っているほか、広報紙やホームページを活用し、市民に「食育」を広く周知しています。

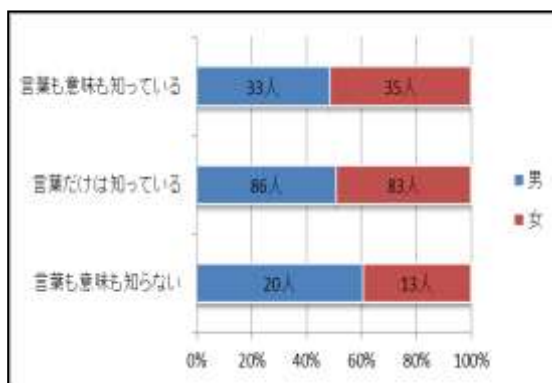
また、「食」や「食文化」に関する学習の機会として、市が主催となり「講演会」、「市民講座」、「稚内学」、そして「料理教室」なども行っています。

アンケート調査では、「食育」という言葉の認知度は、小学5年生では全体の87.8%、中学2年生で全体の92.9%となっており、18歳以上の市民では全体の93%と非常に高い割合を占めています。

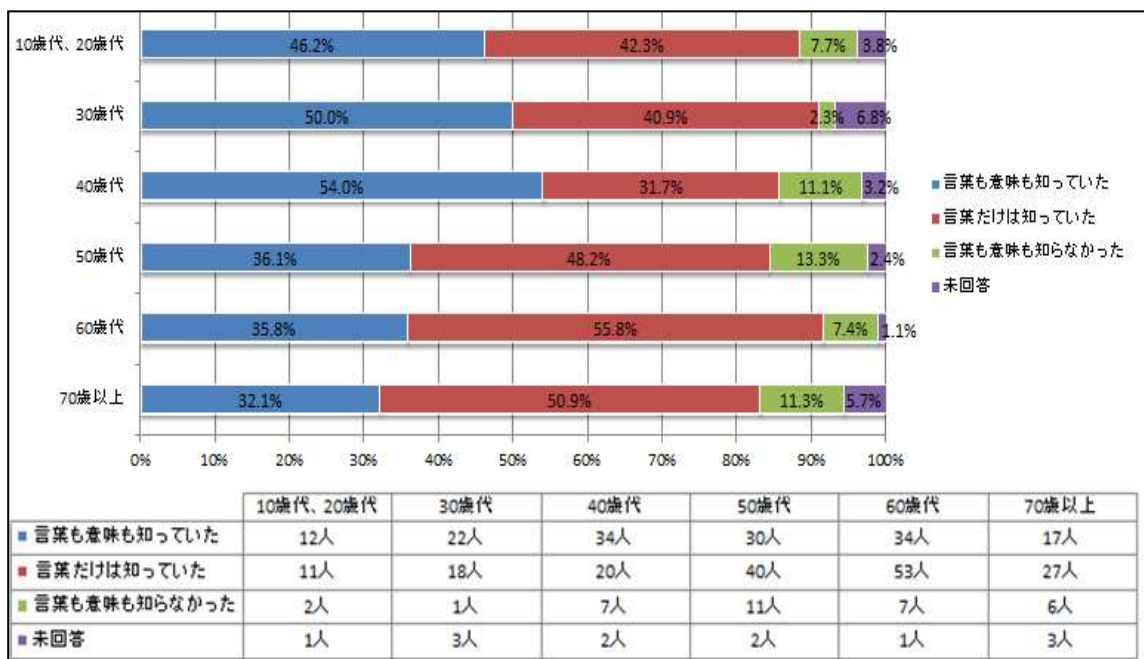
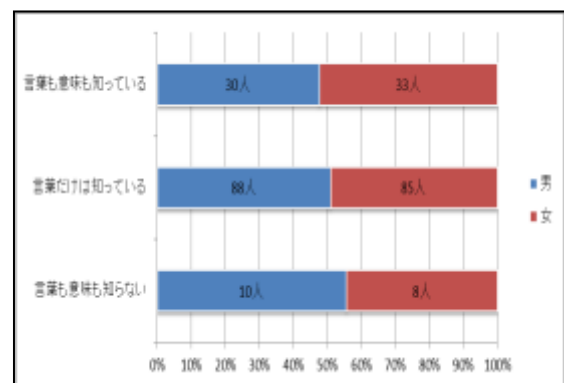
食育に「関心がある」、「どちらからといえど関心がある」と回答した人は、全体で76.7%となっており、日頃から「積極的に実践している」、「できるだけするようにしている」と回答した人は、全体で71.3%と高い状況になっています。

■あなたは、「食育」という言葉を知っていますか。

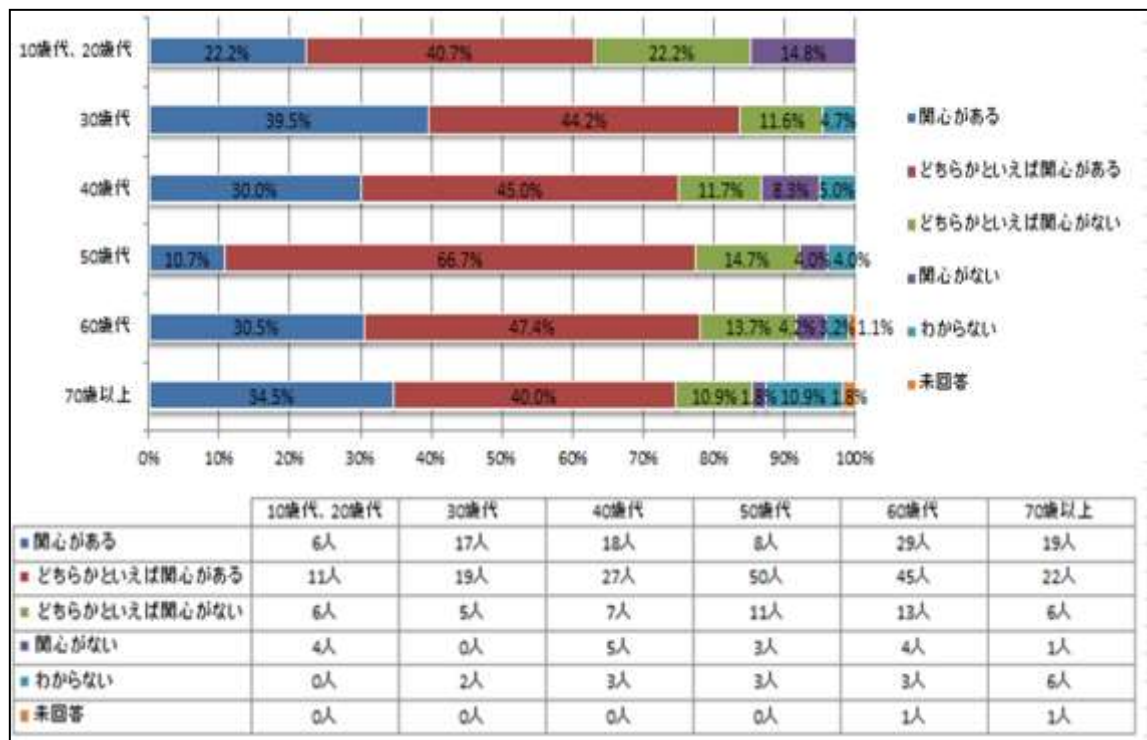
〔小学5年生〕



〔中学2年生〕

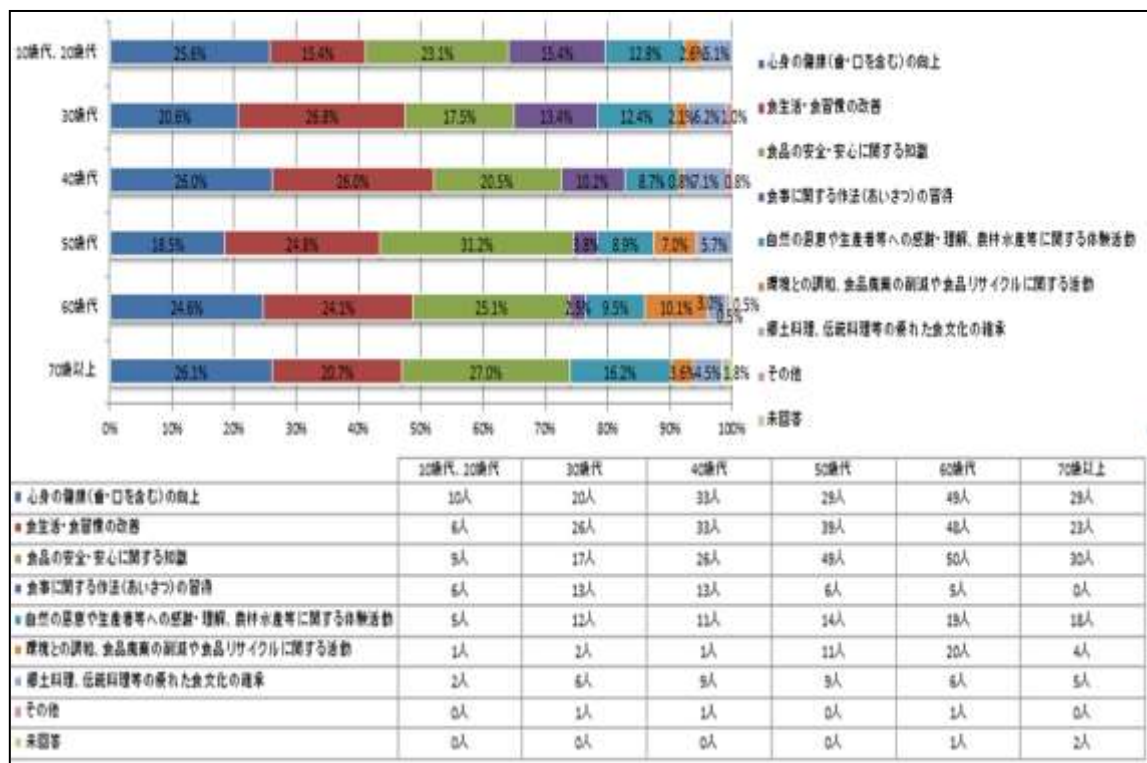


■あなたは、「食育」に関心がありますか。

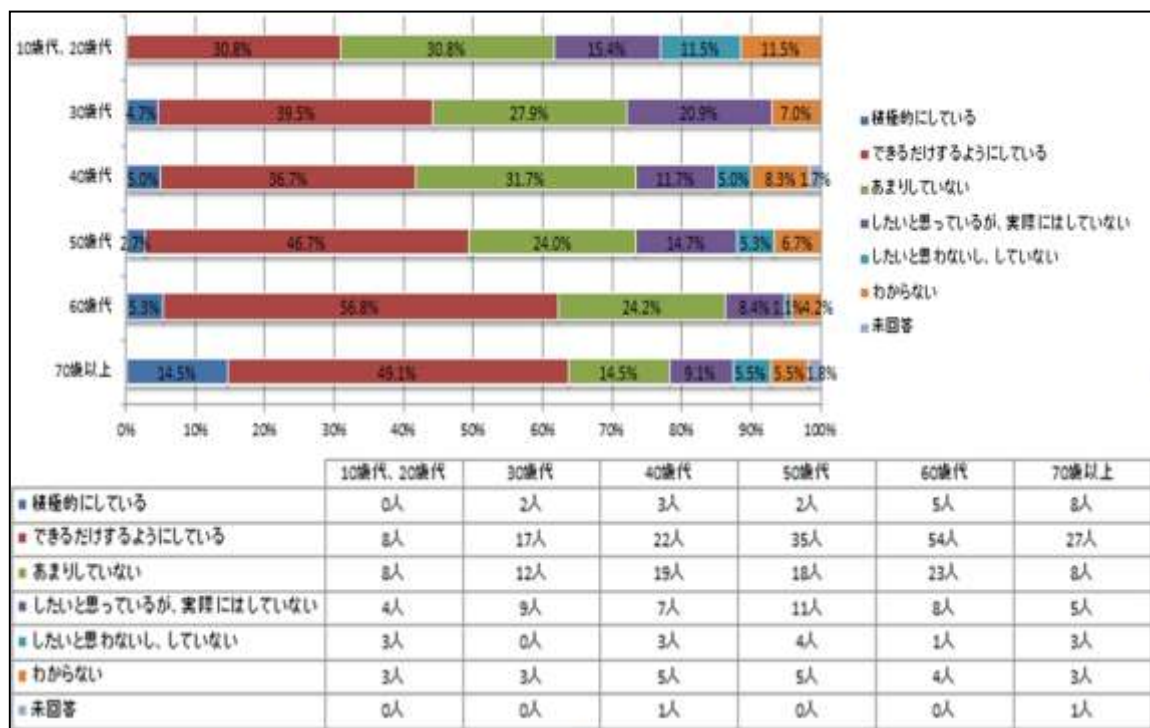


■食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた理由について。

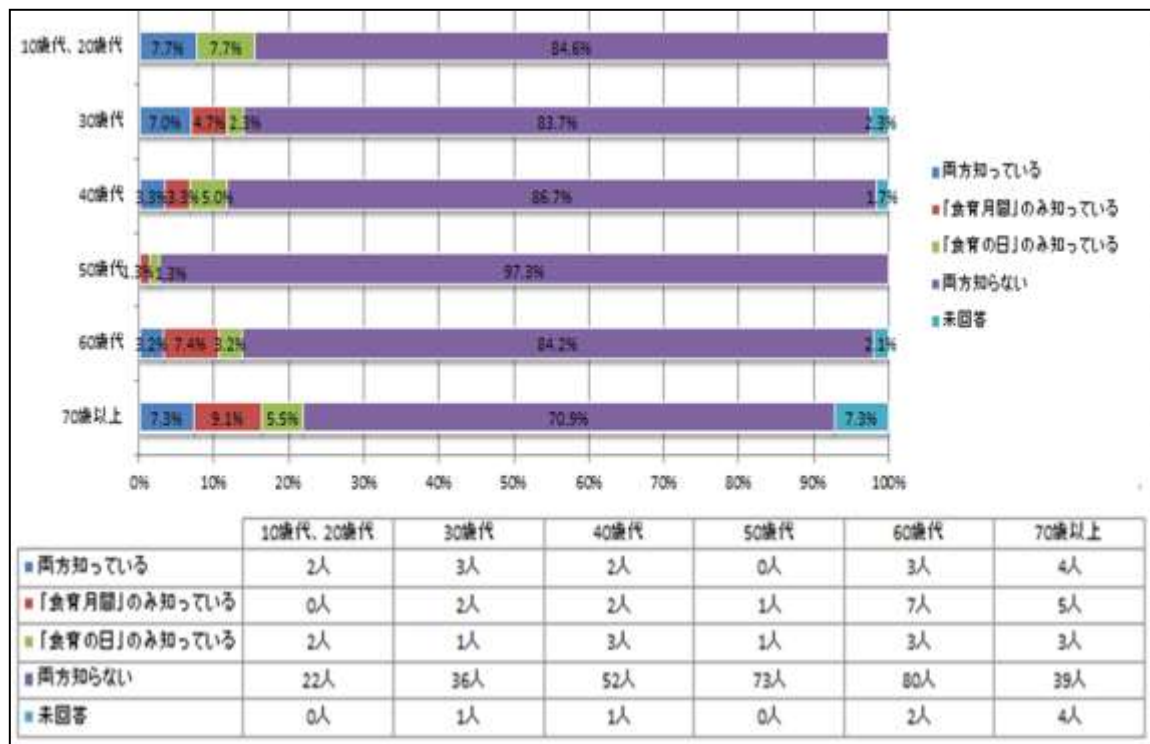
(複数回答:3つ)



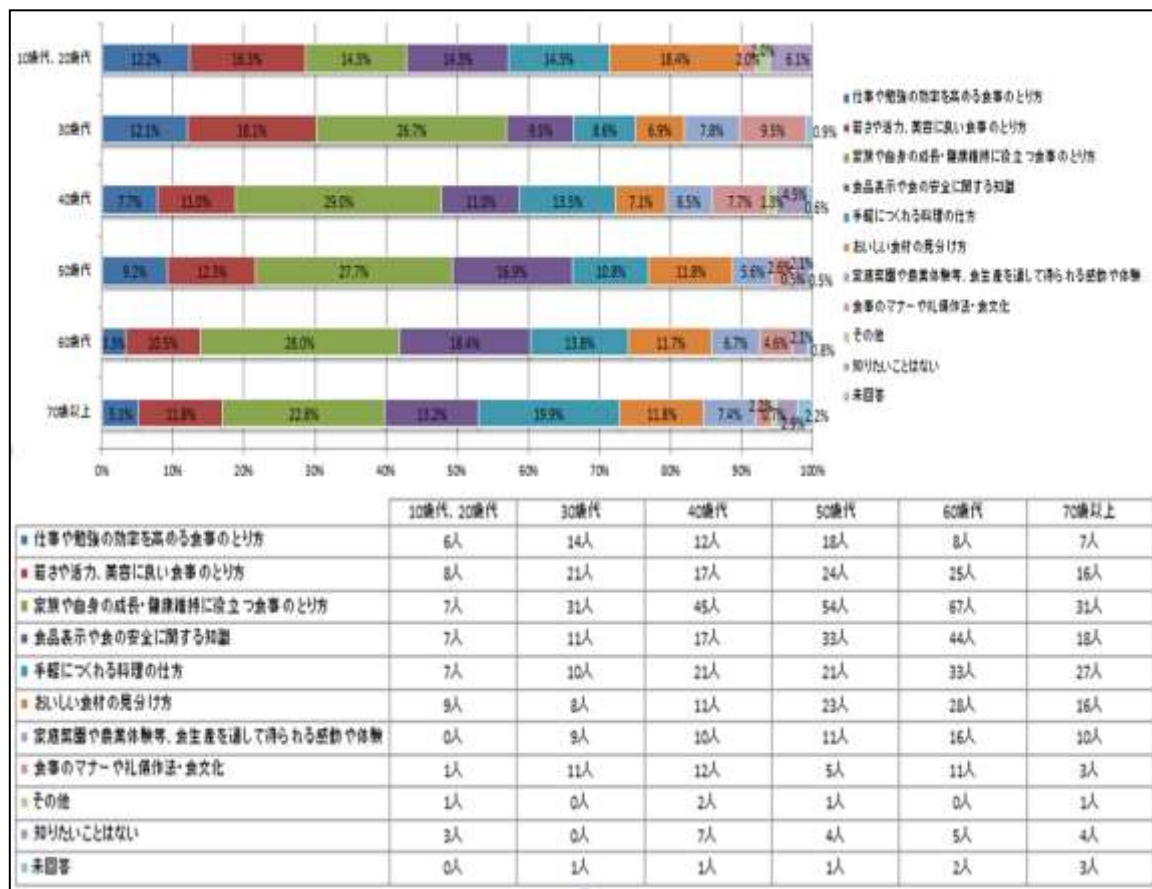
■あなたは、日頃から「食育」を何らかの形で実践していますか。



■あなたは、「食育月間(毎年6月)」「食育の日(毎月19日)」を知っていますか。



■あなたは、「食育」を通してどのようなことを知りたいですか。（複数回答：3つ）



【継続した取り組みが必要な課題】

「食育月間」や「食育の日」に合わせて、「食育」の知識や実践の仕方等、市民への周知方法を工夫する必要があります。

また、「食育」に興味・関心を持っている人はいるが、年齢層によって、なかなか活動につながっていない状況も見られます。

引き続き、「食育」の定着に向けて、市民への「食」に関する啓発活動を進めていくとともに、市民が自身の健康づくりや「食」への興味・関心を高め、地域、家庭、そして学校等と連携した「食育」の学習機会、内容の充実を図っていくことが求められます。

2 食の安全・安心の実現

《推進施策1》 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

【本市の現状について】

本市の豊かな自然を活かした、体験活動や地産地消を通じて、生産者と消費者の交流を実施することで、地元の安全・安心な食材の確保に努めています。

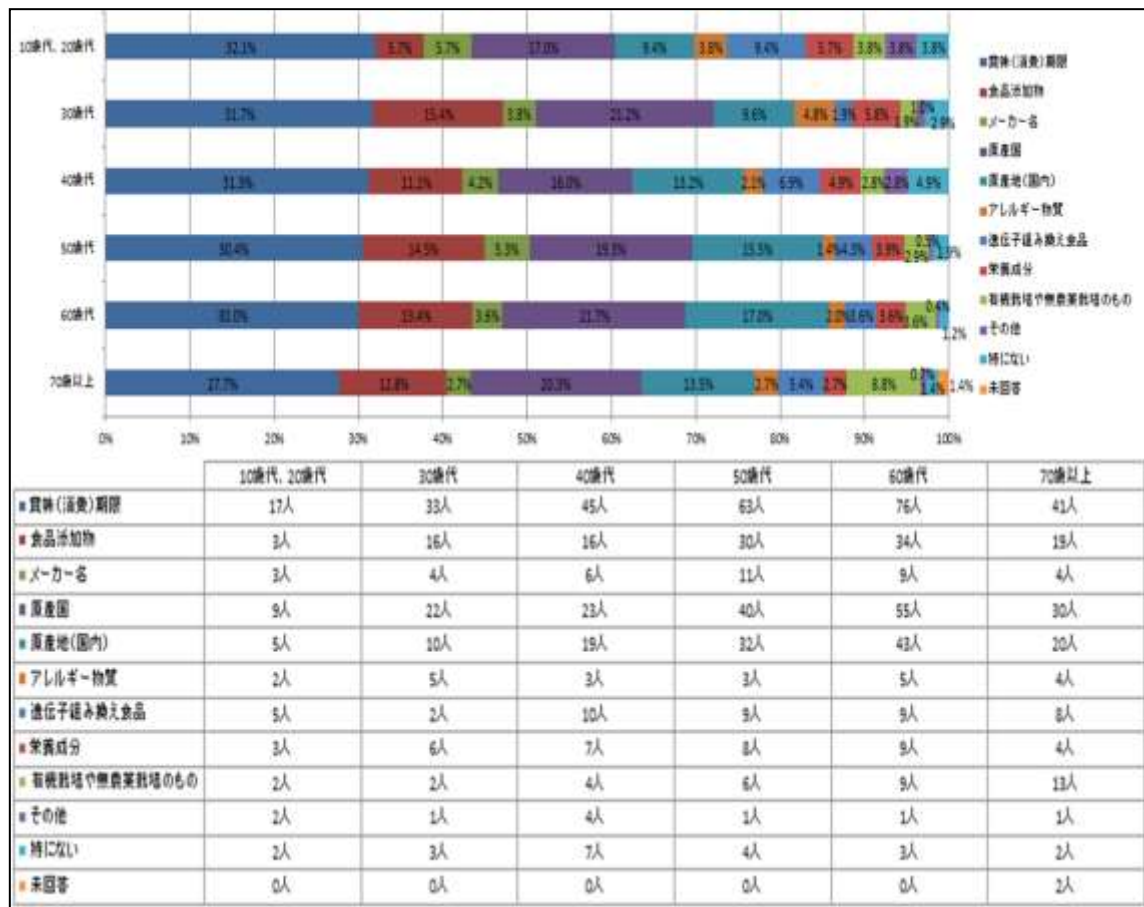
市内の小中学校では、地域や関係団体の協力をもらいながら、学校行事や家庭科などの時間を利用し、水産物などの地元食材を使った調理実習を通じて、地域の産業や生産者に関心をもち、地元の良さを再発見することを目的とした学習活動を進めています。

本市では、身近に農業を体験できる場として市民農園の利用を促進し、学校給食や幼稚園・保育所給食への安全・安心な地元食材を活用した給食提供食材を活用した地産地消を推進しています。

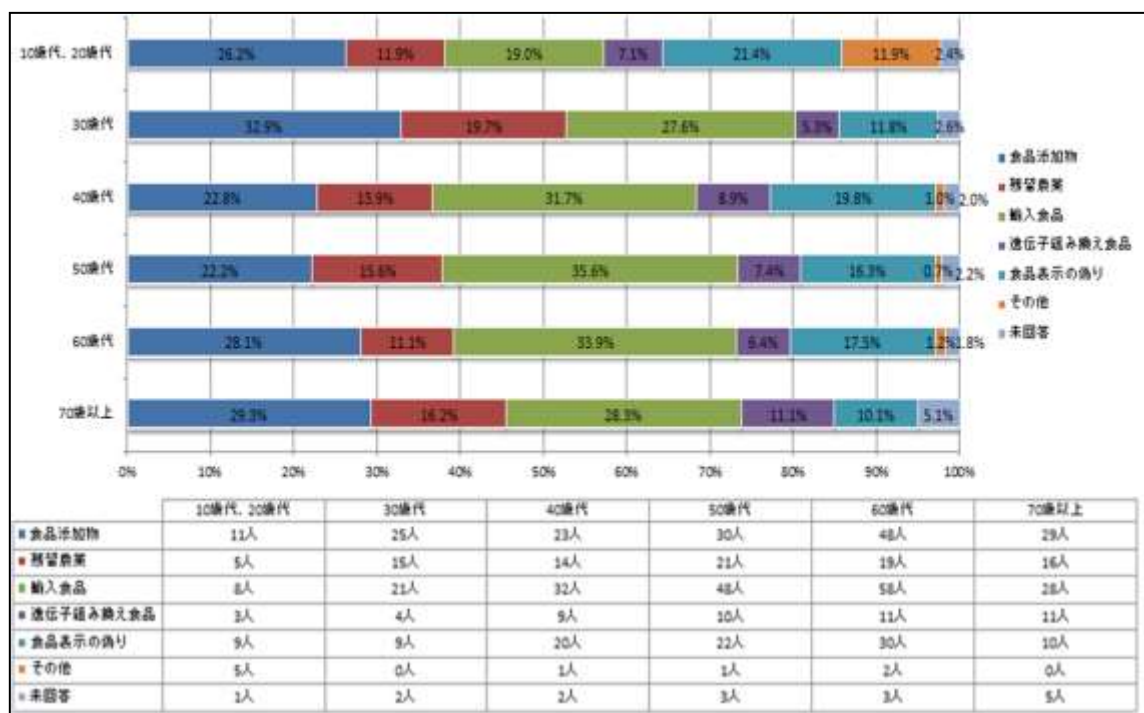
アンケート調査では、「地産地消」の考えを知っている人は、全体で89.1%と高い割合を占めており、その割合の中で「知っており、実践（地元のものを購入する等）している」と回答した人が44.7%、「知っているが、実践はしていない」と答えた人が44.4%となっている状況となっています。

また、稚内市の地場産物を知っている人の割合は、69.3%となっており、40歳代以降の占める割合が高い状況となっています。

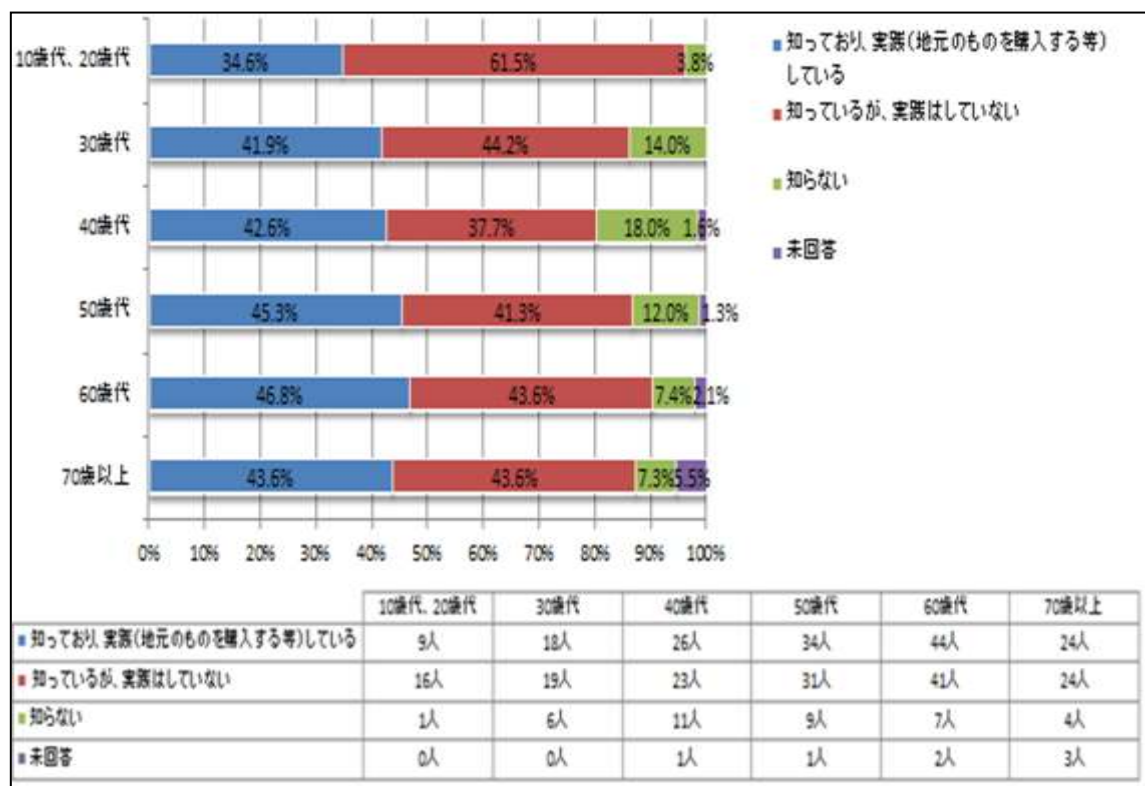
■あなたは、食品を選ぶとき、気を付けていることはどれですか。（複数回答：3つ）



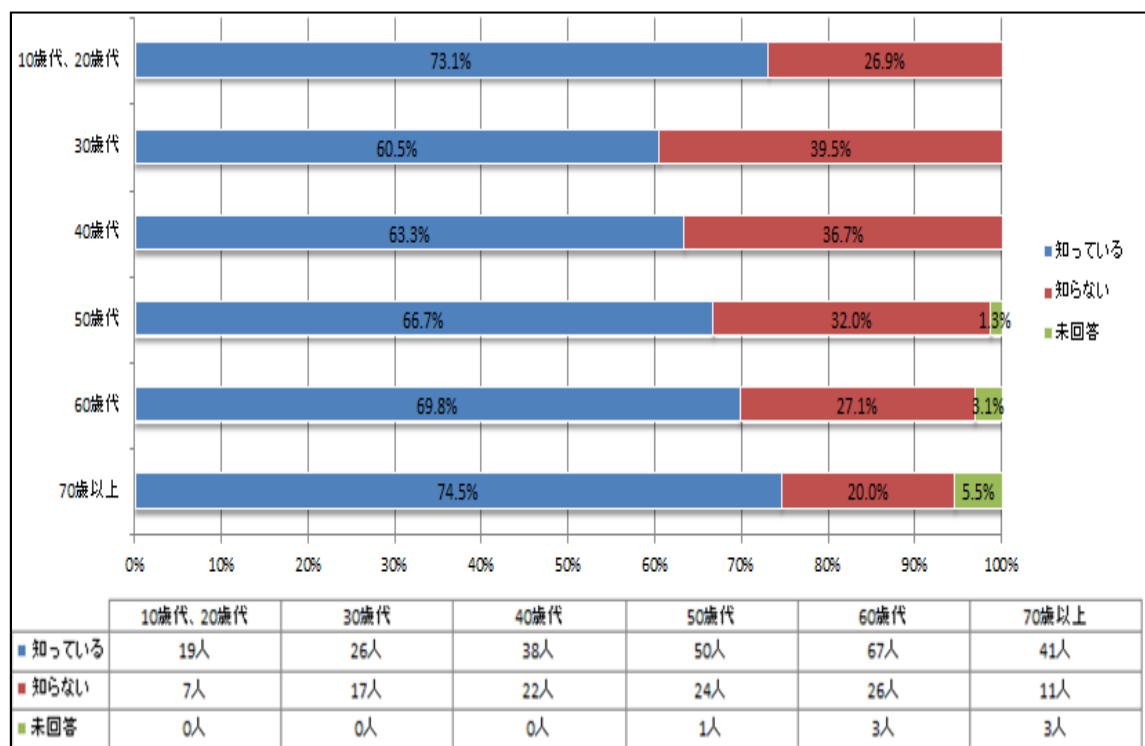
■あなたは、日頃、食の安全に関して思うことは何ですか。



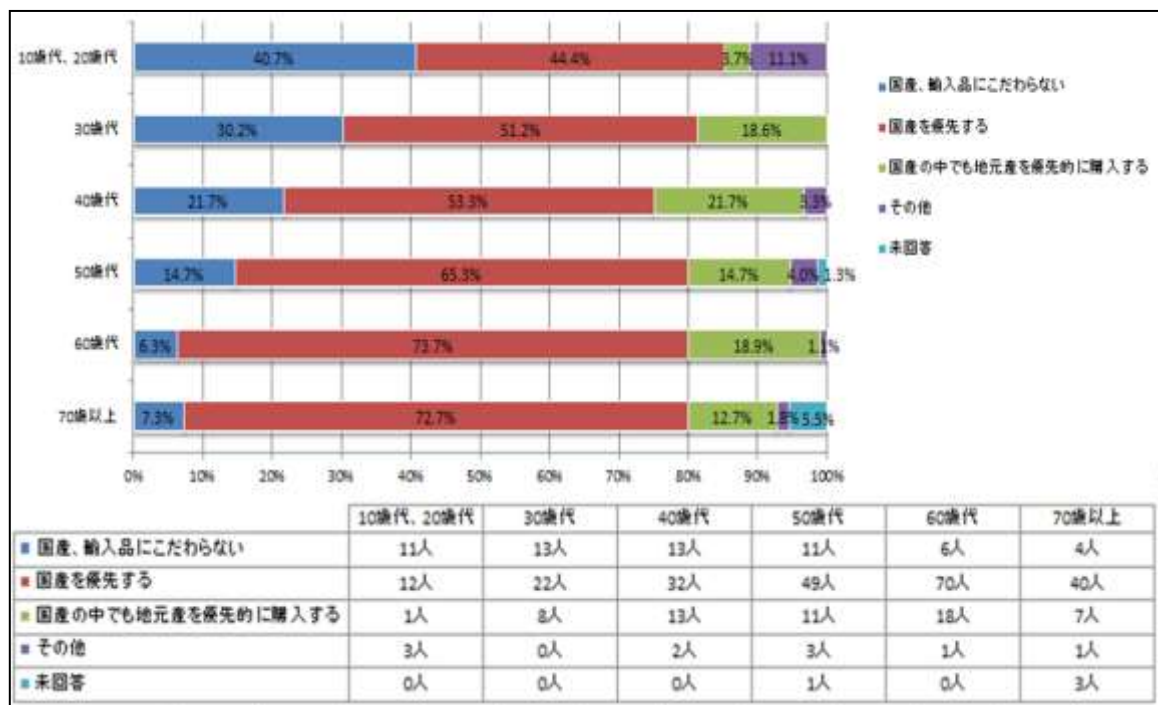
■あなたは、地域で生産されたものをできるだけその地域で消費する「地産地消」の考えを知っていますか。



■あなたは、稚内市の地場産物(有名な農水産物や食品)を知っていますか。



■ 食材を購入する際、あなたの考えに一番近い物はどれですか。



【継続した取り組みが必要な課題】

市民に対する農水産業の体験活動の充実を図るとともに、地元の自然や豊富な資源を活かして生産された安全・安心な食材の確保等に努めていくことが求められます。

また、生産者と消費者との交流及び、地場産物に対する理解の促進と積極的な活用や、消費者が購入しやすい環境づくりに努めていくとともに、安全・安心な海産物、農産物、酪農製品等の地場産物の生産や販売への取り組みも進めていく必要があります。



1 基本目標

基 本 目 標

市民一人ひとりが「食」に関心をもち、 生涯にわたり、健康な心身と豊かな人間性を育む

「食」は私たちが生きていくための基本であり、健康で豊かに生活を送るために必要なものです。

本市は、日本海とオホーツク海の豊かな漁場を背景とした水産業と冷涼な気候条件と恵まれた土地資源を活用した酪農業を主産業とし、私たちの「食」を支えています。

食育を推進していくにあたり、この「食」の恵みを活かしながら、市民一人ひとりが「食」に興味・関心を持ち、生涯にわたり、健康な身体と豊かな人間性を育むことができるよう、関係機関と連携しながら「食育」を推進するため、上記のとおり基本目標を定めます。



2 重点目標

食育推進計画の基本目標を受け、具体的な取り組みを推進していくため、次のとおり重点目標を設定します。

【重点目標Ⅰ】心身ともに健康な食生活の推進

私たちが生涯を通じて、心身ともに健康な生活を営む上で大切なことは、「食」であり、その基盤となっているのは「家庭」です。

家庭の中で、子どもの頃から、基本的な食習慣や食に関する知識やマナー、「食」への感謝の気持ちを育んでいくことが大切です。

しかし、近年におけるライフスタイルの変化や共働き家庭の増加等により、「欠食」や「孤食」などが問題となっており、家庭だけでは食育が困難な場合も考えられます。

そのようなことから、家庭を中心に、地域や幼稚園・保育所、学校等が持つそれぞれの役割を果たしてもらうとともに、相互連携により、「食」の大切さについての理解と健全な食生活の充実に向けた施策を推進します。

また、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足など、栄養の偏りから肥満や生活習慣病も増えており、その対策として、からだに良い食品の適切な選択や日本型食生活の実践に向けた施策も推進します。

第1次の推進計画における課題等を踏まえ、引き続き、心身ともに健康な食生活の推進するため、「食を楽しむ」・「味覚を育む」・「食生活の改善」・「日本型食生活を目指す」・「食への感謝

の心を育む」の5つの柱のもとで、市民一人ひとりが「食」や健康の大切さを意識し、日常生活で「食育」を実践することに重点を置き、推進施策1から4までの取り組みを進めます。

推進施策1 家庭における食育の推進

推進施策2 幼稚園及び保育所等における食育の推進

推進施策3 学校における食育の推進

推進施策4 地域における食育の推進

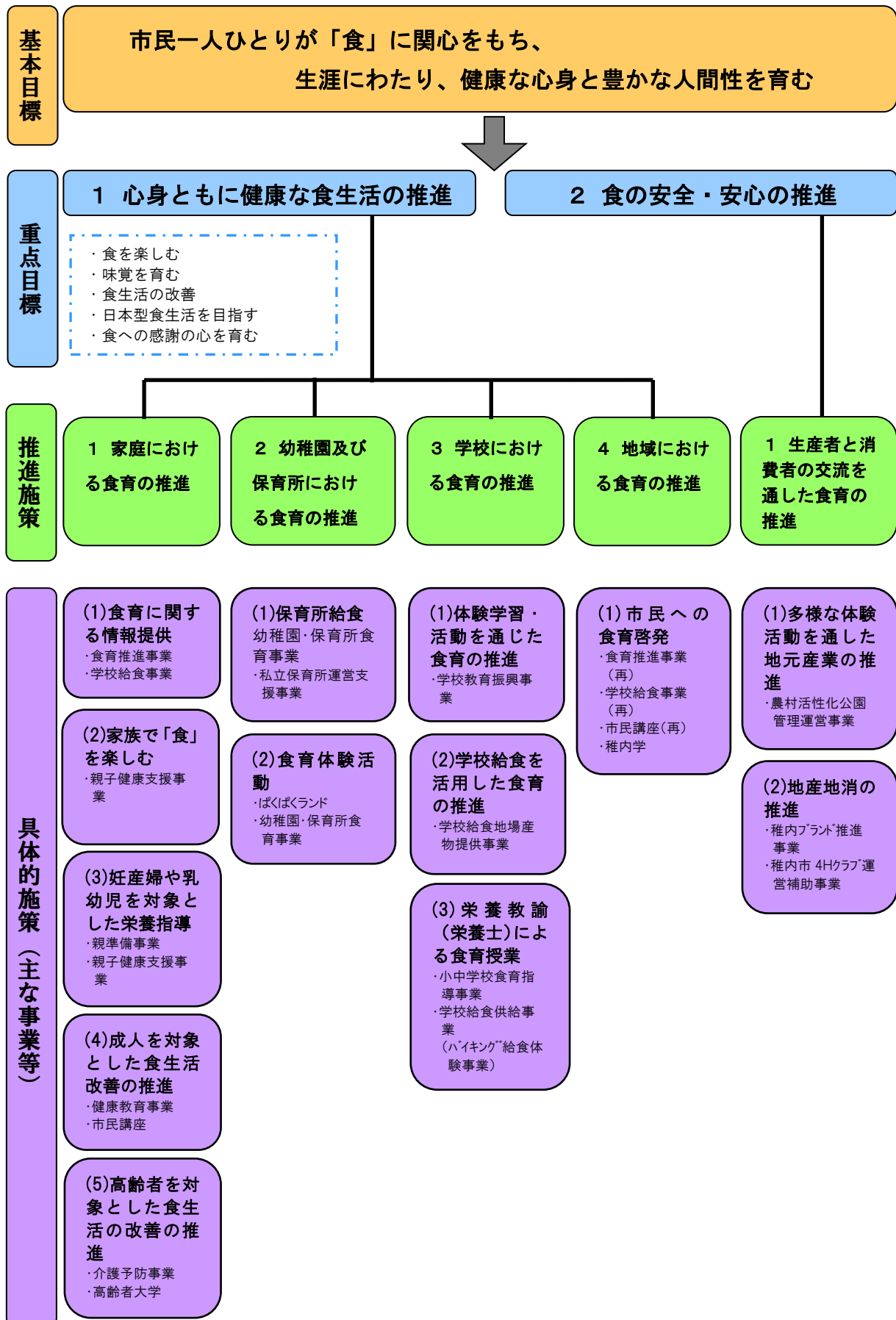
【重点目標Ⅱ】食の安全・安心の推進

食品の安全・安心を確保するには、生産者が食の安全に十分に注意するだけでなく、消費者も食の安全に関する知識と理解を深め、自らの判断で正しく選択する力を身につけることが大切です。

食の安全・安心に対する知識や理解を深めるために、生産者と消費者の交流、安全・安心な農水産物の生産に向けた生産者の取り組みなど、市民一人ひとりに対し、食に関する幅広い情報の発信を進めるとともに、体験活動や地産地消を通じて知識の普及に向けて、推進施策1の取り組みを進めます。

推進施策1 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

3 計画体系図



具体的な施策における主な事業内容について

【重点目標Ⅰ】心身ともに健康な食生活の推進

○推進施策１：家庭における食育の推進

（１）食育に関する情報提供

事業名	事業内容
食育推進事業	・ 6月の食育月間に合わせ、レシピ本や親子で楽しめる食育図書を始め、栄養バランスや生活習慣病について様々な図書を集めることで、子どもから大人まで家族で楽しみながら「食」について考えてもらう。 ・ 「食の大切さと感謝の気持ち」をテーマに、食育講演会を開催し、食育に対する関心を高める。
学校給食事業	・ 学校給食だよりなどを活用し献立内容や使用食材を知らせたり、学校、幼稚園、保育所等を通じて、保護者に食育情報を解りやすく提供する。

（２）家族で「食」を楽しむ

事業名	事業内容
親子健康支援事業	
親子クッキング教室	・ 幼児の健全な成長や、食べることへの興味や嗜好の基礎づくり、及び将来の肥満や生活習慣病などの予防のための支援を行う。

（３）妊産婦や乳幼児を対象とした栄養指導

事業名	事業内容
親準備事業	
マタニティ教室 〔栄養編〕	・ 妊娠、出産、育児に必要な栄養について、調理実習などを通じて知識を高め、安定した妊娠生活を送ることができるよう支援する。
親子健康支援事業	
乳幼児健診・相談事業	・ 乳幼児の健全な成長や発達を促し、健康的な食習慣の基礎を築けるよう支援する。 ・ 母乳または育児用ミルク等の乳汁栄養から幼児食への移行の過程（離乳食）について、乳幼児の成長に合わせた献立や調理の形態について支援する。

（４）成人を対象とした食生活改善の推進

事業名	事業内容
健康教育事業	・日常生活において適切な食生活を無理なく継続し、生活習慣病予防及び健康増進となる知識や方法を周知し普及啓発を行う。
市民講座	・趣味を楽しみ教養を高め、学びの輪が拡大することで、充実した生活を実現するための生涯学習に対する理解や関心を深めることをねらいとする。

（５）高齢者を対象とした食生活改善の推進

事業名	事業内容
介護予防事業	
いきいき栄養教室	・心身の健康を維持するだけではなく、活動的で生きがいのある生活の可能性が拡大するとともに、要支援、要介護状態にならずに過ごせるよう、食生活に関する知識の普及啓発を行う。
高齢者大学	・高齢者が時代の変化に対応し自立するための知識や教養を身につけ、喜びと生きがいのある充実した人生を過ごすことをねらいとし、自らの豊かな経験と学習した知識・技能などを家庭や地域社会に生かし、社会の活性化に寄与することを期待し、２つの高齢者大学を開設している。

○推進施策２：幼稚園及び保育所等における食育の推進

（１）保育所給食

事業名	事業内容
幼稚園・保育所食育事業	
アレルギー児指導事業	・各保育所入所面接にて確認した内容をもとに、個別対応の実施をするため、調理員、保育士共に所内でのトラブルがないよう連携を取るなど、対応児の成長につなげる。
離乳食指導事業	・入所時の月齢と家庭での離乳食の進み具合を確認し、早い、遅い、ちょうどいい、を判断し子どもの成長につなげる。

事業名		事業内容
私立保育所運営支援事業		
	食育推進事業	・各保育所内には、厨房施設が設置されており、家庭的雰囲気の中、各年齢・月齢に応じて給食の提供をしており、保育所等の給食を通じて「育てる・収穫する・調理する・味わう」、これらを子どもたちに身を持って体験させ、食育活動に繋げる。

(2) 食育体験活動

事業名		事業内容
ぱくぱくランド		・「食育」は次代を担う子ども達に、健康な体作りはもちろん、土に触れ、太陽の日差しの下成長した野菜に触れ、命を感じ、自然の流れを肌で感じてもらうことで、心身の成長に繋げる。
幼稚園・保育所食育事業		
	園内農園体験事業	・各私立幼保では各施設で農園を確保しており各園児が農業体験を通じ食の大切さ（命をいただく）を学び、集団での共有体験で人とのかわり・優しさなどを学ぶ。

○推進施策3：学校における食育の推進

(1) 体験学習・活動を通じた食育の推進

事業名		事業内容
学校教育振興事業		
	産業教育推進事業	・地域の基幹産業である水産業を学ぶことを通して、自ら学び、自ら考える力など、「生きる力」を育成することを目的とし、水産業の国民的役割と誇りを育てる。
	地域人材活用事業	・農業や漁業などについて、専門的技能を有する地域の人材を活用し、体験活動などを通して経験や知恵などを学ぶとともに、食育への理解を深める。

（２）学校給食を活用した食育の推進

事業名	事業内容
学校給食地場産物提供事業	給食の材料として地元で生産される食材を学校給食に活用し、地域の食文化、食に関する産業、自然の恵みに対する児童生徒の理解を図り、食への感謝と郷土を愛する心の取り組みを行う。

（３）栄養教諭（栄養士）による食育授業

事業名	事業内容
小中学校食育指導事業	- 生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、児童生徒一人ひとりが望ましい食生活の基礎基本と食習慣を身につけ、自らの健康管理ができる力を身に付けさせることを目的とする。 - また、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成することを目的とする。
学校給食供給事業	
バイキング給食体験事業	健康の維持増進のために、数多い食品の中から栄養のバランスを考え、自ら選択して食べることを体験し、食事のマナーとして料理の取り方、併せて他人を思いやる心を学ぶことを目的とする。

○推進施策４：地域における食育の推進

（１）市民への食育啓発

事業名	事業内容
食育推進事業	〔再掲〕 推進施策１：家庭における食育の推進 （１）食育に関する情報提供
学校給食事業	
市民講座	〔再掲〕 推進施策１：家庭における食育の推進 （４）成人を対象とした食生活改善の推進
稚内学	地域の自然、産業、人、歴史などを学ぶことにより、市民一人ひとりが郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへの動機づけを行う。

【重点項目Ⅱ】食の安全・安心の推進

○推進施策１：生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

（１）多様な体験活動を通じた地元産業の推進

事業名	事業内容
農村活性化公園管理運営事業	・農作物の加工実習指導、市民農園作業指導

（２）地産地消の推進

事業名	事業内容
稚内ブランド推進事業	・稚内の豊かな自然から生まれる豊富な水産物や農畜産物、また、これらの資源を活かして生産される優れた産品を「稚内ブランド」として認定し、広く国内外へ発信することにより、稚内産の特産品の知名度向上及び販路拡大、観光客誘致に繋げ、稚内のイメージアップを図るとともに地域経済・産業の活性化を目指す。
稚内市４Ｈクラブ運営補助事業	・農家の後継者等で構成される稚内市４Ｈクラブの酪農技術向上、牛乳や乳製品のＰＲなどといった活動に対し補助する。



第4章 食育推進のための施策展開

食育は、農水産業等の生産をはじめ、栄養や健康、幼少期の教育課程や大人の食に対する意識、食事マナーや食文化など、その対象が広範囲にわたっており、家庭、学校、地域などの様々な場面で関係者と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

また、基本目標の実現に向けて、5年間の評価を行うために、それぞれの重点目標に対して、指標と目標値（2022年度）を定めました。

【重点目標Ⅰ】心身ともに健康な食生活の推進

●推進施策1 家庭における食育の推進

人が生まれ育つ場である家庭は、多くの教育的機能・役割が期待されています。

家庭において、家族で一緒に囲む食卓は、食事のマナーや食文化、食に関する様々な知識を学ぶ場であり、健康状態を知る場でもあります。

家庭が持つ食育機能の重要性を再確認し、さらなる充実に向けた取り組みを進めます。

＝具体的施策＝

（1）食育に関する情報提供

食育講座の開催や学校、幼稚園・保育所からの給食だよりなどを通じて、「食」に関する情報を保護者等に解りやすく提供することで、「食」を大切にする家庭の役割についての啓発活動を行います。

また、毎年6月の「食育月間」や市の広報紙やホームページを活用しながら、「食」に関する情報提供を行います。



(食育月間に合わせた食育関連図書コーナー等の設置)

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
食育推進事業	・食育推進計画（概要版）の発行 ・食育情報宣伝活動（広報紙・ホームページ） ・食育講座の開催 ・食育月間に合わせた食育関連図書コーナー等の設置	教育総務課
学校給食事業	学校給食だよりの発行	学校給食課

(2) 家族で「食」を楽しむ

家族で囲む食卓は、子どもにとって様々な学習の場です。

親子で参加する食育体験（野菜づくりや料理体験）を通じて、子どもの「食」への理解を深めながら、望ましい食



(親子支援事業：親子クッキング教室)

習慣を身に付けさせるとともに、心地よい食卓で、家族と「食」を通じたコミュニケーションの機会を大切に楽しみながら食事をし、健康的な心身を育む「共食」に向けた取り組みを進めます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
親子健康支援事業 (親子クッキング教室)	親子（3歳となる子）で調理実習、試食、食事・栄養についての講話	健康づくり課

(3) 妊産婦や乳幼児を対象とした栄養指導

子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊産婦が食生活への関心を高め、正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践していくことが重要です。

妊娠期・授乳期・離乳食初期などのそれぞれの時期に合った妊産婦への栄養指導、食生活指導の充実を促し、様々な機会を通じて啓発を行うことにより、食生活への関心が高まるように努めていきます。

また、乳幼児期においては、心身の機能や食行動が著しく発達する時期です。

保護者に対して子どもの発育・発達段階に応じた食生活の実践を促すことにより、健康的な生活リズムや食習慣が定着するよう、乳幼児健診・相談事業として、授乳期・離乳食期などのそれぞれの時期に応じて栄養士による栄養健康教育の充実を図っていきます。



《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
親準備事業 (マタニティ教室(栄養編))	妊娠中の適正な栄養摂取・離乳食(初期)についての講話と調理実習	健康づくり課
親子健康支援事業 (乳幼児健診・相談事業)		
(股関節脱臼検診時栄養指導)	離乳食(初期)についての講話と試食	
(乳児健診時栄養指導)	離乳食(初期)についての講話	
(乳児相談時栄養指導)	離乳食や間食についての講話と試食	

(4) 成人を対象とした食生活改善の推進

過食や拒食など栄養バランスがとれない食生活は、生活習慣病に深く関わっています。

健診等を受けることで自分の健康状態を知り、食生活や運動等の生活習慣の改善を図ることが大切です。

そのためには、健診後はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための出前講座や市民講座を通じた健康教育事業の中で、適切な食事や規則正しい食習慣を身に付けるなど、健康の保持増進に向けた取り組みを進めます。



《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
健康教育事業		
(栄養教室)	事前調査による該当者に対し、アセスメント、栄養分析、栄養相談等実施	健康づくり課
(出前講座：保健学級)	生活習慣予防等についての栄養講話、調理実習等	
市民講座	料理教室を通じて、料理をつくる楽しさを伝え、食への興味を養う	社会教育課

(5) 高齢者を対象とした食生活改善の推進

高齢期は、加齢や生活環境が変化し、身体機能の低下が進むなど、心身ともに大きな変化が生じ健康問題も大きくなる時期です。

この時期は、規則正しい食生活や食習慣を維持し、味覚の変化や食欲低下から来る低栄養にならないよう健康状態や活動の程度に合わせた健康管理が必要です。

また、一人暮らしの割合も高くなることから、家族や友人、地域とのコミュニケーションの充実を図り、楽しく食事をすることを大切にしたい時期でもあります。

高齢者の皆さんが、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、「栄養改善」や「栄養指導」など、食べることの支援に向けた取り組みを行います。



〔介護予防事業：いきいき栄養教室〕

《主な事業等》

主な事業等		内 容	所管課
介護予防事業			健康づくり課
	(いきいき栄養教室)	65 歳以上の高齢者及びその家族に対して栄養講話・調理実習等	
高齢者大学			社会教育課
	(食育体験事業)	職場体験や栄養講座などを行うほか、食を通じた地域子ども達との三世代交流の実施	

●推進施策２ 幼稚園及び保育所等における食育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもの成長段階に応じた食育の推進が必要になります。

乳幼児はその生活時間の大半を過ごす場である幼稚園や保育所等では、家庭と連携しながら、健康的な食習慣を身に付けさせるための様々な「食」の体験や指導の充実を図ります。

また、食育を通じて望ましい食習慣と豊かな人間性の育成を図るため、家庭での食育の実践に向けた啓発活動も行います。

＝具体的施策＝

（１）幼稚園及び保育所給食を活用した食育の推進

幼稚園や保育所等では、子どもの味覚を育て、楽しく食べる力を育むための取り組みが必要です。

毎日の給食時の環境づくりなどの「食環境」の整備や、地元の食材を取り入れ、ふるさとの食材への理解を深めることなども大切です。

また、節分やひなまつりなど、日本文化をはじめとする食文化にまつわる体験やその体験に関わる行事食を通じて、食と文化に対する興味や関心を持つ機会を提供するなど、多種多様な機会を通じて食育推進の充実を図ります。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
幼稚園・保育所食育事業		こども課
（アレルギー児指導事業）	親への確認指導と保育所厨房への食材調理指導	
（離乳食指導事業）	乳児の月齢に合った離乳食指導	
私立保育所運営支援事業		こども課
（食育推進事業）	年間食育活動計画を作成し個々の発達に応じた食事提供	

（２）食育体験活動

幼稚園及び保育所・市主催事業において、農園を設置し野菜づくりや収穫体験・調理体験を通じて、子どもたちが食べものに触れることにより、



〔ぱくぱくランド〕

「食」への関心を高め、食べ物を大切にする心を育てる取り組みを進めます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
ぱくぱくランド	市内幼稚園及び保育所の園児を対象に、野菜の収穫体験・講話の実施	こども課
幼稚園・保育所食育事業		市内幼稚園 市内保育所
（園内農園体験事業）	市内の幼稚園及び保育所ごとに設置されている農園を利用し、野菜づくり、収穫・調理体験	

●推進施策３ 学校における食育の推進

小中学生の時期は、心身の発育や発達とともに、体力や運動能力が急速に高まり、個性が確立され、食習慣が形成される大切な時期です。

また、一生のうち最も学びに適した時期でもあり、集団生活を通じて、学校と家庭の連携により望ましい食習慣を身につけることが重要です。

欠食する児童生徒の主な要因は、生活リズムが夜型になっているために「食欲がない」、「時間がない」などと言われています。

そのため、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため、本市の「子育て提言」を通じて学校・家庭・地域が一体となり、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを進めます。

＝具体的施策＝

(1) 体験学習・活動を通じた食育の推進

現在、生活科や総合的な学習の時間などを通じて、小学校では学校菜園などを利用した野菜栽培・収穫・調理などの体験活動を行っています。



〔産業教育〕

また、中学校では地域食材をテーマにした地産地消の学習活動などを行っており、それぞれ学校の特性を活かしながら、「食」への関心と理解を深めるための教育活動を推進しています。

このような体験活動などから、食への感謝の気持ちを養うとともに、本市の基幹産業の理解を深め、地元食材を使った調理教室や搾乳体験など生きた教材を活用し、食育推進に向けた取り組みを進めます。

さらに、産業教育では、地元の豊かな資源を活かし、地元漁協等の協力のもと、加工・体験学習を行います。

併せて、先人達の知恵や地域の伝統を引き継ぎ、地場産業への理解を深める取り組みを、地域と一体となって進めます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
学校教育振興事業		学校教育課
（産業教育推進事業）	漁業・水産に関する産業教育の実践	
（地域人材活用事業）	地域人材を活かした食育事業	

（２）学校給食を活用した食育の推進

学校給食は、共に食することによってふれあいの場をつくり、好ましい人間関係を図るなど、教育活動、社会生活に必要なことを、自らが体験・体得できる「生きた教材」



〔地元食材を使った学校給食〕

として大切な役割を果たしています。

子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を深めるため、学校給食の献立内容の充実を図るとともに、栄養教諭を中心に栄養バランスの指導等を行い、食の安全・安心や地産地消などと連動した幅広い食育を推進します。

また、地域の食文化、食に関する産業、自然の恵みに対する児童生徒の理解を図り、「食」への感謝と郷土を愛する心を育む取り組みを進めます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
学校給食地場産物提供事業	安全安心な学校給食の提供や地元食材を利用した給食提供など	学校給食課

(3) 栄養教諭（栄養士）による食育授業

栄養教諭は、学校における児童生徒の栄養指導及び管理を行い、食育について中心的な役割を果たすことが求められています。

児童生徒に対する継続的かつ効果的な食に関する指導を



〔バイキング給食〕

行うため、学校及び学年ごとの学習の中で、給食を「生きた教材」として活用し、栄養バランスの指導、食事のマナーなどを身に付けさせます。

また、食物アレルギー対応も重要な課題であることから、栄養教諭の配置を継続し、安全・安心に関しても取り組みを進めます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
小中学校食育指導事業	学校の希望に沿った栄養教諭による食育授業の実施	学校給食課
学校給食供給事業		学校給食課
（バイキング給食体験事業）	セレクト給食のバイキング等を通じて、食に対する知識やマナーを身に付ける	

●推進施策 4 地域における食育の推進

世帯構成や生活スタイルの多様化などにより、家庭や個人の食生活が異なる中で、地域が担う食育の役割は、ますます重要になってきています。

そのため、市民の健康づくりや「食」への関心を高めるとともに、家庭や幼稚園・保育所等、学校などと連携しながら、地域に食育を定着させる取り組みを進めていきます。

＝具体的施策＝

（１）市民への食育啓発

望ましい食習慣を学びながら、「食」を楽しむ機会を広く市民に提供するため、広報紙への掲載や食に関する蔵書の充実による情報提供を行うとともに、食育をテーマとした各種イベントなどを通じ啓発に努めます。



〔稚内学：稚内自慢の食材「稚内ブランド」
学んで、作って、美味しく食べよう〕

また、市民に「食」や食文化に関する「市民講座」、「稚内学」、「料理教室」などの学習機会の充実を図っていきます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
食育推進事業（再）	—	教育総務課
学校給食事業（再）	—	学校給食課
市民講座（再）	—	社会教育課
稚内学		社会教育課
「稚内の食材で料理を作ろう」	稚内の食材を使用した 昔ながらの料理教室	



■重点項目1 心身ともに健康な食生活の推進【指標】

指標の名称		2018 年度 【現状値】	2022 年度 【目標値】
「食育」に関心がある人の割合		76.7%	↗
「食育月間（毎月6月）」「食育の日（毎月19日）」を知っている人の割合		12.7%	↗
就寝時間が不規則な児童生徒の割合 ※午後10時以降に就寝している児童生徒の割合	小学5年生	36.8%	↘
	中学2年生	84.5%	
起床時間が不規則な児童生徒の割合 ※午前7時以降に起床	小学5年生	7.2%	↘
	中学2年生	22.4%	
食事のときにあいさつをする人の割合	小学5年生	80.7%	↗
	中学2年生	70.1%	↗
家族と一緒に食事をする人の割合	小学5年生	84.8%	↗
	中学2年生	76.4%	↗
	市 民	33.8%	↗
毎日、朝食を食べる人の割合	小学5年生	82.6%	↗
	中学2年生	84.3%	↗
	市 民	79.1%	↗
学校給食における食べ残しの割合	小学5年生	10.9%	↘
	中学2年生	21.6%	↘
栄養バランスの取れた食事を心がける人の割合（毎食）		22.0%	↗
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続的に実施する人の割合		25.8%	↗

【重点目標Ⅱ】食の安全・安心の推進

●推進施策1 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

食に対する感謝の気持ちを持つためには、食の供給源となる農畜水産物や農業のもつ素晴らしさ、生産の過程、生活に与える恩恵などに関する理解が大切です。

本市は、海や山に囲まれ、水産業・酪農業を基幹産業とした恵まれた環境にあります。

このような地域の特性を活かした体験活動や地産地消を通して、生産者と消費者の交流促進に取り組み、消費者が農水産業等に対する知識や関心を高めるとともに、地元の安全・安心な食材の確保に努めます。

＝具体的施策＝

(1) 多様な体験活動を通じた地元産業の推進

地元食材を「生産する」、「調理する」、「食べる」という体験をしてもらうため、引き続き、消費者が身近に農業を体験できる場として市民農園の利用促進を図り、農業に対する理解を深める取り組みを進めます。



〔農作物の加工実習指導〕

また、水産加工などの生産現場に消費者が訪問し、生産者の取り組みを実際に見たり、体験したりする機会を設け、生産者と消費者の「顔が見える」関係を築くための交流を行います。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
農村活性化公園管理運営事業	農作物の加工実習指導、市民農園農作業指導	農政課

(2) 地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係を構築し、安全で安心な地元食材への理解と関心を高めることで、地産地消を推進します。



〔稚内市4Hクラブ食育活動〕

地産地消を推進して行く上で、生産者の顔が見える安全な地場産品の生産、消費の促進を支援するとともに、学校給食や幼稚園・保育所等の給食食材として、地元の食材を積極的に活用します。

また、消費者が購入しやすい環境づくりに努めていき、さらには、本市の自然や豊富な資源を活かし、生産された地場産品「稚内ブランド」の販売に向けたPRの定着と拡大を図るため、引き続き、全道、そして全国に発信していきます。

《主な事業等》

主な事業等	内 容	所管課
稚内ブランド推進事業	稚内の素材及び産品の情報発信、地元物産品の素晴らしさを再認識してもらうための取り組み、稚内ブランドの認定・推進	水産商工課
稚内市4Hクラブ運営補助事業	4Hクラブ（若手酪農家グループ）の酪農技術向上及び牛乳や乳製品PR活動に対する補助	農政課

■重点項目2 食の安全・安心の推進【指標】

指標の名称	2018 年度 【現状値】	2022 年度 【目標値】
農業体験をしたことがある人の割合	43.7%	↗
「地産地消」を実践している人の割合	44.7%	↗
稚内市の地場産物を知っている人の割合	69.3%	↗



資料編

■食育基本法

(平成17年6月17日法律第63号)

最終改正：平成21年6月5日法律第49号

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するた

めに、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこ

れについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、

相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事業）

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関す

る事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

■稚内市食育推進会議

(1) 稚内市食育推進会議委員名簿

氏 名	所属機関・団体等	備 考
◎菅 原 貴	稚内市消費者協会	消費者団体
○舘 野 薫	稚内市校長会	教育関係者
藤 本 由美子	北海道栄養士会宗谷支部	学識経験者
竹 田 一 美	稚内私立保育園協会	教育関係者
佐久間 政 克	稚内市連合父母と先生の会	教育関係者
北 川 静 子	稚内市地域保険推進委員連絡協議会	保険・医療関係者
寺 江 麻衣子	寺江食品株式会社	食品関係者
高 橋 直 純	株式会社 稚内樺岡ファーム	水産・農業関係者
津 山 篤 子	宗谷漁業協同組合婦人部	水産・農業関係者
秋 元 哲 哉	公募委員	一般公募

◎会長、○副会長

事務局：教育部教育総務課総務管理グループ

(2) 会議開催状況

①平成 29 年度 第 1 回稚内市食育推進会議（委員：7 名出席）

日 時：平成 29 年 8 月 8 日（火）14 時 30 分～16 時 30 分

場 所：稚内市役所 正庁

議 題： 1) 委嘱状の交付
2) 稚内市食育推進会議について
3) 稚内市食育推進計画について
4) 食育事業実績と評価（H25 年度～28 年度）について
5) 食育に関するアンケートについて
6) 今後の予定について

②平成 29 年度 第 2 回稚内市食育推進会議（委員：8 名出席）

日 時：平成 30 年 1 月 12 日（金）14 時 30 分～16 時 00 分

場 所：稚内市役所 正庁

議 題： 1) 「第 2 次稚内市食育推進計画」（素案）について

③平成 29 年度 第 3 回稚内市食育推進会議（委員：9 名出席）

日 時：平成 30 年 3 月 30 日（金）13 時 30 分～14 時 30 分

場 所：稚内市役所

議 題： 1) 「第 2 次稚内市食育推進計画」（案）について

(3) 稚内市食育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する食育推進計画の策定に対する意見進言及び当市の食育に関する事項を推進するため、稚内市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

食育推進計画の策定（変更を含む。）のための必要な意見進言
食育の推進に関すること

(組 織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 教育関係者

(2) 保健・医療関係者

(3) 水産・農業関係者

(4) 食品関係者

(5) 消費者団体関係者

(6) 学識経験者

(7) 本市に住所を有する満20歳上の者であって、市長が行う公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を掌理し会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し会長を議長とする。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

■稚内市食育推進計画庁内会議

(1) 稚内市食育推進計画庁内会議委員名簿

部 名	職 名	氏 名
生活福祉部	健康づくり課長	細 川 早 苗
建設産業部	水産商工課長	手 塚 光 行
	農政課長	近 江 幸 秀
教 育 部	◎部長	渡 邊 祐 子
	教育総務課長	表 健 一
	学校教育課長	田 中 克 良
	こども課長	田 澤 恵美子
	学校給食課長	西 村 和 重

※ ◎委員長

※ 事務局：教育部教育総務課総務管理グループ

(2) 会議開催状況

①平成 29 年度 第 1 回稚内市食育推進計画庁内会議 (委員：7 名出席)

日 時：平成 29 年 7 月 26 日 (木) 13 時 00 分～14 時 00 分

場 所：稚内市役所 第二会議室

議 題： 1) 「食育に関するアンケート調査」について
 2) 事務事業点検評価【平成 25 年度～平成 28 年度】総括表について
 3) 策定スケジュール (案) について
 4) その他

②平成 29 年度 第 2 回稚内市食育推進計画庁内会議 (委員：7 名出席)

日 時：平成 29 年 12 月 27 日 (水) 15 時 30 分～16 時 30 分

場 所：稚内市役所 市長会議室

議 題： 1) 「第 2 次稚内市食育推進計画」(素案) について
 2) その他
 3) 今後の予定について

(3) 稚内市食育推進計画庁内会議設置要綱

(設 置)

第1条 稚内市食育推進計画の策定及び当市の食育推進にあたり、関係各課の連携を密にし、その円滑かつ効率的な検討を行うため、稚内市食育推進計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、稚内市食育推進計画の策定及び当市の食育推進に関し、次の事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること
- (2) 食育事業の推進に関すること
- (3) その他必要とする事項

(組 織)

第3条 庁内会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部副部長とする。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し委員長を議長とする。

(庶 務)

第5条 庁内会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

○食育プロジェクト会議

(1) 食育プロジェクト会議構成名簿

所 属 課	職 名	氏 名	備 考
◎教 育 部	部 長	渡 邊 祐 子	
○教育総務課	課 長	表 健 一	
健康づくり課	主 査	掘 昌 恵	
農 政 課	主 査	高 井 英 徳	
水産商工課	主 査	渋 田 崇 雄	
学校教育課	主 査	山 影 拳	
こども課	主 査	横 山 裕 子	
学校給食課	主 査	熊 谷 由 美	
教育総務課	主 査	橋 本 英 一	

※ ◎リーダー、○サブリーダー

※ 事務局：教育部教育総務課総務管理グループ

(2) プロジェクト会議開催状況

① 第1回食育プロジェクト会議 (8名出席)

日 時：平成29年7月21日(金) 10時00分～11時00分

場 所：稚内市役所2階 第二会議室

議 題： 1) 食育プロジェクト会議について
 2) 「食育に関するアンケート調査」について
 3) 稚内市食育推進計画 事務事業点検評価
 【平成25年度～平成28年度】総括表について
 4) その他
 ・策定スケジュールについて

② 第2回食育プロジェクト会議 (7名出席)

日 時：平成29年12月22日(金) 16時00分～17時00分

場 所：稚内市役所2階 第二委員会室

議 題： 1) 「第2次稚内市食育推進計画」(素案)について
 2) その他
 ・策定スケジュールについて

○用語解説

(五十音順)

【栄養教諭】

児童・生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして 2005 年に新たに設けられた職であり、栄養士や管理栄養士の資格をもつ教育職員で、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるよう、「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるため、給食の献立の作成や、献立を活用した指導を行い、学校における食育の中心的な役割を果たす。現在のところ栄養教諭の配置は基本的に任意である。

「栄養教諭」は正規職員であり、普通免許状[専修、一種、二種]を有していなければならない。

【共食（きょうしょく）】

家族等が食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。

【欠食（けっしょく）】

食事をとらないこと。また、貧困などのために、満足な食事がとれないこと。

【孤食（こしょく）】

家族が違う時間に一人一人食事をとること。これに対し、家族で食卓を囲んでも、食べているものが一人一人が違うことを「個食」という。

【食育基本法】

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とし、平成 17 年 7 月 15 日から施行されている。

【食育月間】

6 月 1 日から 6 月 30 日までとなっており、国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図ることを目的としている。

【食育の日】

毎月 19 日、自身や家族の食生活を見直して改善を図り、生産者と消費者との交流促進、伝統的な食文化への理解を深めることを目的としている。

【生活習慣病】

食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。

【地産地消】

地域生産地域消費の略語で、その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費することである。

【内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）】

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のことです。

【日本型食生活】

昭和 50 年代ごろの食生活のこと。

ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わったバランスのとれた食事です。

【ライフスタイル】

消費者が社会的、経済的、文化的な条件のもとで示す生活のスタイル。

興味、見解、金銭の使い方、行動によって表れるような個人の生活パターン。

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

【稚内ブランド】

日本最北の地・稚内市で平成 24 年春に誕生した。

豊かな自然の中で生まれた農畜産物や水産物、これらの資源を活かして生産される産品や、稚内が誇る文化・自然等の地域資源を「稚内ブランド」として認定し、広く国内外へ発信することで、稚内の知名度向上を図っている。

■食育に関するアンケート調査集計結果■

(1) 目 的

「食べること」についての考え方、ふだんの生活で取り組んでいることなどを把握し、その結果を「第2次稚内市食育推進計画」策定のための基礎資料として活用することを目的とする。

(2) 調査対象 — 市内小学校5年生 及び、中学校2年生

区 分	調査対象校	回答数		
		男	女	計
小学5年生	10校	139名	131名	270名
中学2年生	7校	128名	126名	254名

(3) 回答形式 — 選択性（該当するものに○印）

(4) 回収方法 — 学校ごとに対応してもらい、メールボックスにて回収。

(5) 調査期間 — 8月の校長会議で調査周知を行った。

その後、各学校へ配布し、9月上旬に回収。

(6) 調査内容について

近年、生活スタイルの変化や共働き家庭の増加等により、子どもの朝食の「欠食」や「孤食」が大きな社会問題となっており、子どもたちの基本的生活習慣が大きく乱れる原因にもつながっている。

また、この乱れが学習意欲や体力、気力の低下を招く要因の一つとして指摘されている。

このことから、現在の子どもたちの状況を知るために調査を実施。

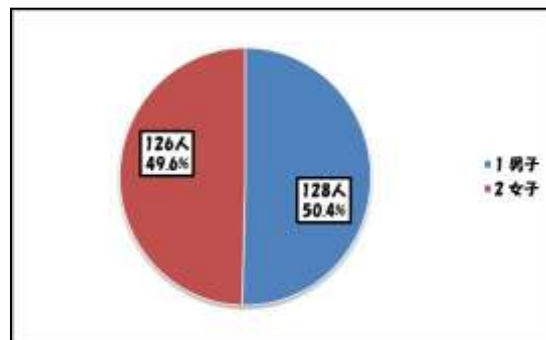
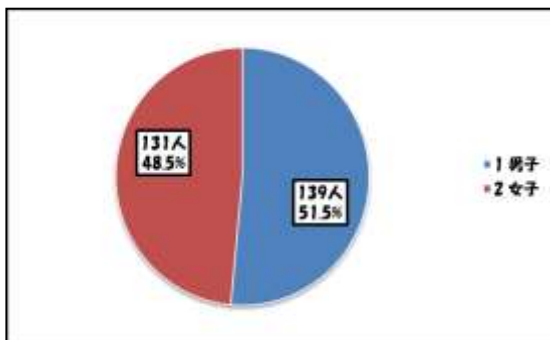
(7) 結果・分析

1. あなた自身のことについて

①[問1] 性別について

【小学5年生】

【中学2年生】

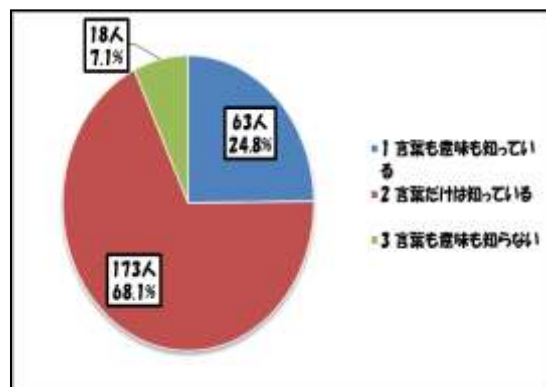
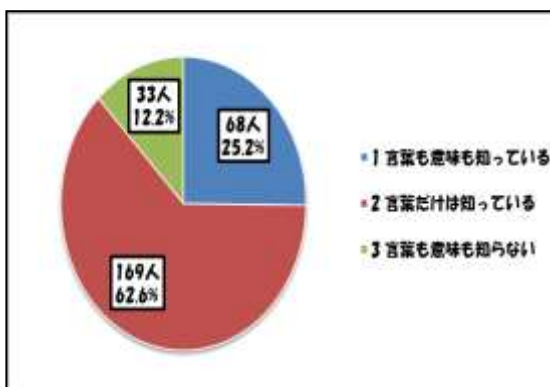


2. 食育について

②[問2] あなたは、「食育」という言葉を知っていますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

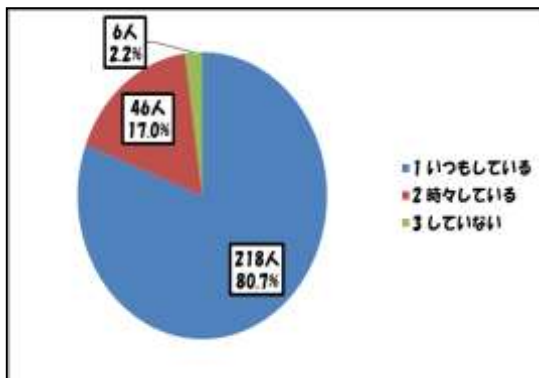
「食育」という言葉の認知度は、小学5年生では全体で 87.8%、中学2年生では全体で 92.9%と高くなっている。

しかし、「食育」の意味も理解していることについては、小学5年生で 25.2%、中学2年生で 24.8%とどちらも同じくらいの割合となっているため、「言葉も意味も知らない」児童・生徒も含めて、学校では既に「食育」に関する取り組みが毎年進められているが、言葉だけではなく、その意味も伝えていくよう促していくことが必要である。

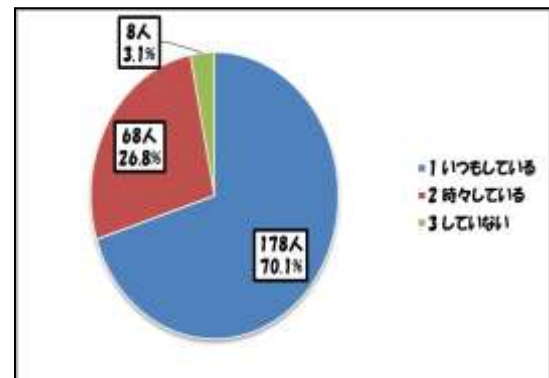
3. あなたの食生活や食に関する意識について

③[問3] あなたは、食事のときにあいさつ（いただきます・ごちそうさま）をしていますか。

【小学5年生】



【中学2年生】

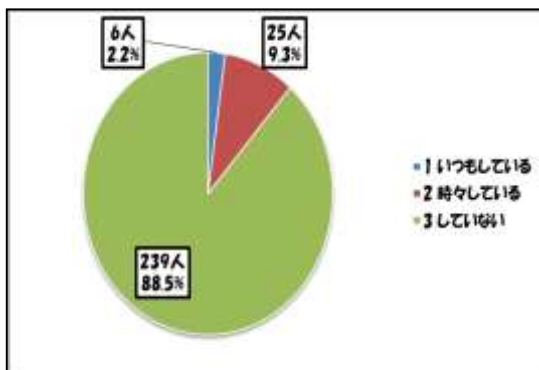


〔分 析〕

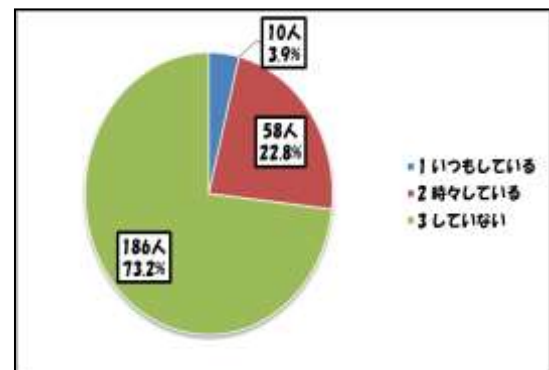
日常生活の中で、「いつもしている」という回答を見る限りでは、小学2年生も中学2年生も予想していた以上に高い割合を示しており、食生活に対する意識（あいさつ）が幼少期から継続されていることが考えられる。

④[問4] あなたは、携帯電話・スマートフォンをしながら食事をしていますか。

【小学5年生】



【中学2年生】



〔分 析〕

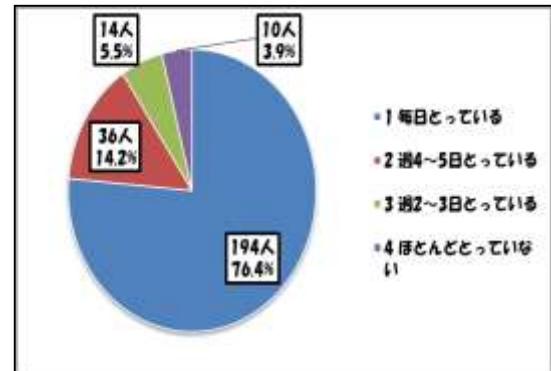
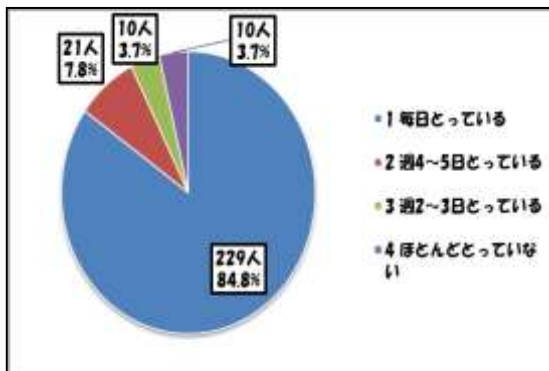
携帯電話・スマートフォンをしながら食事をしていない小学5年生は88.5%、中学2年生は73.2%と全体的には少ない状況で良い傾向にある。

しかし、中学2年生の「時々している」が22.8%と若干心配な面も見られるため、各学校において、食べることの大切さと同時に食事のマナーも伝えていくような取り組みを促していく必要がある。

⑤[問5] あなたは、1日1回は家族と一緒に食事をしていますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

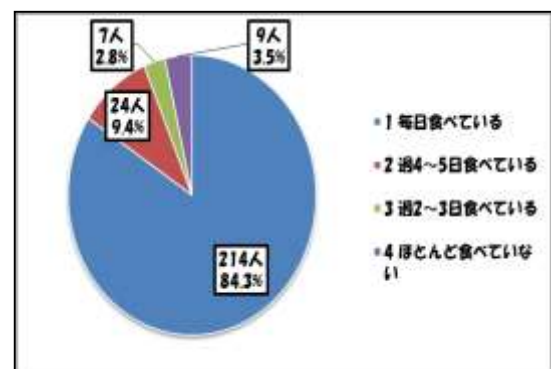
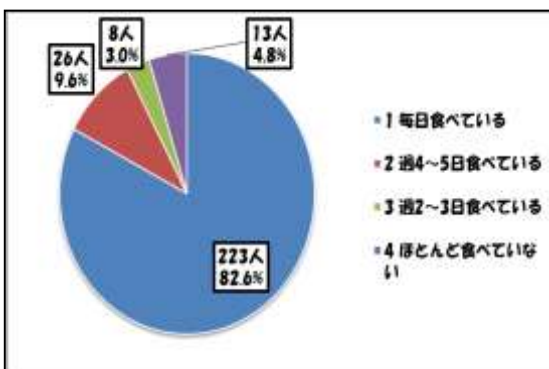
近年、食生活はライフスタイルの変化や共働き家庭の増加等により、「欠食」や「孤食」が大きな社会問題となっているが、集計結果では小学5年生が84.8%、中学2年生が76.4%となっており、全体で7割以上の子ども達が毎日家族と一緒に食事をとっていることがわかる。

しかし、「欠食」が3割、「週4～5日、週2～3日とっている」が小学5年生・中学2年生ともに1割程度であり、全体的に見ると少なく感じるが、このような子どもたちへの対策も考えていく必要がある。

⑥[問6] あなたは、朝ごはんを毎日食べていますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

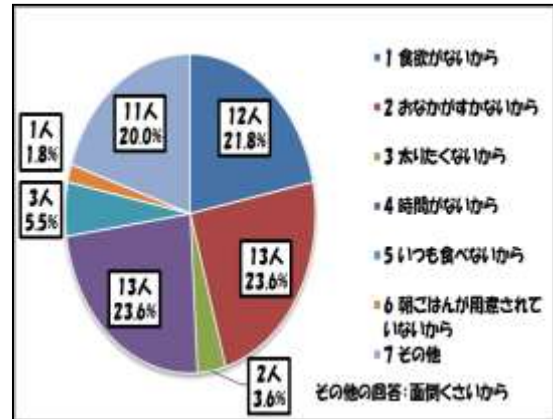
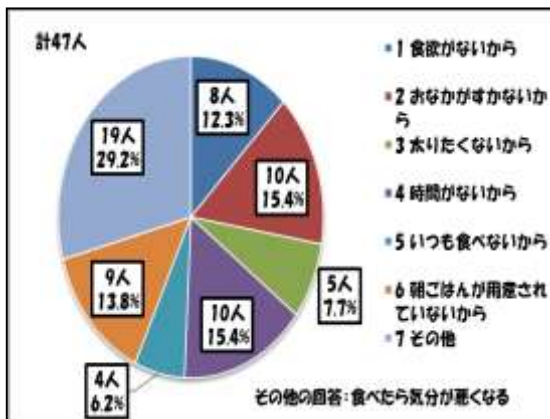
「欠食」が小学5年生4.8%、中学2年生3.5%と少なく、毎日朝ごはんを食べている小学5年生が82.6%、中学2年生が84.3%とそれぞれにおいて全体の8割以上と多い状況である。

しかし、「欠食」も含めて、「週4～5日、週2～3日とっている」が小学5年生・中学2年生ともに1割以上あり、全体的に見ると少なく感じるが、子どもたちの基本的な生活習慣の中で「朝ごはん」を摂ることの大切さを伝えていく必要がある。

⑦[問7] 問6の質問で2・3・4と答えた人（理由について）〔複数回答2つまで〕

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

朝食を「週4～5日食べている」、「週2～3日食べている」、「ほとんど食べていない」と答えた小学5年生及び中学2年生の理由であるが、小学5年生では、「食べた気分が悪くなる」等のその他が29.2%、中学2年生では「お腹がすいていないから」・「時間が足りないから」がともに23.6%とそれぞれ高い割合になっている。

小学校5年生においても中学2年生での割合が高かった「お腹がすいていないから」・「時間が足りないから」の割合はともに15.4%となっており、全体的に見ると、決して低くないことがわかる。

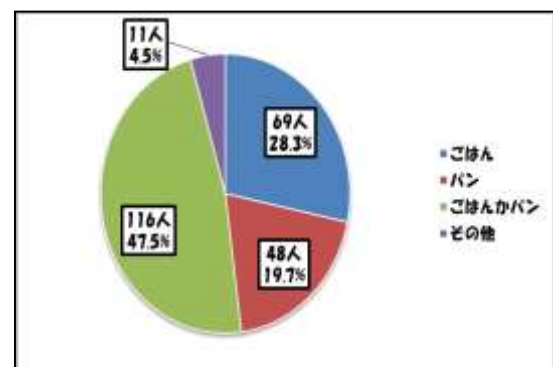
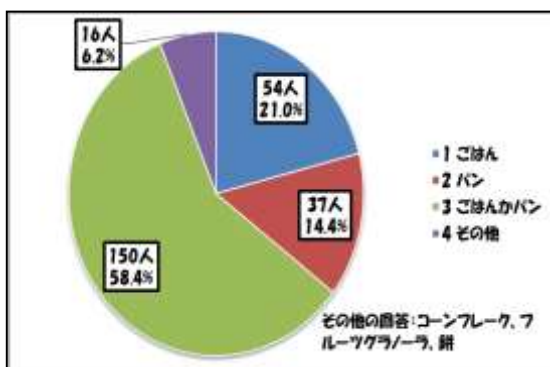
大きな要因としては、子どもたちの生理的なものや生活習慣の乱れ（睡眠時間など）が考えられる。

⑧[問8] 問6の質問で1・2・3と答えた人（理由について）

朝ごはんの主食は、何ですか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

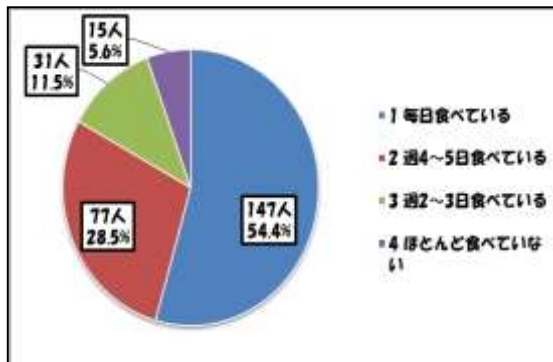
朝ごはんの主食について、「ごはんかパン」と答えた小学5年生が58.4%、中学2年生が47.5%と約半分を占めている。

「ごはん」と答えた小学5年生は21.0%、中学2年生は28.3%、「パン」と答えた小学5年生は14.4%、中学2年生は19.7%、「コーンフレーク」や「フルーツグラノーラ」などのシリアルをその他としたものが、小学5年生で6.2%、中学2年生で4.5%となっている。

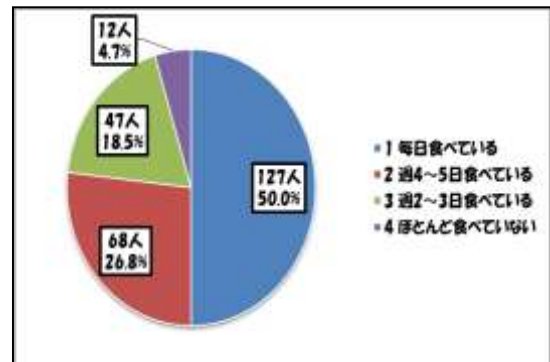
発達段階途中である小学生、中学生にとって、朝食を摂ることは必要不可欠であり、脳や体の働きに十分に關係してくる。最近では、「ごはん派」、「パン派」、「シリアル派」に分けられ、簡単に食べられるもので朝食を済ませる傾向にあると考えられる。

⑨[問9] あなたは、ふだんの食事で野菜を食べていますか。

【小学5年生】



【中学2年生】

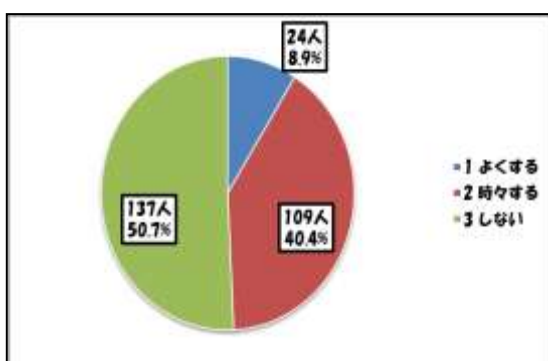


〔分 析〕

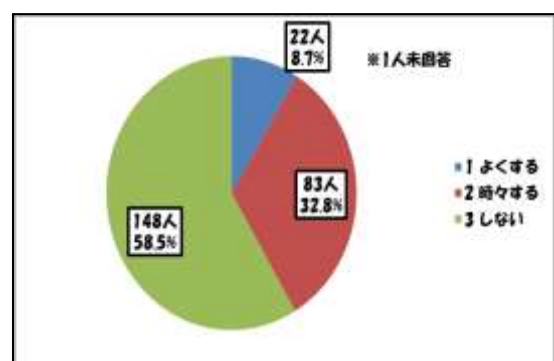
野菜の摂取について、「毎日食べている」と答えた小学5年生は54.4%、中学2年生は50.0%と高い割合を占めている。また、「週4～5日食べている」、「週2～3日食べている」を合わせたの回答は、小学5年生が40.0%、中学2年生が45.3%となっており、毎日ではないが、食生活の中で野菜を食べていることがわかる。

⑩[問10] あなたは、家族の人と、栄養や身体に良い食べ物、食べ方などについて、話しをすることができますか。

【小学5年生】



【中学2年生】



〔分 析〕

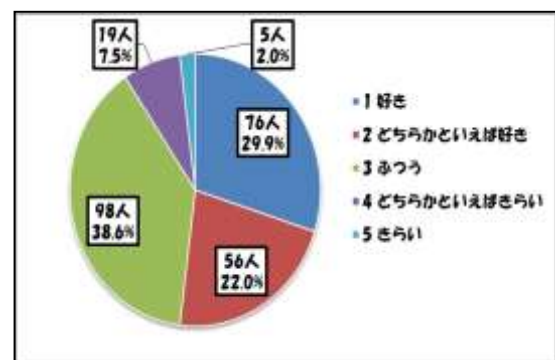
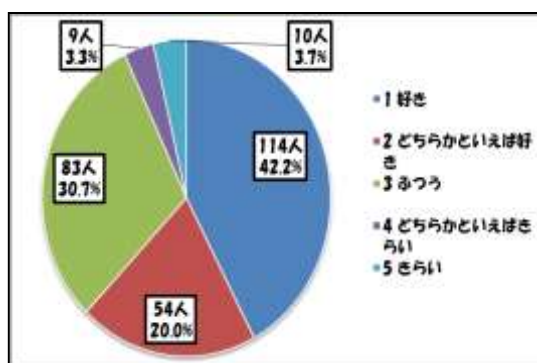
家族と栄養や身体に良い食べ物、食べ方などについて話を「しない」という質問に対し、小学5年生が50.7%、中学2年生が58.5%、「よくする」「時々する」が小学5年生は49.3%、中学2年生は41.5%でほぼ同じ割合の回答をしている。

「食」や「栄養」など食生活に関する意識づけをさせる取り組みを考えていく必要がある。

⑪〔問 11〕 あなたは、学校給食が好きですか。

【小学5年生】

【中学2年生】



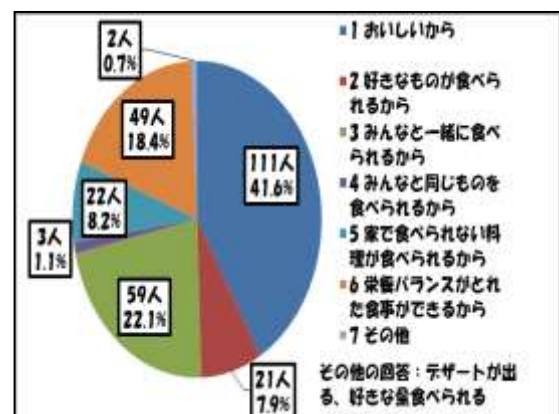
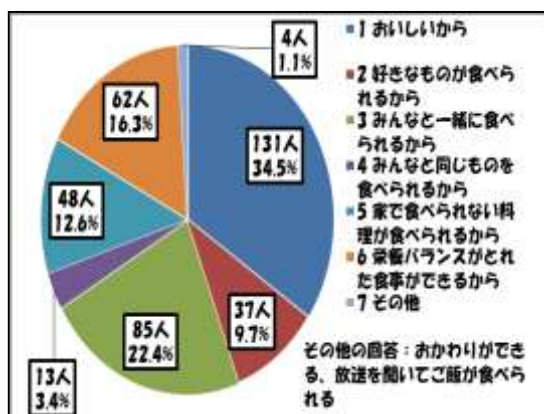
〔分 析〕

学校給食が「好き」かどうかという質問であるが、「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた小学5年生が62.2%、それに対して、中学2年生が51.9%で10.3%低い割合となっている。

⑫〔問 12〕 問 11 の質問で 1・2 と答えた人（理由について）〔複数回答 3 つまで〕

【小学5年生】

【中学2年生】



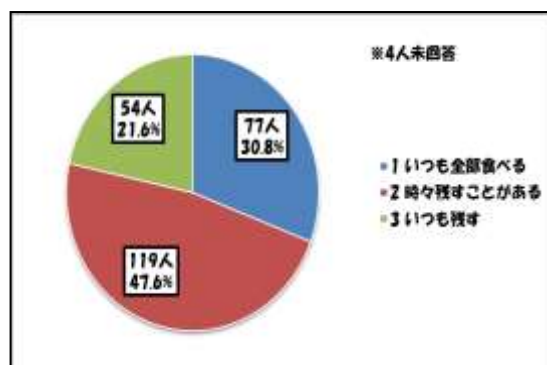
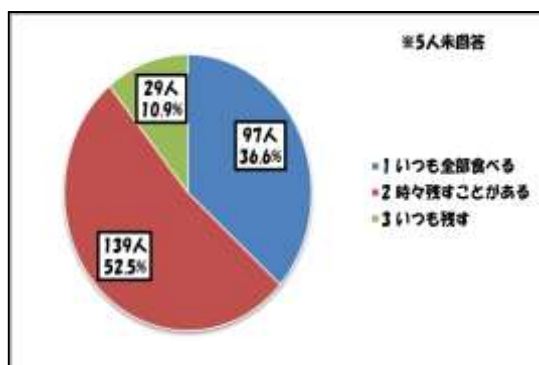
〔分 析〕

学校給食が「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた小学5年生で「おいしいから」と答えた子どもが34.5%、中学2年生は41.6%となっており、次に高かったのが「みんなと一緒に食べられるから」が小学5年生で22.4%、中学2年生で22.1%とほぼ同じ割合を占めている。

⑬[問 13] あなたは、学校給食を残すことがありますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

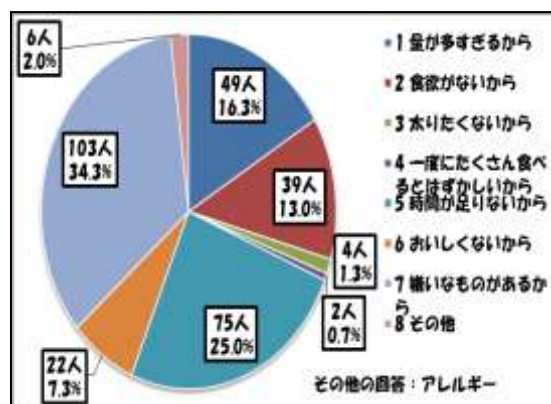
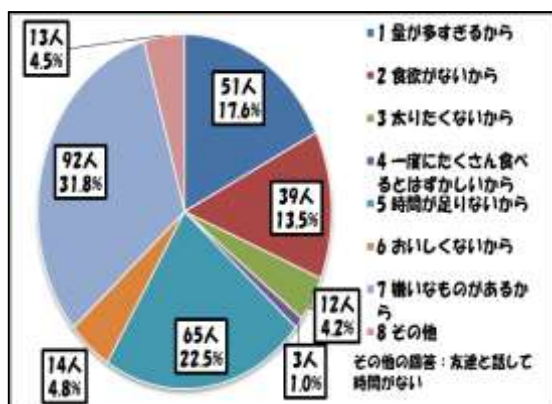
学校給食を「いつも全部食べる」と答えた小学5年生が36.6%、中学2年生が30.8%と全体的に低い。

「時々残すことがある」という回答が小学5年生52.%、中学2年生47.6%となっており、全体の約半の割合を占めている。

⑭[問 14] 問 13 の質問で 2・3 と答えた人（理由について）〔複数回答 3 つまで〕

【小学5年生】

【中学2年生】



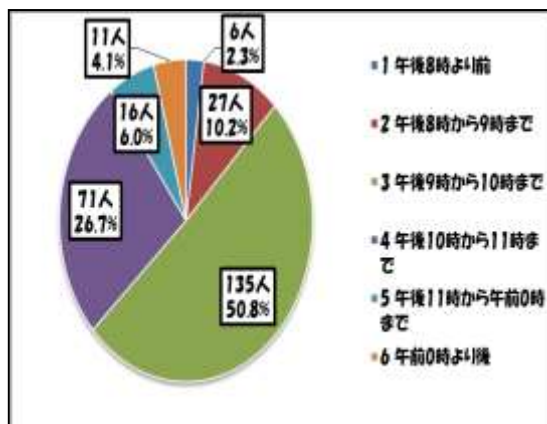
〔分 析〕

学校給食を残す理由として、小学5年生、中学2年生とも「嫌いなものがあるから」と答えた子どもが全体の30%以上と一番多かった。次いで「時間が足りないから」が20%以上と多かった。

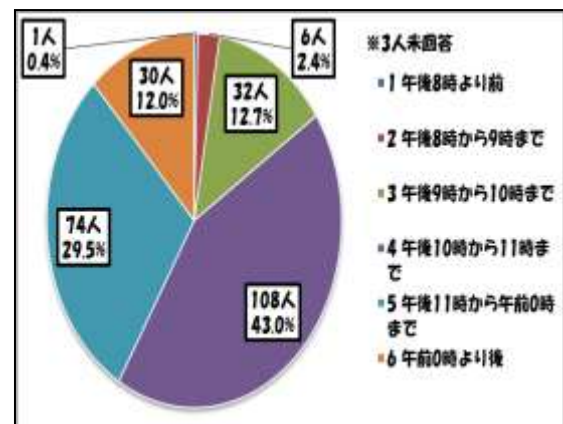
昔からよく子どもの食に対する「好き嫌い」はあったが、普段の家庭での食生活等が少なくとも影響しているのではないかと考えられる。

⑮[問 15] あなたは、ふだん夜は何時ごろ寝ますか。

【小学5年生】



【中学2年生】



〔分 析〕

ふだんの就寝時間について、小学5年生は「午後9時から午後10時まで」と答えた子どもが50.8%で、全体の半分を占めている。その後、午後10時以降の1時間刻みにおいては少ない割合になっている。

それに対して中学2年生は「午後10時から午後11時まで」と答えた子どもが43.0%となっており、その後、午後10時以降の1時間刻みにおいては少ない割合になっている。

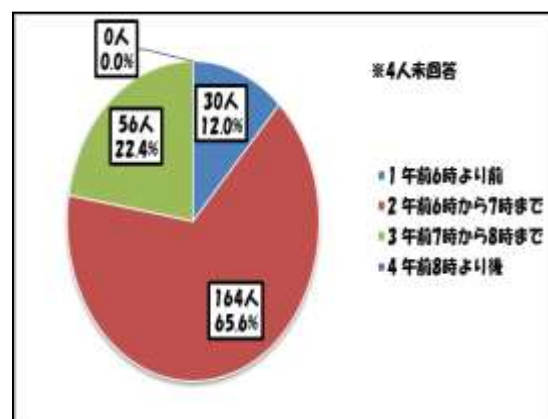
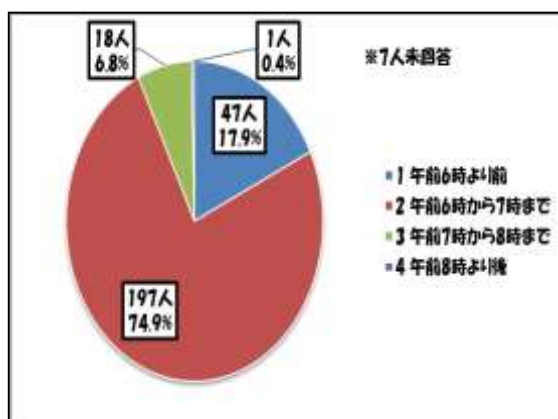
小学5年生と中学2年生を比較すると、就寝時間のある一定程度の基準が小学生では午後9時、中学生では午後10時と1時間の差がある。

発達段階途中における子どもの睡眠は、生活習慣の基本であり、特に食生活、学習面、そして体力面に大きく影響してくるものであり、生活習慣の改善をするため、家庭でのルール等をつくる必要がある。

⑩[問 16] あなたは、ふだん朝は何時ごろ起きますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

問 15 の就寝時間の質問に対して、起床時間の質問では「午前6時から7時まで」と答えた小学5年生が74.9%、中学2年生が65.6%と全体の半分以上を占めている。

しかし、就寝時間から考えると、平均の睡眠時間は小学生5年生で9～10時間、中学2年生では8～9時間と考えられる。

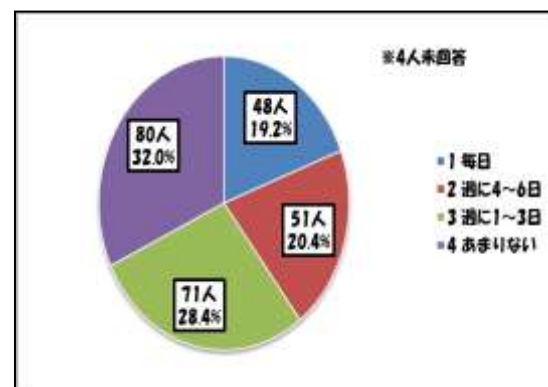
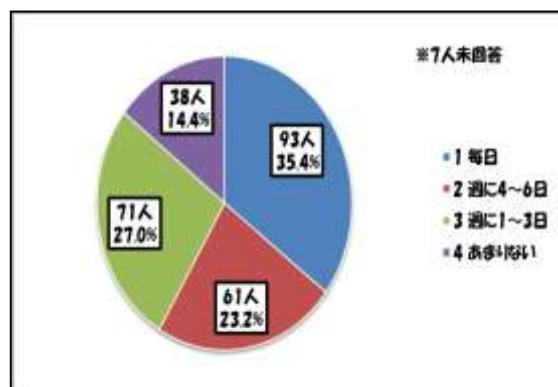
一般的に必要な睡眠時間の目安としては、小学生（6歳～13歳）で9～11時間（最低限：7～8時間）、中学生・高校生（14～17歳）で8～10時間（最低限：7時間）となっている。

子どもたちの回答を見ると、睡眠時間の目安の範囲内となっているが、現代では習い事や塾などに通う子どもも多く、生活スタイルの個人差が出てくる時期でもあるので、しっかりとした生活習慣を身に付けさせることが必要であると考えられる。

⑪[問 17] あなたは、学校の体育やクラブ活動以外で、運動したり、屋外で身体を使って遊んだりする機会は、どのくらいありますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

学校体育やクラブ活動以外で運動したり、屋外で身体を使って遊んだりする機会が「毎日ある」と答えた小学5年生は35.4%と中学2年生の19.2%を大きく上回っている。

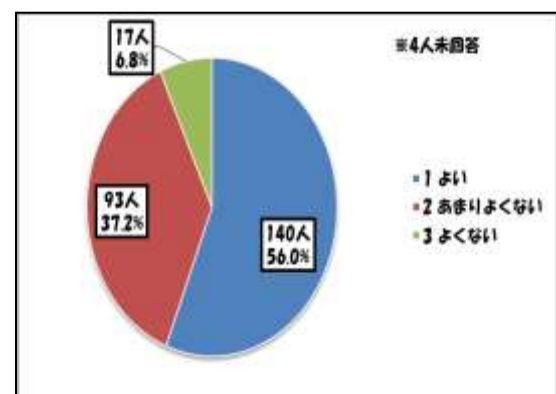
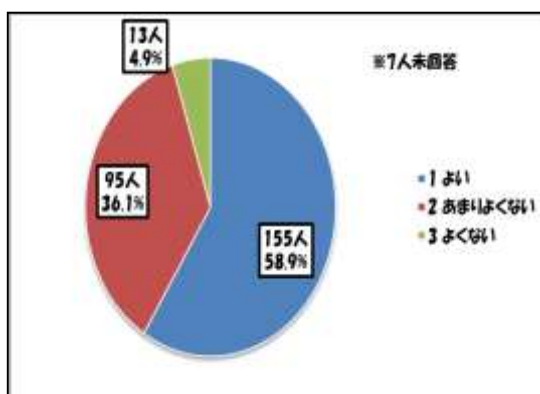
反対に「あまりない」と答えた小学5年生は14.4%と中学2年生と比較すると低い。

この回答結果から、中学生より小学生の方が身体を使って運動したり、遊んだりする機会が多い事が考えられる。

⑩〔問 18〕 あなたは、自分の食生活をどう思いますか。

【小学5年生】

【中学2年生】



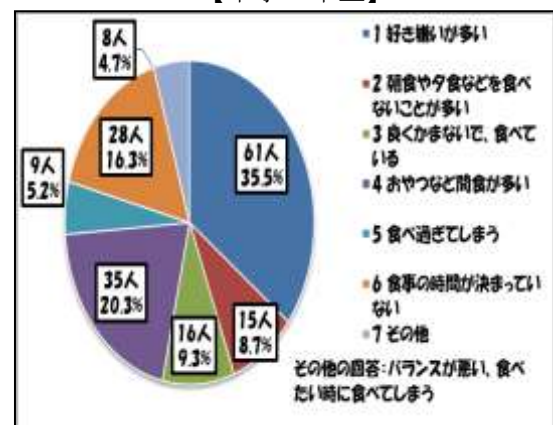
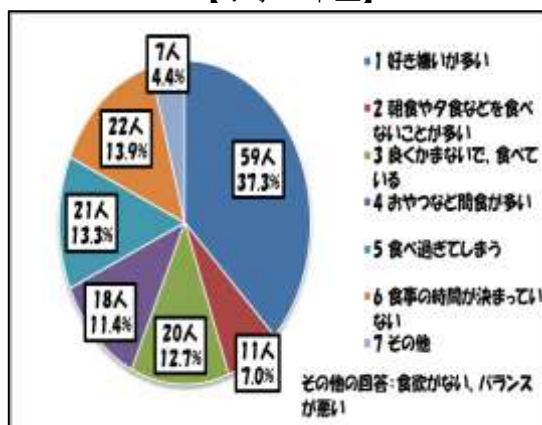
〔分 析〕

自分の食生活を「よい」と答えた小学5年生は58.9%、中学2年生は56.0%と全体の半分を占めている。

⑪〔問 19〕 問 18 の質問で 2、3 と答えた人（理由について）〔複数回答 2 つまで〕

【小学5年生】

【中学2年生】



〔分 析〕

自分の食生活を「あまりよくない」、「よくない」と答えた子どもたちの理由として、「好き嫌が多い」という回答が小学5年生で37.3%、中学2年生で35.5%と全体の3割を占めている。

先ほど問13で「学校給食を残すことがありますか。」という質問で、「時々残す」「いつも残す」と答えた子どもたちの理由で「嫌いなものが多いから」という回答が多かったことから、普段からの食生活を改善するために家庭を中心に見直す必要がある。

(8) まとめ

調査結果から、「食育」について、言葉は知っているが、その意味が意外と知られていないことが明らかになった。

また、家族との食事（共育）を通じて、子どもたちとの関わりをもつ機会を増やすことは、「欠食」や「孤食」を減らすことにつながるとともに、生活習慣を整え、朝食の摂取頻度を高め、学習や体力面に対して大きな支えにもつながることを再確認することができた。

今回の調査項目において、食生活で朝ごはんを毎日食べている割合と家族と一緒に食事をする割合が高い状況にあり、よい傾向にあると思われる。

しかし、食生活の中で、食べ物の「好き嫌い」が多いことも確かであり、学校給食も「嫌いだから残す」といった状況も見受けられた。

子どもたちの生活習慣では、早寝・早起きの習慣がある程度身についており、朝ごはんも毎日食べていることにもつながっていることから、生活リズムをしっかりと整え、食べることの大切さを伝える啓発活動に取り組んでいく必要がある。

今回の調査結果から明らかになった子どもたちの「食」に関する課題を今後、学校にも情報提供し、「学校と子ども」、「学校と家庭」、「家庭と子ども」の間で課題の共有を図ってもらいながら、学年・性別・生活習慣等、発達段階に合わせた効果的な食育の推進に取り組んでいきたい。

■食育に関するアンケート調査集計結果■

(1) 目 的

食育に対する意識や関心、日頃の食生活等について把握し、その結果を「第2次稚内市食育推進計画」策定のための基礎資料として活用することを目的とする。

(2) 調査対象 — 市内在住の18歳以上の市民〔1,000人を無作為抽出〕

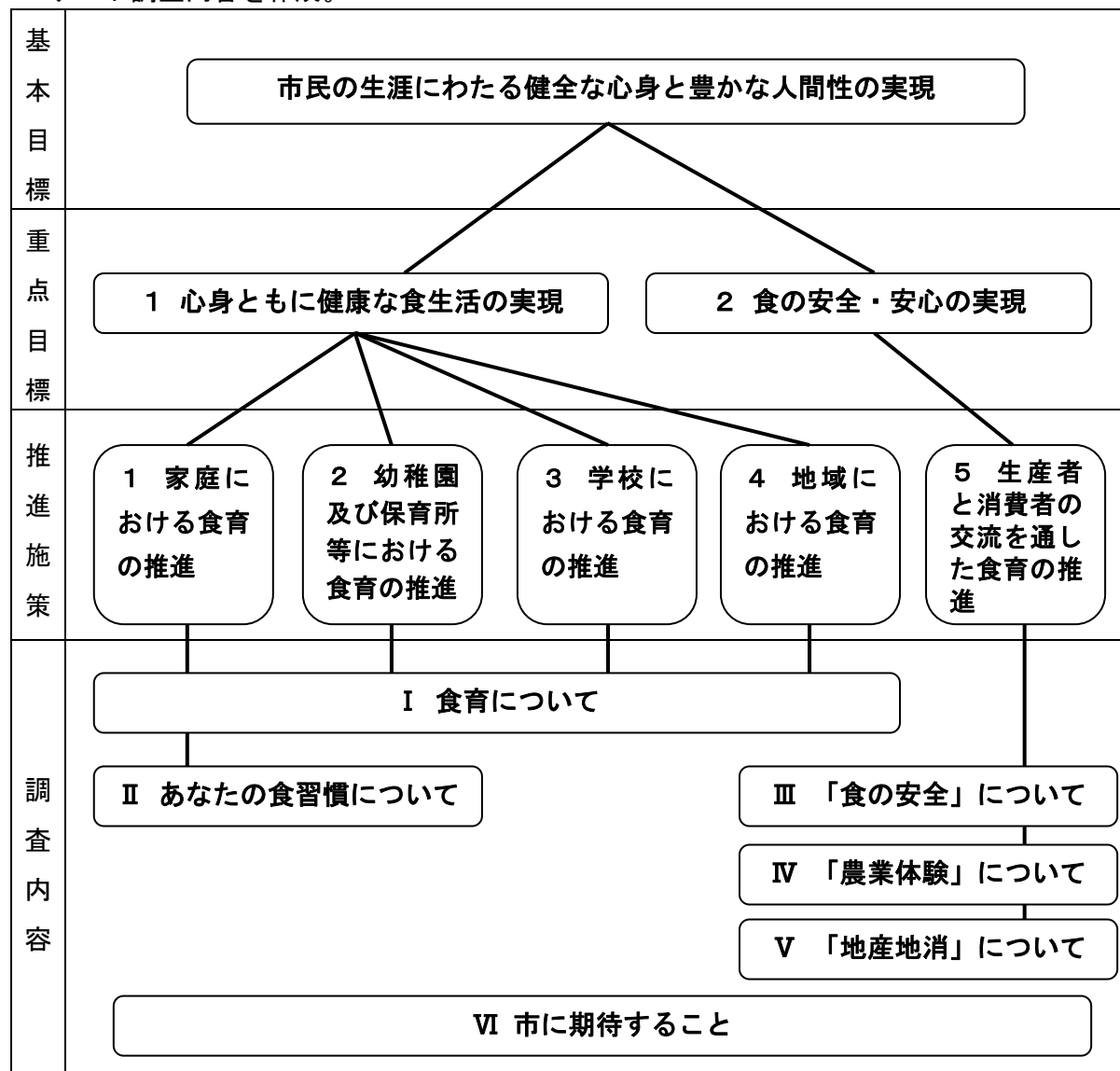
(3) 回答形式 — 選択性（該当するものに○印）

(4) 回収方法 — 返信用封筒にて回収。（354人 回収）

(5) 調査期間 — 10月上旬に発送し、2週間程度で回収。

(6) 調査内容について

「第1次稚内市食育推進計画」の目標体系（下記参照）にある推進施策からアンケート調査内容を作成。

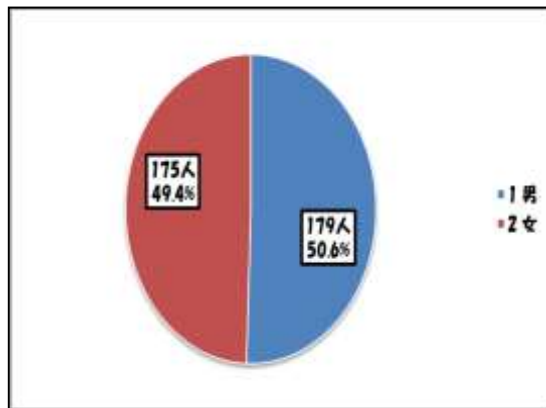


(7) 結果・分析

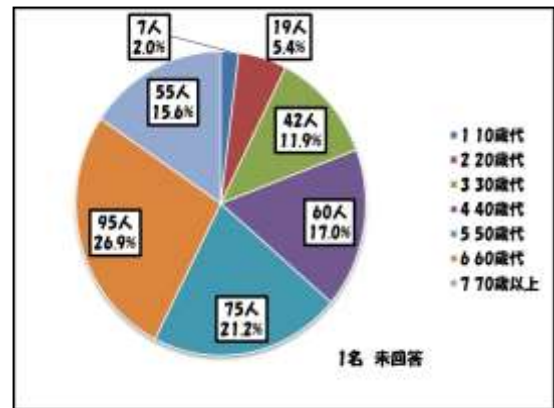
1. あなた自身について

①[問1] あなた（ご本人）のことに、それぞれあてはまるものを選びなさい。

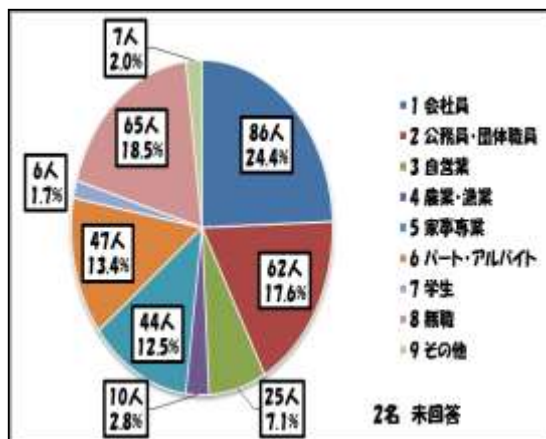
【性 別】



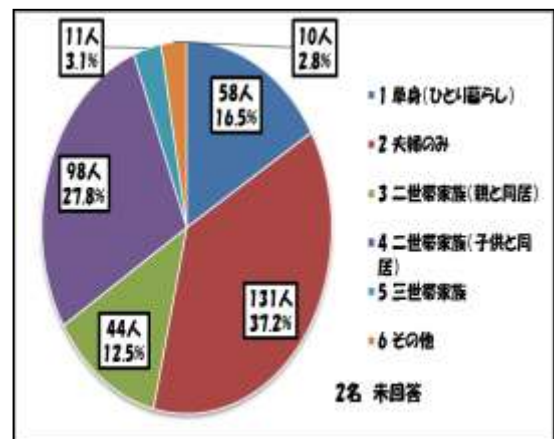
【年 齢】



【職 業】



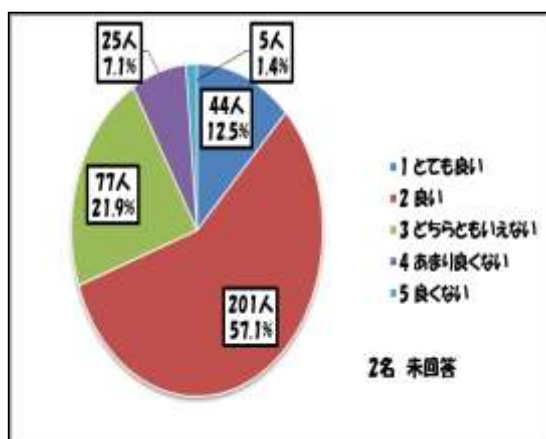
【家族構成】



その他の回答：酪農家、介護員重機オペレータ

その他の回答：グループホーム、兄と姉と同居、寮

【健康状態】



〔分 析〕

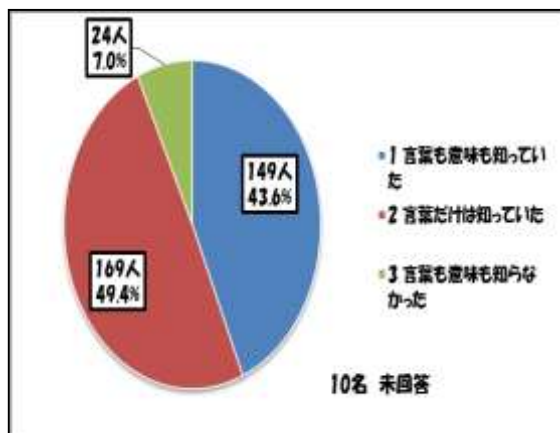
市内在住の18歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、男性179人、女性175人の計354人の回答があった。年齢では、10歳代から20歳代は少ないものの、30歳代以降の回答人数は、多少偏りはあるが、バランス的には問題は特にない。

職業・家族構成では、偏りが見られ、それぞれ「会社員」24.4%、「夫婦のみ」37.2%と回答の割合が高い状況となっている。

健康状態では、「とても良い」・「良い」と回答した人が、全体の69.6%を占めている。

2. 食育について

②[問2] あなたは、「食育」という言葉を知っていますか。

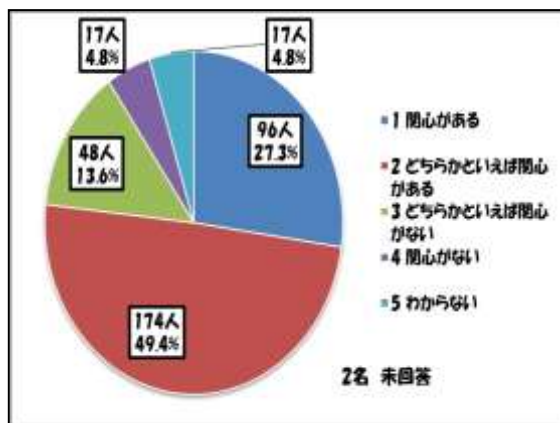


〔分析〕

「食育」という言葉の認知度は、全体で93%と非常に高くなっており、浸透している。

「食育」の意味も理解していることについては、43.6%となっており、今後の啓発活動に力を入れて行く必要がある。

③[問3] あなたは、「食育」に関心がありますか。

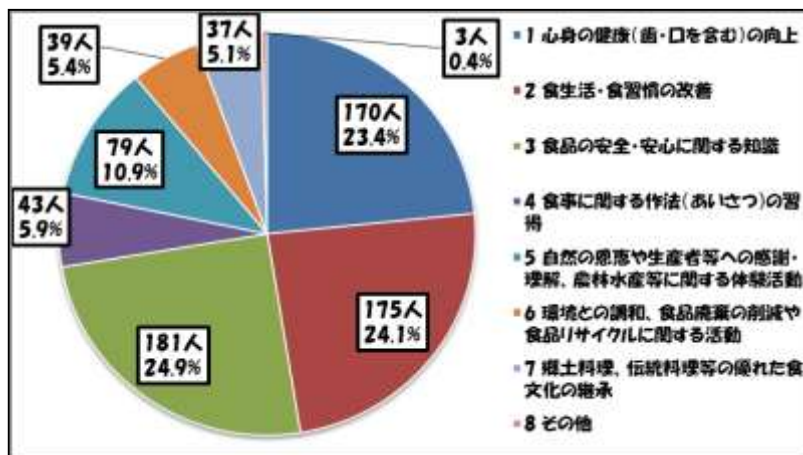


〔分析〕

「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答した人が、全体で76.7%と高くなっている。

問4でその理由についての回答があるが、「心身の健康」23.4%、「食生活・食習慣の改善」24.1%、「食品の安全・安心に関する知識」24.9%とほぼ同じ割合を占めており、「食」を通じての生活習慣、健康に関心を持っている人が多いことが考えられる。

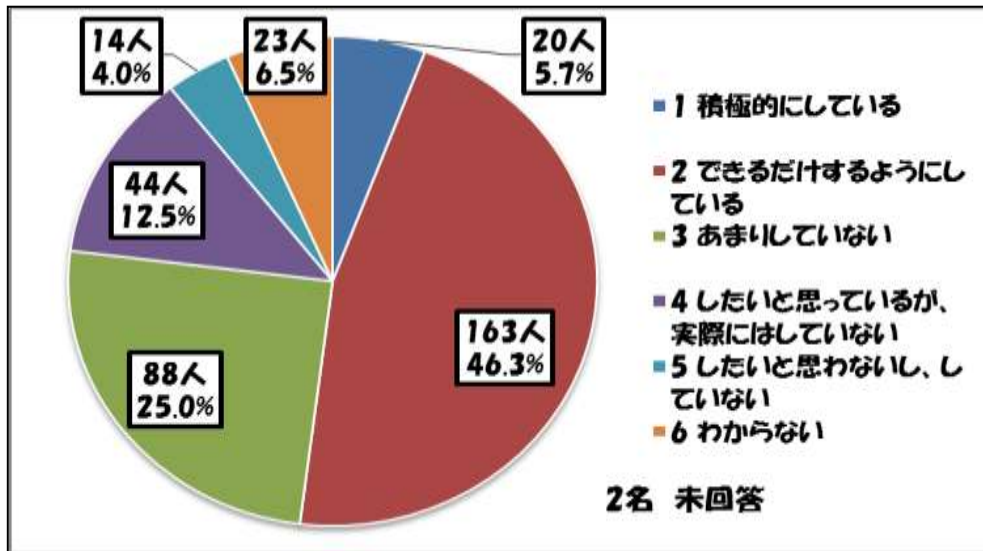
④[問4] 問3で1・2と答えた人（理由について）〔複数回答3つまで〕



その他の回答:

子どもに食育を教えたい、慢性疾患があるのでバランスを考える、スポーツと栄養に興味がある

⑤[問5] あなたは、日頃から「食育」を何らかの形で実践していますか。



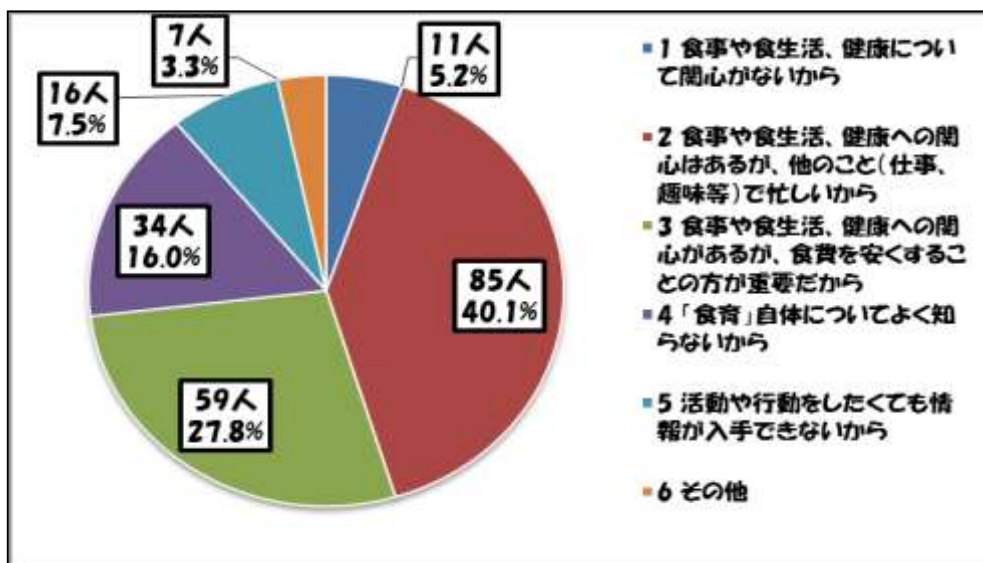
〔分 析〕

「積極的に行っている」、「できるだけするようにしている」と回答した人が52.0%と全体の半分以上を占めている。

「あまりしていない」25.0%、「したいと思っているが、実際にはしていない」と回答した人が12.5%であった。

機会があれば、「したい」という気持ち生まれ、活動につながる可能性も考えられるため、何かしらの支援が必要であると考えられる。

⑥[問6] 問5で3・4・5と答えた人（理由について）〔複数回答2つまで〕



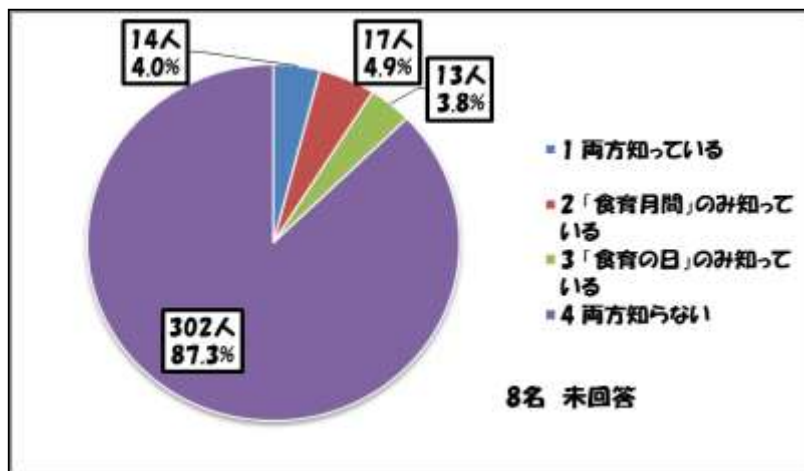
その他の回答： 必要ないから、バランスは考えるが、それ以外はしていない、相手がいない、食べたいものを食べてしまう

〔分 析〕

問5の質問の理由として回答が多かったのは、「食事や食生活、健康への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味等）で忙しいから」40.1%、次いで、「食事や食生活、健康への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから」27.8%であった。

「食」に関心はあるが、個人的な事情や考えなどから、実践までに至らない状況であると考えられる。

⑦〔問7〕あなたは、「食育月間（毎年6月）」「食育の日（毎月19日）」を知っていますか。

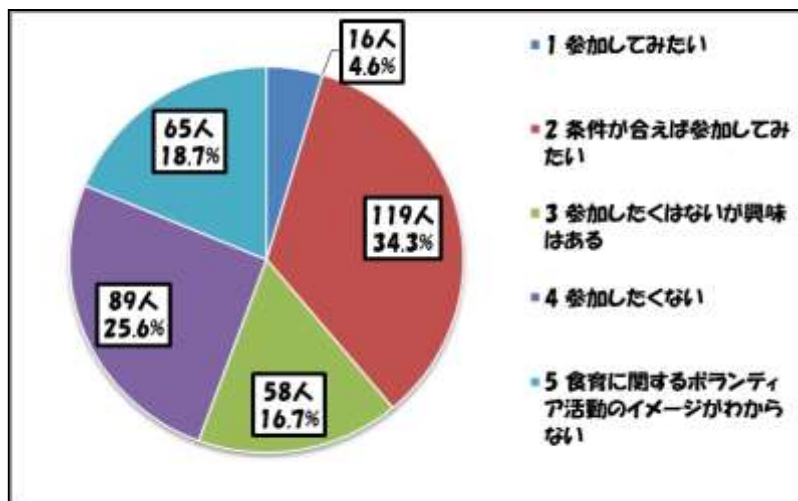


〔分 析〕

「両方知らない」と回答した人が全体の87.3%と非常に多いことがわかった。

毎年6月の食育月間では、啓発活動を行っているが、周知内容・方法等を考えていく必要がある。

⑧[問8] あなたは、食に関するボランティア活動（講演、調理実習、それらのサポート活動など）に参加したいと思いますか。



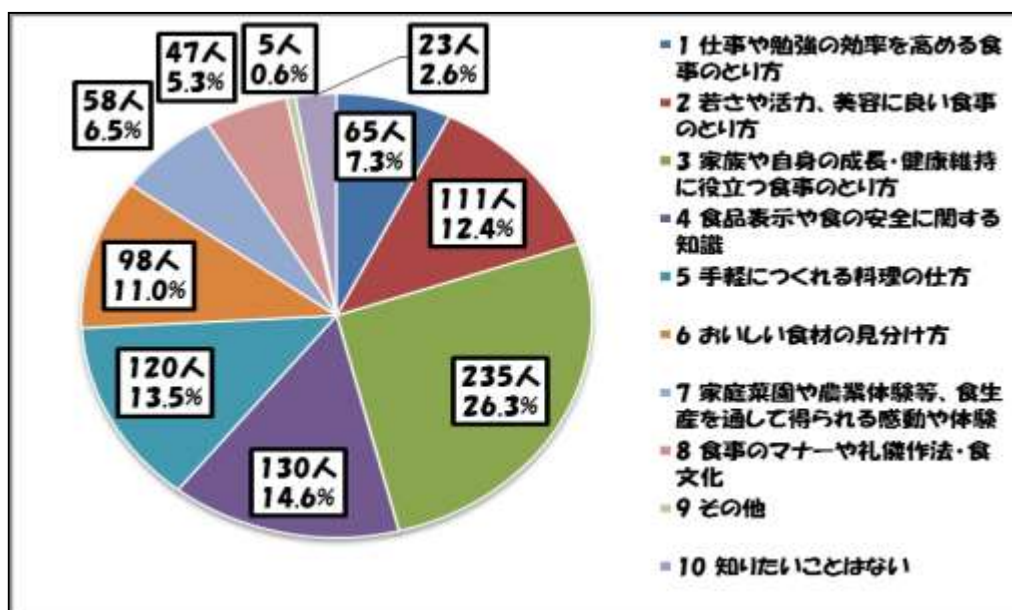
〔分 析〕

「参加してみたい」、「条件が合えば参加してみたい」と回答した人が、38.9%であった。

「食」を身近に感じることができる意識づけをもってもらうために関係機関等との連携が必要であると考えられる。

⑨[問9] あなたは、「食育」を通してどのようなことを知りたいですか。

〔複数回答3つまで〕



その他の回答：病気治療中の食事のとり方、森と海と魚の関連、貧困生活の実態

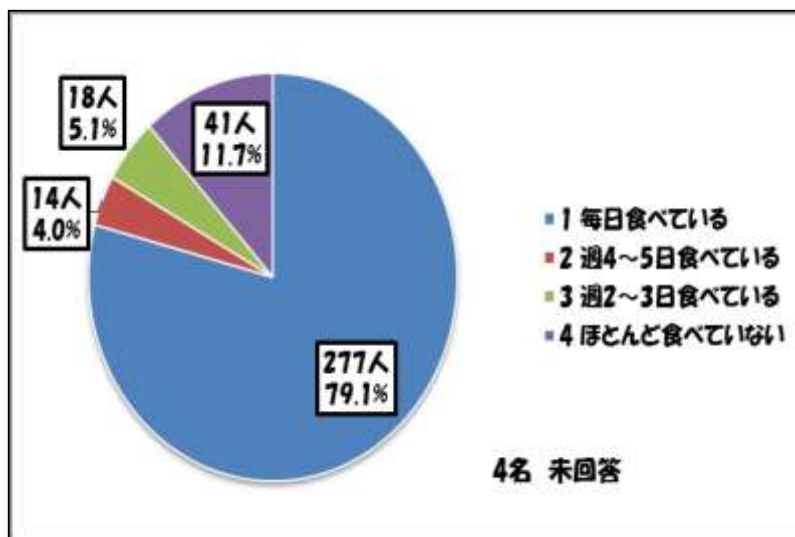
〔分 析〕

回答率が高かったのは、「家族や自身の成長・健康維持に役立つ食事のとり方」が26.3%、次いで「食品表示や食の安全に関する知識」が14.6%となっている。

「食育」を通じて、健康維持・管理、料理のつくり方、「食」の安全などについて知りたいという回答率が、ほぼ同じであったことから、講演会や研修会の充実を図る必要があると考えられる。

3. あなたの食習慣について

⑩〔問 10〕 あなたは、朝食を食べていますか。

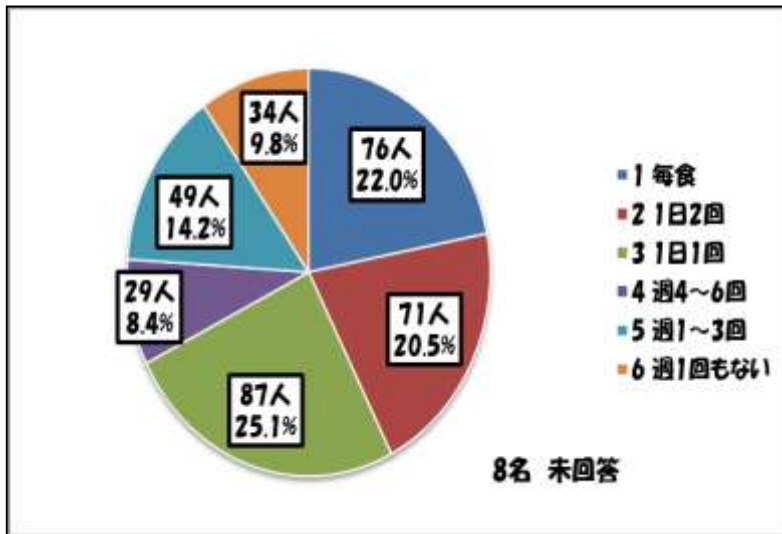


〔分 析〕

「毎日食べている」が全体で79.1%を占めており、高い傾向にあることが確認できた。

しかし、11.7%の人が「ほとんど食べていない」と回答しており、少数ではあるが、食べていない状況があるため、関係団体（課）と連携した啓発活動が必要であると考えられる。

⑪[問 11] あなたは、栄養バランスの取れた食事をどれくらい心がけていますか。

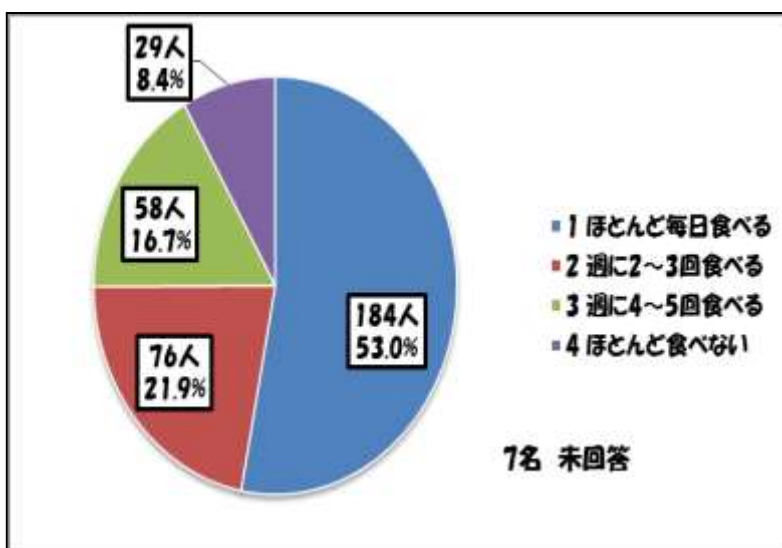


〔分 析〕

「毎食」、「1日2回」、「1日1回」と回答した人が、20%を超えていることから、普段から栄養バランスの事を考えた食事を心がけていることを確認することができた。

しかし、理想的な食事を毎食摂ってもらえるような取り組みを考えていく必要がある。

⑫[問 12] あなたは、主食・主菜・副菜〔下記説明文を参照ください〕の3つがそろった食事を食べることが、1日に2回以上あるのは週に何回ありますか。

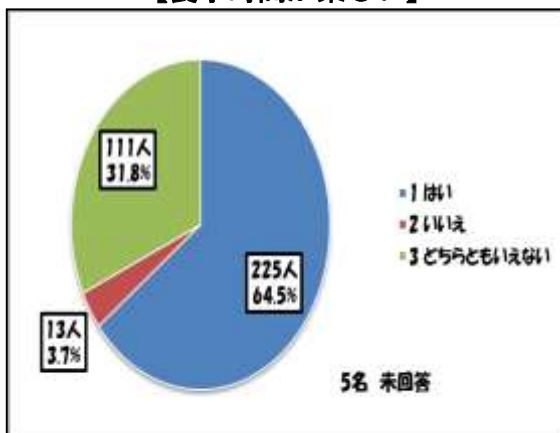


〔分 析〕

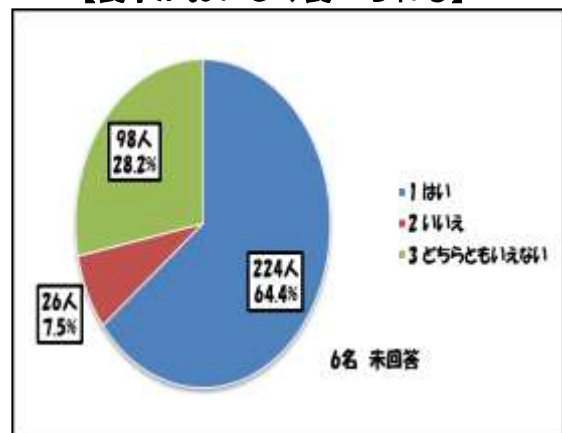
問 11 の設問にも関係 してくるが、全体で 53.0%の人が、「ほとんど毎日食べる」と回答しており、良い傾向にあるものの、それ以外の回答 からは、なかなか主食・主菜・副菜のバランスがとれた食事が難しく、その中には、好き嫌いも含まれると思うが、食事に偏りが見られる。

⑬[問 13] あなたの普段の食生活で、それぞれあてはまるものを選びなさい。

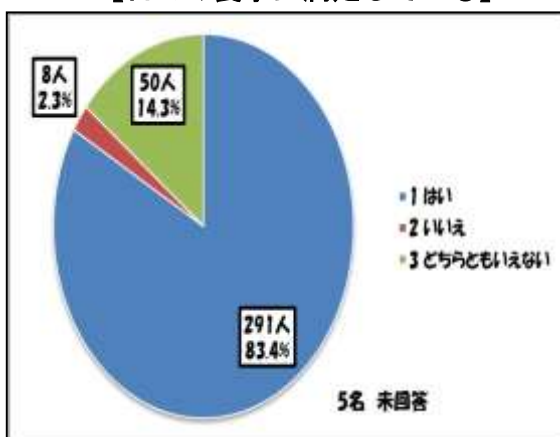
【食事時間が楽しい】



【食事がおいしく食べられる】



【日々の食事に満足している】



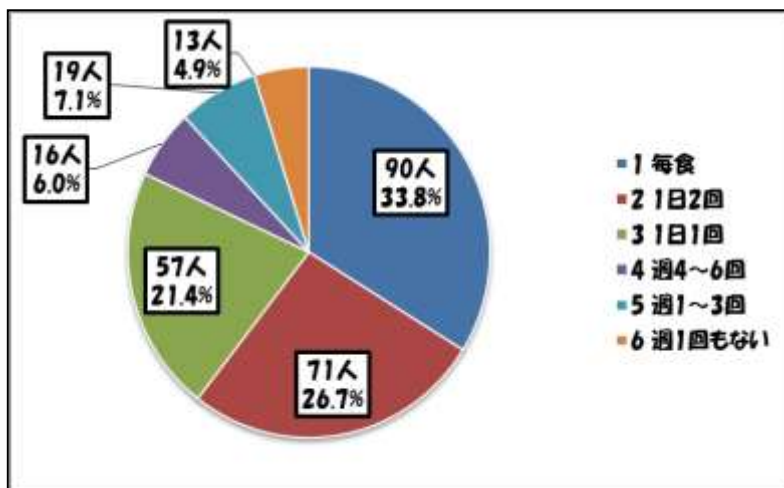
〔分 析〕

普段の食生活について、3つの質問を行った。

回答結果は、未回答もあったが、それぞれ全体の半分以上の割合を占めている。

毎日の生活で、食事は欠かせないものであり、食事を「楽しく」、「おいしく」、そして、「満足」できるような食生活を送るためには、家族や仲間と一緒に食事をする（共育）ことが大切であることから食環境を考えていく必要がある。

⑭[問 14] 「家族と同居している方（問 1 の④家族構成で「1」以外と答えた方のみ）あなたは、家族と一緒に食事をとっていますか。

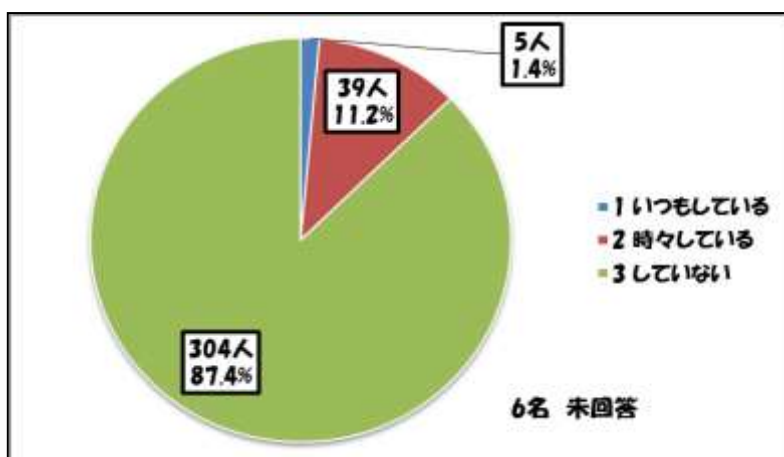


〔分 析〕

「毎食」、家族と一緒に食事をとっている割合が 33.8%と多く、次いで「1 日 2 回」26.7%、「1 日 1 回」21.4%、「週 4 ～ 6 回」6.0%、「週 1 ～ 3 回」7.1%、「週 1 回もない」4.9%という順番になっている。

家族で一緒に揃う時間が、ライフスタイルの変化や共働きの家庭等を含む家族形態の変化等により、家族と一緒に食事をすることができない理由の一つではないかと考える。

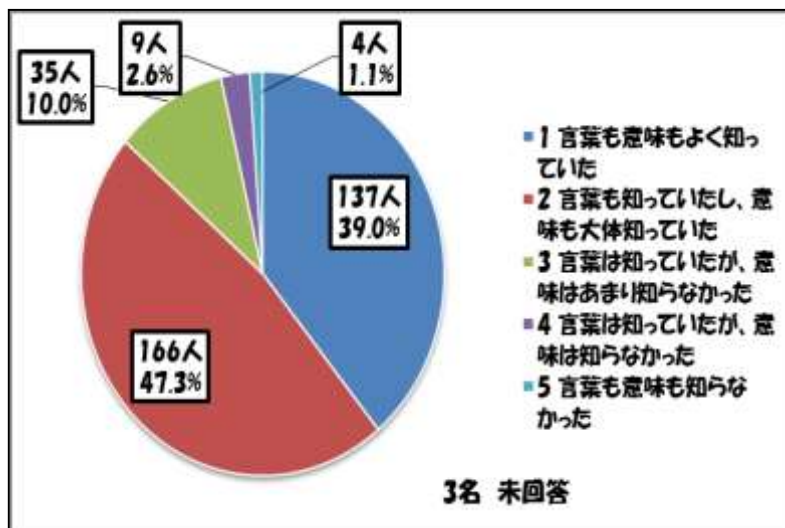
⑮[問 15] あなたは、携帯電話・スマートフォンをしながら食事をしていますか。



〔分 析〕

携帯電話・スマートフォンが普及している中で、「していない」と回答した人が 87.4%と非常に高い割合を占めており良い傾向にある。

⑩[問 16] あなたは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）という言葉やその意味を知っていますか。

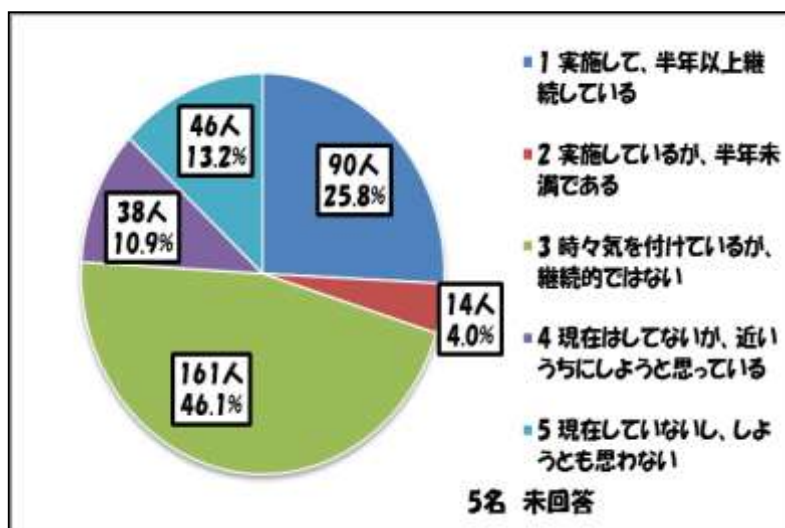


〔分 析〕

「言葉も意味もよく知っていた」、「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた」と回答した人が全体で 86.3%と、8 割以上占めている。

しかし、言葉は知っているが、意味を知らない、あるいは、全く知らないという回答もあったため、関係課でさらなる周知を図るための工夫を考える必要がある。

⑪[問 17] あなたは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続的に実施していますか。



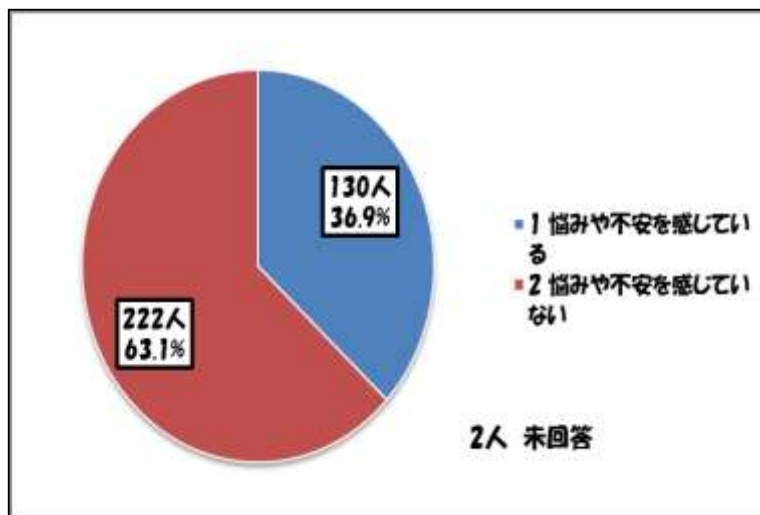
〔分 析〕

問 16 の質問で、言葉やその意味を知っている人の割合は多かったものの、実

際に予防や改善に向けた適切な食事、定期的な運動を続ける人は少ない。

また、気持ちはあるが、なかなか行動につながっていないため、関係課において、取り組み内容を工夫していく必要がある。

⑩[問 18] あなたは、日頃の食生活で悩みや不安はありますか。



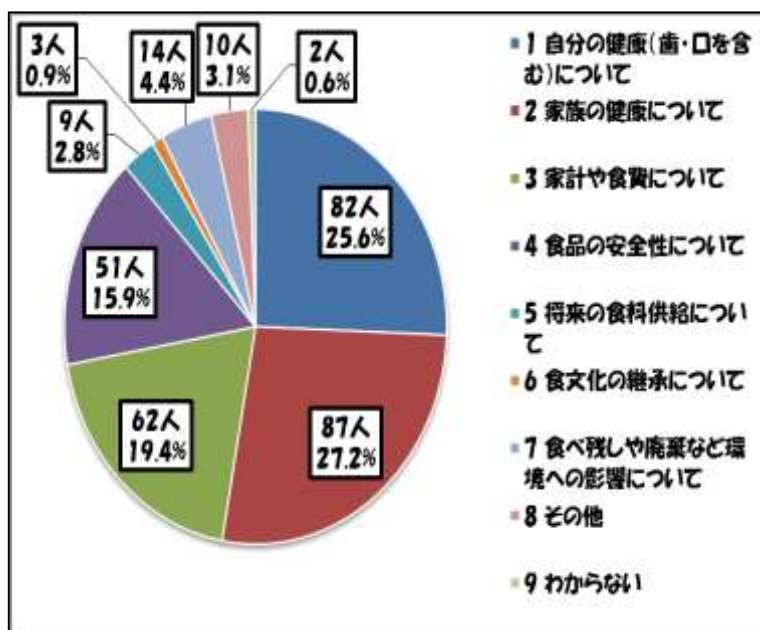
〔分 析〕

食生活での悩みや不安を感じていないと回答した人は、63.1%と高い割合を占めている。

しかし、「家族の健康」、「自分の健康」などの理由から、食生活で悩みや不安を感じている人がいることも事実である。

悩みや不安を解消するため、栄養士を活用するなどして健康相談の充実を図る必要がある。

⑪[問 19] 問 18 の質問で 1 と答えた人（理由について）
〔複数回答 3 つまで〕



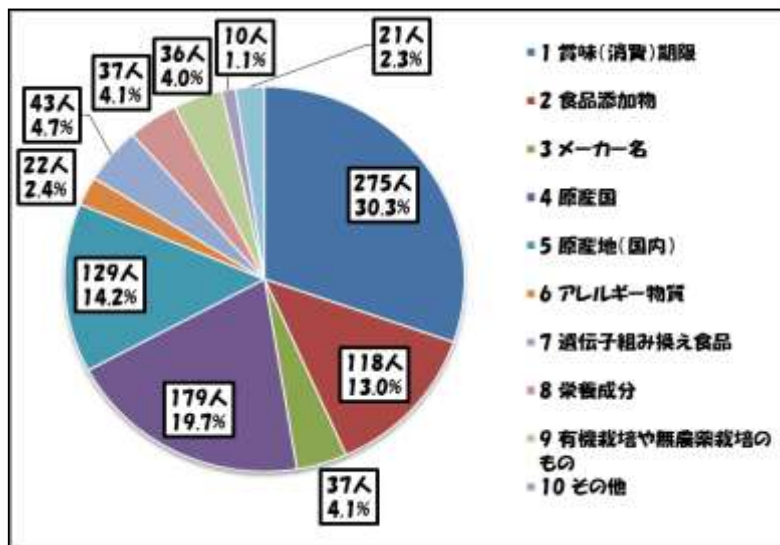
その他の回答：自分の病気の予後、自分の未来、中国産食品が多い。

アレルギー、子どもにバランスの良い食事を毎日作ってあげられていない。

栄養、夕食を食べる時間が遅い、野菜が苦手、1人で食事すること食事のバランス、炭水化物のとりすぎ

4. 「食の安全」について

②⑩[問 20] あなたは、食品を選ぶとき、気をつけていることはどれですか。

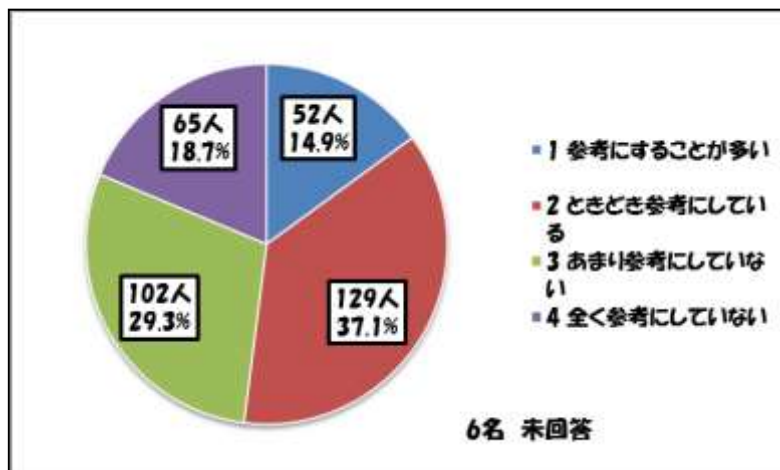


その他の回答：値段、北海道産を購入し東北の物は買わない、放射能

〔分 析〕

質問の回答結果から、「賞味（消費期限）」に気をつけている人が全体の3割、それ以降は「原産国」や「遺伝子組み換え食品」など、食品を選ぶ基準というものをそれぞれ持っており、「食」の安全に留意している。

②⑪[問 21] あなたは、食品を購入する際、栄養成分表を参考にしていますか。



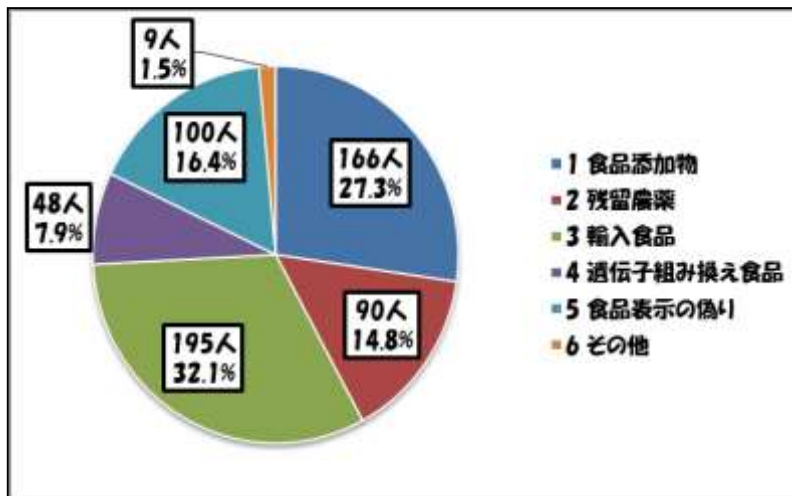
〔分 析〕

「参考にすることが多い」・「ときどき参考にしている」52.0%、「あまり参考にしていない」・「全く参考にしていない」48.0%と、ほぼ半々に分かれる回答結果となっている。

食品に関する正しい知識が、食の安全・安心いつながるため、消費者向けのセミナーや生活展などの充実を図っていく必要がある。

②[問 22] あなたは、日頃、食の安全に関して思うことは何ですか。

〔複数回答 2 つまで〕



〔分 析〕

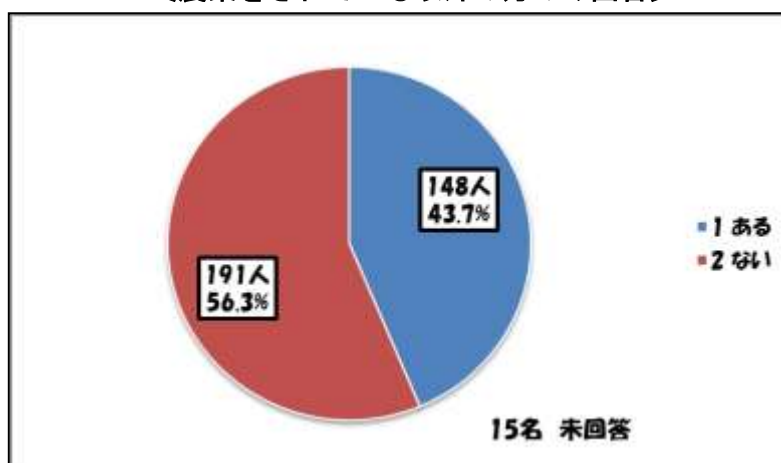
回答が多かった順番でいくと、「輸入食品」が 32.1%、「食品添加物」が 27.3%、次いで、「食品の表示の偽り」が 16.4%という順になっている。

食品の安全性や表示に対する関心が高まっていることから、「普段から食」に対する関心を持ってもらうために、問 21 の分析の中でも触れているが、消費者向けのセミナーや生活展などの充実を図っていく必要がある。

5. 「農業体験」について

③[問 23] あなた自身、またはご家族の方が、農業体験をされたことはありますか。

〔農業をされている以外の方のみ回答〕



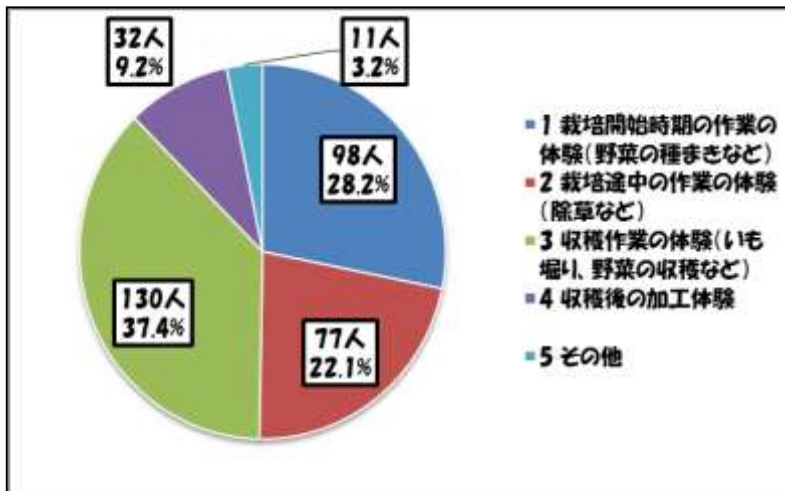
〔分 析〕

15 名の未回答（農業をしている人）を除き、農業体験をしたことのある人が全体で 43.7%となっており、予想していたよりも少ない。

このようなことから、周知を含めた場の充実を十分に図っていく必要がある。

②④[問 24] 問 23 で 1 と答えた人（参加されたことのある体験について）

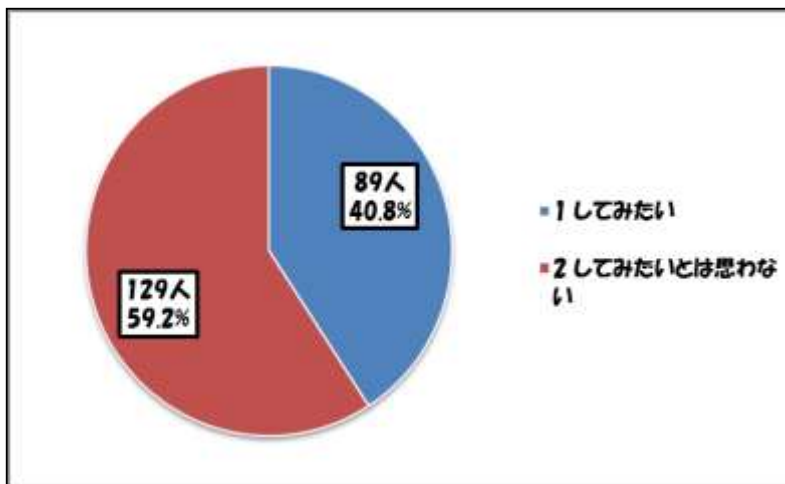
〔複数回答あてはまる番号すべて〕



〔分 析〕

農業体験がある人への質問で、収穫作業の体験（いも堀り、野菜の収穫など）が 37.4%、栽培開始時期の作業体験（野菜の種まきなど）が 28.2%、栽培途中の作業の体験（除草など）が 22.1%となっており、農業体験のある人は、栽培から収穫まで、一連の体験をしている。

②⑤[問 25] 問 23 で 2 と答えた人（農業に関する体験をしてみたいかどうか）

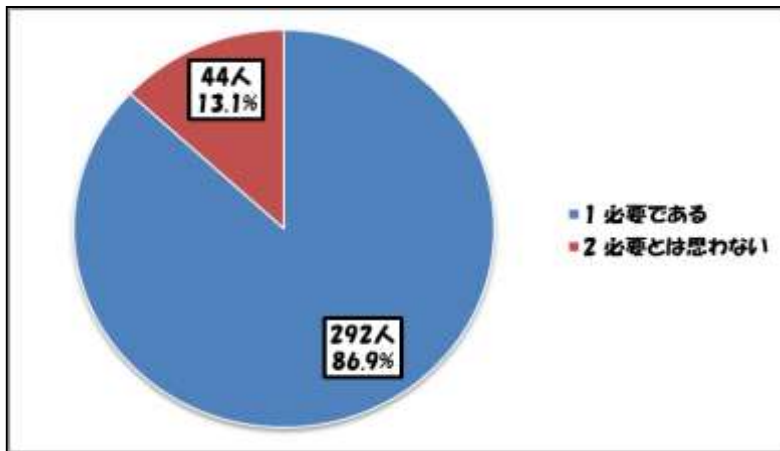


〔分 析〕

農業体験がない人への質問で、「してみたいとは思わない」と回答した人が、全体で 59.2%を占めている。

農業体験は、「食育」を知る上で最も誰でも入りやすい活動であるので、今後、周知も含めて活動機会を増やしていく必要がある。

②⑥[問 26] あなたは、子どもたちの食育を進める上で、農業に関する体験は必要だと思いますか。



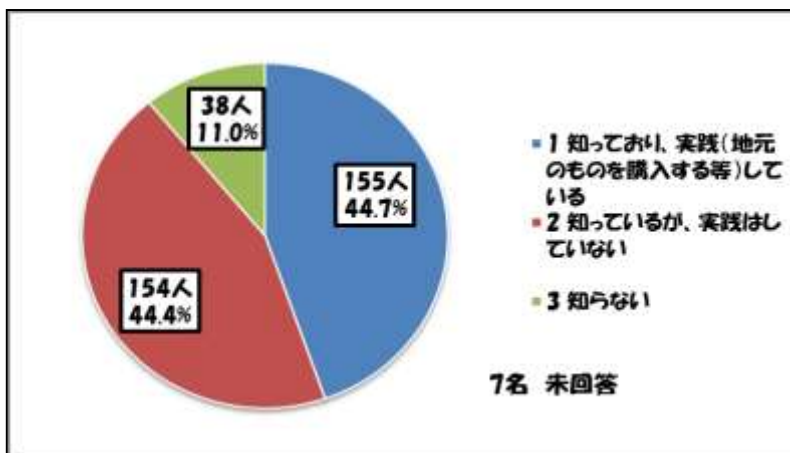
〔分 析〕

子どもたちの食育を進める上での農業体験の必要性に関わる質問について、「必要である」と回答した人は、86.9%と多かった。

問 25 の質問では、農業に関する体験をしてみたいかどうかの質問に対しての回答が 59.2%と多かったが、子どもたちの農業体験の必要性については高い。

6. 「地産地消」について

②⑦[問 27] あなたは、地域で生産されたものをできるだけその地域で消費する「地産地消」の考えを知っていますか。

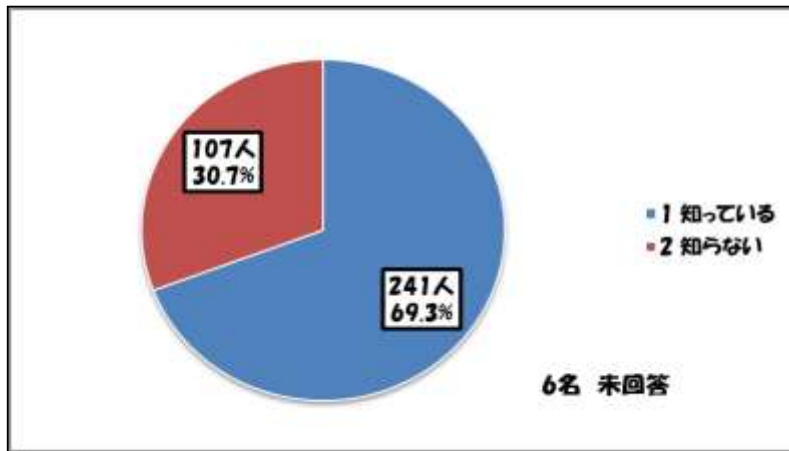


〔分 析〕

「知っており、実践（地元のものを購入する等）している」と回答した人が 44.7%、「知っているが、実践はしていない」と答えた人が 44.4%となっている。

「地産地消」の考えを知っていることだけを見れば、89.1%となるが、そのことを実践してもらう割合を増やすには、講演会や研修会の充実を図る必要がある。

⑳[問 28] あなたは、稚内市の地場産物（有名な農水産物や食品）を知っていますか。また、知っている場合は、具体的に書いてください。



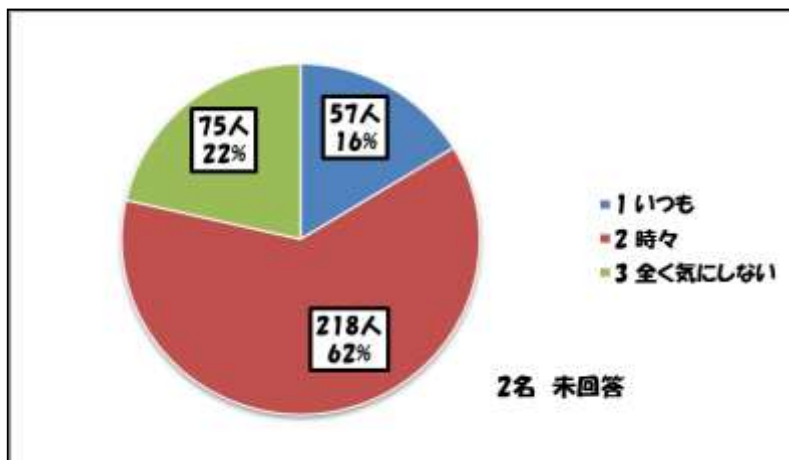
具体的な例：稚内牛乳、勇知いも、宗谷黒牛（ハンバーグ）、利尻昆布、悠々ファームの野菜、珍味、じゃがいも、たこ、ほっけ、カレイ、毛ガニ、ほたて、昆布、いか（塩辛）、鮭おおなご、たこしゃぶ、ぎんなんそう、カマボコ、ベビーリーフ、レタス、なまこ、タラ、カニ、ルッコラ、大根、うに、塩、もずく、わかめ

〔分 析〕

「知っている」と回答した人が 69.3% となっており、具体的な例を見てみると、回答者各々の思ったところで記載をしている。

その中には、稚内市の地場産物もあれば、それ以外のものがあるため、稚内市の地場産物を P R する機会・方法を工夫する必要がある。

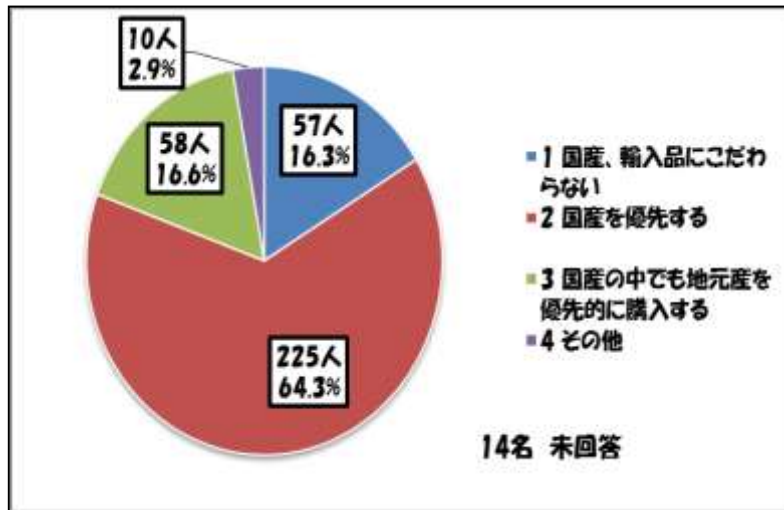
㉑[問 29] あなたは、産地表示を確認して地元産を購入するよう心がけていますか。



〔分 析〕

産地表示を確認して地元産を購入するよう心がけているかどうかという質問について、「時々」と回答した人が 62% と多かった。

⑩[問 30] 食材を購入する際、あなたの考えに一番近いものはどれですか。



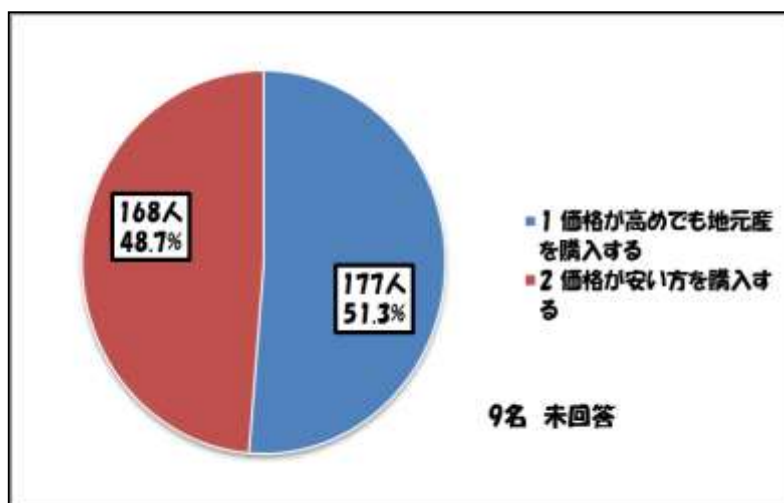
その他の回答：安い物、なるべく安い地元産、放射能汚染地以外、地元産を優先したいが値段による、何も考えていない。

〔分 析〕

問 29 の質問にも関連してきますが、食材を購入する際に「国産を優先する」と回答した人が 64.3%、「国産の中でも地元産を優先的に購入する」と回答した人が 16.6 %となっている。

回答からもわかるように、消費者としては、食材を購入する際は、地元産も含めて国産のものを選ぶ傾向が高い。

⑪[問 31] 地元農産物で安全・安心なものであれば、少し価格が高めでも購入しますか。

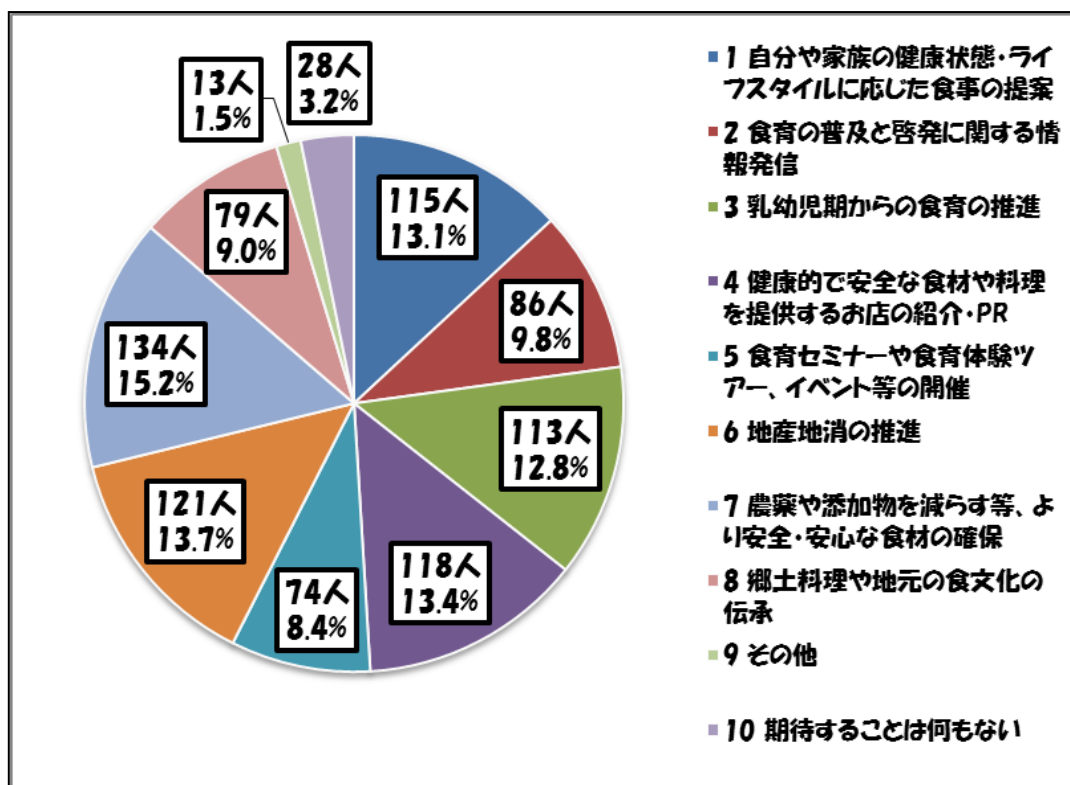


〔分 析〕

食の安全・安心に関連する質問ですが、「価格が高めでも地元産を購入する」と回答した人が51.3%、「価格が安い方を購入する」と回答した人が48.7%となっており、ほぼ同じくらいの割合であった。

③〔問 32〕 食育を進めるにあたって、あなたが市に期待することは何ですか。

〔複数回答3つまで〕



その他の回答：偽り食品がなくなればいい、生鮮食品販売店の誘致、病気治療中の人におすすめの食品や献立を教えてほしい。

添加物が多い食品の悪影響についての知識。

市が頑張っても、一番大事な家庭が家庭としての役割を果たしてくれなければ進まないと思う。

食事の準備は女性に依存しがちなので食育の定義を男性にも知ってもらいたい。

放射能の危険性を広めてほしい、価格が安い物を提供してほしい。

毎日家庭で食卓を囲めるよう働き方改革の推進(残業が少なくなるような職場づくり)

地元産は高いので、安くおいしい物を

〔分 析〕

食育を進めるにあたって、市に期待することは何かという質問について、回答が多かったものは、以下のとおり。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①「農薬や添加物を減らす等、より安全・安心な食材の確保」 | 15.2%、 |
| ②「地産地消の推進」 | 13.7% |
| ③「健康的で安全な食材や料理を提供するお店の紹介・PR」 | 13.4% |
| ④「自分や家族の健康状態・ライフスタイルに応じた食事の確保」 | 13.1% |
| ⑤「乳幼児期からの食育の推進」 | 12.8% |

上記の回答は、10%以上の人が回答した内容であるが、それを見る限りでは市の関係各課、及び機関が密に連携していかなければならないものばかりで、これまでの課題を十分に検討していく必要がある。

(8) まとめ

今回の調査は、「食育について」、「あなたの食習慣について」、「食の安全について」、「農業体験」、「地産地消について」の大きく5つの柱に分け、それぞれの柱に沿って質問を行った。

「食べる」という行為は、私達が生きていくために無くてはならないものであり、第一次の計画にある基本目標にもあるように「市民が生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性の実現」に必要不可欠なものである。

そのようなことから「食育」を通じて、食の「習慣」、「安全・安心」、「体験活動等」、そして「地産地消」について、自身を見つめ直す良い機会になったのではないかと考える。

上記にそれぞれの質問に対して分析(コメント)を載せていますが、結果から明らかになったことは、「食育」という言葉だけが知られている状況であり、十分な理解が図られていないということ。

しかし、心身の健康、食生活・習慣の改善、食品の安全・安心などには、興味・関心を持っている人は多く、日常生活の中で、感じていること、気を付けていること、そして、期待することなど、今回の調査で知ることができた。

調査結果を受け、「食」に関する課題を、市の関係各課及び機関等で課題の共有を図り、取り組みも横断的に行うなど、連携しながら食育を推進していく必要がある。

第2次 稚 内 市 食 育 推 進 計 画

平成30年3月

発行：稚内市

編集：教育部教育総務課

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

TEL 0162-23-6161（代表）

0162-23-6518（直通）

FAX 0162-22-7913